

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

PCT における各国ユーザーの国際調査報告の評価及び  
国際調査機関の選択基準に関する調査研究報告書

平成 28 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN



## はじめに

特許協力条約（PCT）制度を利用して国際的に統一された出願書類を自国の特許庁等の受理官庁に提出（出願）すると、すべての PCT 加盟国に対して出願したものとして扱われ、その出願日が、すべての PCT 加盟国における出願日（国際出願日）となるメリットがある。出願人は、国際出願日から各国の国内移行期限までの間に特許取得の可能性を精査し、厳選した国においてのみ手続を継続させることができるが、その際の判断材料として使われるのが、国際調査機関（ISA）が作成する国際調査報告（ISR）及び見解書である。

出願人は、出願を受け付けた受理官庁が特定する ISA の中から ISA を選択することができ、選択された ISA が作成する ISR 及び見解書を、各国での権利化に先立って自らの発明を評価するため又は必要な補正を行うための有効な情報として利用することができる。

2016 年 2 月時点で、我が国特許庁は、日本のほか ASEAN のフィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ及びラオスの 8 か国に韓国及び米国を合わせた 11 か国を ISA として管轄している。つまり、これらの国の受理官庁に英語（韓国は日本語出願のみ）の PCT 国際出願を行った出願人は我が国特許庁を ISA として選択できる。

一方、我が国特許庁による上記 ASEAN 各国の管轄開始から 2014 年までに各国受理官庁になされた PCT 国際出願のうち、我が国特許庁を ISA として選択する割合は、おおむね欧州特許庁（EPO）の半分以下に留まっている。海外での研究開発拠点を置く日系企業が増加する中、我が国特許庁の ISA としての選択率の向上は、我が国特許庁による先行技術調査結果を提供して現地日系企業を含む現地出願人が ASEAN をはじめとする海外で安定した権利を得ることに資するものである。また、知的財産推進計画 2014 に記載されているとおり、我が国特許庁による国際調査の対象国を拡大し、海外ユーザーの利用を促進することにより、我が国特許庁による調査結果のグローバル発進力強化が期待できる。

以上を踏まえ、世界各国のユーザーが ISA を選択する際に考慮する要素を調査、分析し、我が国特許庁の ISA としての選択率向上を図るとともに、引き続き更なる管轄国の拡大を検討するための基礎資料とすることを目的として、本調査研究を行った。

最後に、本調査研究を遂行するにあたり、ご協力いただいた皆様方に対し、この場を借りて深く感謝する次第である。

平成 28 年 3 月  
一般社団法人 日本国際知的財産保護協会  
(AIPPI・JAPAN)



## 要約



## 全調査対象国についての調査結果

全調査対象国 10 か国（シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ベトナム、米国、インド、ブラジル及び南アフリカ）の事務所等 52 者に対して海外質問票調査を行った結果の概要は以下のとおりである。

なお、「%」は、特に説明がなければ、回答が得られた事務所等のうち該当する項目を選択した事務所等の数の割合を表す。

### 1. ISA の選択

質問票調査に回答した全調査対象国の事務所等が最近約 3 年間に選択した ISA は、事務所等の数からみると欧州特許庁が最も多く、次いで多いのは順に、韓国特許庁、米国特許商標庁、オーストラリア知的財産庁及び日本国特許庁であった。欧州特許庁は調査対象国すべてにおいて選択可能であり、全事務所等のうち 79%が選択していた。日本国特許庁については、ASEAN6 か国及び米国の事務所等 (36 者) が選択可能であるが、そのうち 36%が選択していた。

### 2. ISR 及び見解書に対する評価

肯定的な評価が多かったのは、ISR 中の新規性判断・進歩性判断、先行技術の網羅性、新規性に関する記載の適切性及び明確性及び ISR 及び見解書の作成期間（及び提供までの期間）の適切性であった。

### 3. ISA 選択の際に考慮する事項

考慮する程度及び優先度が高いものとして挙げられたのは、国際段階に支払う費用、ISR 中に引用されている先行文献の適切性、ISR 及び見解書等に記載された引用文献の移行国での審査への影響力であった。

費用面では、考慮するとされた割合が最も高かったのは PCT 国際出願時に支払う調査手数料で、75%の事務所等が選択していた。

### 4. ISA としての日本国特許庁

#### (1) 日本国特許庁を ISA として選択する理由

「ISR の内容の質が高い」及び「ISR の技術的範囲が適切である」が最も多く、次いで「PCT 国際出願時の日本国特許庁の手続費用が安い」、「日本で事業実施予定がある」が多く挙げられた。

#### (2) 日本国特許庁を ISA として選択しない理由

「日本で事業実施しない」が最も多く、次いで「従来から選択している ISA で問題ない」と「日本語のみの引用文献が多く内容が把握できない」が多く挙げられた。

#### (3) 日本国特許庁を ISA として選択するための要件

「日本語のみの引用文献の英語の翻訳文」が最も多く、次いで、「PCT 国際出願時の日本国特許庁の手続費用が安い」が多く挙げられた。

## ASEAN 地域についての調査結果

調査対象国のうち、ASEAN 地域の 6 か国の事務所等 29 者に対して海外質問票調査を行い、そのうち 19 者に対して海外現地ヒアリング調査を行った結果の概要は以下のとおりである。

### 1. ISA の選択

海外質問票調査に回答した全調査対象国の事務所等が最近約 3 年間に選択した ISA は、欧州特許庁が最も多く、調査対象となった事務所等の 72%が選択していた。次いで多かったのは、韓国特許庁が 52%、日本国特許庁が 45%、オーストラリア知的財産庁が 34%であった。

### 2. 出願の言語

最近約 3 年間に使用された PCT 国際出願の言語は、全て英語であった。

### 3. ISA 選択の際に考慮する事項

考慮する程度及び優先度が高いものとして挙げられたのは、国際段階で支払う費用であった。そのほか程度又は優先度が高いのは、ISR 及び見解書等に記載された引用文献の移行国での審査への影響力、ISR 中に引用されている先行文献の適切性、見解書中の特許性の記載の適切性、ISR 中に引用されている先行文献の言語等であった。

費用面では、考慮するとされた割合が最も高かったのは PCT 国際出願時に支払う調査手数料であった。次いで、各国段階及び国内移行時の減額措置を考慮するとする回答も多かった。

### 4. ISA としての日本国特許庁

#### (1) ISA としての日本国特許庁の選択

55%の事務所等が日本国特許庁を ISA として「選択したことがない」と回答した。

#### (2) 日本国特許庁の ISR 及び見解書に対する評価

肯定的評価が最も多かった項目は「ISR 及び見解書の作成期間の適切性」であった。次いで、「ISR 中の新規性の判断」及び「ISR の先行技術の網羅性」が多かった。

#### (3) 日本国特許庁を ISA として選択する理由

「PCT 国際出願時の日本国特許庁の手続費用が安い」が最も多く、次いで「日本で事業実施予定がある」及び「出願人の親会社又は共同出願人が日本にある」が多く挙げられた。

#### (4) 日本国特許庁を ISA として選択しない理由

「日本で事業を実施しない」、次いで「引用文献が日本語のみが多く内容が把握できない」等が挙げられた。

#### (5) 日本国特許庁を ISA として選択するための要件

「日本語のみの引用文献の英語の翻訳文」が多く、約 4 割の事務所等が挙げている。次いで、「多くの言語の文献調査の実施」、「手続が容易」、「選択可能な言語の増加」、

「日本で事業を実施する機会の増加」及び「PCT 国際出願時の日本国特許庁に対する手続費用が安い」が挙げられた。

(6) 日本国特許庁への改善・要望点

言語面に関する意見が多く、具体的には、英語での文献調査の増加、機械翻訳ができない古い特許・実用新案文献を含む日本語引用文献の英訳の必要性、英語での電話対応をはじめとする日本国特許庁へのアクセス性改善などが指摘された。

## 調査対象国別の調査結果

調査対象国 10 か国の事務所等 52 者に対する海外質問票調査のうち、各国の事務所等が回答した ISA の選択頻度及び選択基準についての調査結果概要は以下のとおりである。

### 1. シンガポール

- (1) ISA として、オーストラリア知的財産庁を最も多く選択している事務所等が多かった。
- (2) ISA の選択時に優先的に考慮する事項として、「引用文献の適切性」、「引用文献の言語」、「特許性の記載の適切性」及び「PPH 利用時の拒絶率」を挙げた事務所等が多かった。

### 2. タイ

- (1) ISA として、日本国特許庁又は欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。
- (2) ISA の選択時に優先的に考慮する事項として、「特許性の記載の明確性」及び「ISR 等の作成期間」を挙げた事務所等が多かった。

### 3. フィリピン

- (1) ISA として、欧州特許庁を ISA として最も多く選択している事務所が多かった。
- (2) ISA の選択時に優先的に考慮する事項として、「国際段階の費用」を挙げた事務所等が多かった。

### 4. マレーシア

- (1) ISA として、オーストラリア知的財産庁又は欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。
- (2) ISA の選択時に優先的に考慮する事項として、「引用文献の言語」及び「国際段階の費用」を挙げた事務所等が多かった。

### 5. インドネシア

- (1) ISA として、欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

(2) ISA の選択時に優先的に考慮する事項として、「引用文献の言語」及び「国内段階の費用」を挙げた事務所等が多かった。

#### 6. ベトナム

(1) ISA として、欧州特許庁又はロシア特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

(2) ISA の選択時に優先的に考慮する事項として、「移行国での影響力」、「国際段階の費用」及び「国内段階の費用」を挙げた事務所等が多かった。

#### 7. 米国

(1) ISA として、米国特許商標庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

(2) ISA の選択時に優先的に考慮する事項として、「国際段階の費用」を挙げた事務所等が多かった。

#### 8. インド

(1) ISA として、欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

(2) ISA の選択時に優先的に考慮する事項として、「国際段階の費用」を挙げた事務所等が多かった。

#### 9. ブラジル

(1) ISA として、ブラジル産業財産権庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

(2) ISA の選択時に優先的に考慮する事項として、「国際段階の費用」を挙げた事務所等が多かった。

#### 10. 南アフリカ

(1) ISA として、欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

(2) ISA の選択時に優先的に考慮する事項として、「ISR 中の引用文献の適切性」を挙げた事務所等が多かった。

## 概括表



	シンガポール	タイ	フィリピン	マレーシア	インドネシア	ベトナム	米国	インド	ブラジル	南アフリカ
回答を得た事務所等数	4	6	5	5	4	5	7	5	6	5
事務所等が過去3年間に使用したISA	AU,EP,JP,KR	AU,CN,EP,JP, KR,US	EP,JP, KR	AU,EP,JP, KR	AU,EP, KR	AT,EP,JP, KR, RU	EP, KR, RU, US	AT, AU, CN, EP, IN, SE, US	BR, EP, US	AT, AU, EP, US
過去3年間に日本国特許庁をISAとして選択した事務所数	2	4	2	4	0	1	0	選択不可	選択不可	選択不可
過去3年間に欧州特許庁をISAとして選択した事務所数	3	4	4	4	3	3	6	4	5	5
出願時に使用した言語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語、ポルトガル語	英語
ISAの変更予定あり/検討中の事務所数	2	1	1	1	2	1	2	0	調査結果なし	調査結果なし
シンガポール知的財産庁を積極的に選択又は試験的に選択する事務所数	4	4	1	4	1	1	調査結果なし	調査結果なし	調査結果なし	調査結果なし
<ISA>選択時に考慮する事項の評価点の平均(1:必ず考慮する~5:考慮しない)>										
1.引用文献の適切性	1.5	2.8	2.0	2.6	1.3	3.3	2.7	3.0	1.8	1.8
2.引用文献の言語	1.3	3.2	1.2	2.2	1.5	3.0	3.5	3.6	4.0	4.4
3.引用文献の技術的網羅性	3.8	3.7	2.8	2.8	1.3	3.5	2.7	3.0	2.0	3.0
4.移行国での影響力	2.3	2.3	2.2	2.5	1.3	1.3	3.5	2.8	2.5	2.4
5.特許性の記載の適切性	1.5	2.4	1.8	2.4	2.0	3.3	3.7	3.0	2.2	3.0
6.PCT利用時の拒絶率等	4.5	4.0	2.8	3.3	3.3	5.0	4.0	3.5	4.0	3.3
7.特許性の記載の明確性	1.8	2.4	1.8	2.4	2.0	3.4	3.7	3.0	1.8	3.0
8.技術分野ごとのバラツキ	4.3	4.0	2.3	3.0	2.7	4.3	4.5	4.8	2.7	3.0
9.審査官ごとのバラツキ	4.5	4.5	2.3	4.3	3.0	4.0	4.7	4.8	2.7	3.0
10.ISR等の作成期間	3.3	2.2	2.8	3.2	2.3	3.3	4.2	3.6	1.7	2.8
11.IROに対する出願言語	4.3	3.0	1.8	3.6	1.0	1.8	2.8	1.8	2.2	3.4
12.国際段階の費用	1.5	1.8	1.2	1.8	1.3	2.2	2.7	1.8	1.3	2.4
13.国内段階の費用	1.8	2.8	1.2	2.6	1.5	2.0	3.3	2.0	2.8	3.6
<ISAの選択基準>										
ISAを選択する際に優先的に考慮する項目(優先事項1~5位に最も選択された項目及び選択した事務所等数)	1.引用文献の適切性 2.引用文献の言語 5.特許性の記載の適切性 6.PPH利用時の拒絶率等(各3件)	7.特許性の記載の明確性 10.ISR等の作成期間(4件)	12.国際段階での費用(5件)	2.引用文献の言語 12.国際段階での費用(各4件)	2.引用文献の言語 13.国内段階での費用(各4件)	4.移行国での影響力 12.国際段階での費用 13.国内段階での費用(各4件)	12.国際段階での費用(6件)	12.国際段階での費用(4件)	12.国際段階での費用(5件)	1.引用文献の適切性 (5件)
ISAを選択する際に最も優先する項目として、最も多く選択された項目及び事務所等数	12.国際段階での費用(3件)	4.移行国での影響力(2件)	12.国際段階での費用(3件)	12.国際段階での費用(2件)	(4項目が各1件)	12.国際段階での費用(2件)	1.引用文献の適切性 12.国際段階での費用(各6件)	11.IROに対する出願言語 12.国際段階での費用(各2件)	1.引用文献の適切性 (各2件)	1.引用文献の適切性(5件)
<ISAとしての日本国特許庁に対する事項>										
ISAとして選択した理由(代表的なもの)	11.PCT国際出願時の日本国特許庁の手続費用が安い、又は共同出願人が日本にある						1.ISRの内容の質が高い、2.ISRの技術的範囲が適切	1.ISRの内容の質が高い、2.ISRの技術的範囲が適切、11.PCT国際出願時の日本国特許庁の手続費用が安い		
ISAとして選択しない理由(代表的なもの)	9.日本で事業実施しない、16.従来から選択しているISAで問題がない、17.引用文献が日本語のみが多くて内容把握できない						18.自国にISAがある	10.日本国特許庁へ移行する予定がない		
ISAとしての選択に必要な要件(代表的なもの)	13.日本語のみの引用文献の英語の翻訳文						...	13.日本語のみの引用文献の英語の翻訳文、11.PCT国際出願時の日本国特許庁の手続費用が安い		



## 謝辞

本調査研究の実施にあたり、以下の方々に質問票調査及びヒアリング調査にご協力をいただいた（各国ごとアルファベット順）。この場を借りて、深くお礼申し上げます。

### (1) シンガポール

Allen & Gledhill LLP

Amica Law LLC

Bird & Bird ATMD LLP

Drew & Napier LLC

### (2) タイ

Axis Associates International Co., Ltd (Thailand)

Rouse & Co. International (Thailand) Ltd

S & I International Bangkok Office

Tilleke & Gibbins International Ltd.

### (3) フィリピン

ACCRALAW®

Cruz Marcelo & Tenefrancia

E. B. Astudillo & Associates

Flores Palarca & Ofrin Law Office

Ortega, Bacorro Odulio, Calma & Carbonell

### (4) マレーシア

Kass International Sdn Bhd

Marks & Clerk (Malaysia) Sdn Bhd

Mirandah Asia (Malaysia) Sdn Bhd

Peter Huang & Richard

Shearn Delamore & Co.

### (5) インドネシア

AMR Partnership

Biro Oktroi Roosseno

PT. Hakindah International

Shuba Consultant

(6) ベトナム

Le & Le  
Pademark Co., Ltd.  
Pham & Associates  
T & T Invenmark Co., Ltd.  
Tran H.N. & Associates

(7) 米国

Buchanan Ingersoll & Rooney PC  
Holland & Hart LLP  
Maier & Maier PLLC  
Oblon, McClelland, Maier & Neustadt, LLP  
Oloff PLC  
Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP  
Sughrue Mion, PLLC

(8) インド

Anand & Anand  
Lex Orbis  
Remfry & Sagar  
S. Majumdar & Co.

(9) ブラジル

Abreu, Merkl E Advogados Associados  
Daniel Advogados  
Di Blasi, Parente & Associados  
Kasznar Leonardos Propriedade Intelectual  
Licks Attorneys  
Roner Guerra Fabris IP

(10) 南アフリカ

Adams & Adams  
Kisch IP  
Hahn & Hahn Inc.  
Spoor & Fisher  
Von Seidels

## アドバイザー会合メンバー名簿（敬称略）

### アドバイザー（五十音順）

浅見 節子	東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科 知的財産戦略専攻教授
出野 知	青和特許法律事務所 弁理士
那須 威夫	中村合同特許法律事務所 弁理士
秦 真也	一般社団法人 日本知的財産協会 国際第2委員会副委員長／ パナソニックヘルスケア株式会社
前田 行徳	一般社団法人 日本知的財産協会 マネジメント第2委員会委員／ サッポロホールディングス株式会社

### オブザーバー

長橋 良浩	特許庁（前）総務部国際協力課 課長補佐（国際出願企画班長）
原 真一郎	特許庁総務部国際協力課 課長補佐（国際出願企画班長）
大塚 俊範	特許庁（前）総務部国際政策課・国際協力課 総括係長
鈴木 崇文	特許庁総務部国際政策課・国際協力課 総括係長
福山 友美子	特許庁総務部国際協力課 国際出願企画班

### 事務局

川上 溢喜	一般社団法人日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 所長
大畑 摩利子	一般社団法人日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 主任研究員（主担当）
岩本 東志之	一般社団法人日本国際知的財産保護協会国際法制研究所 主任研究員（副担当）



## 目次

本調査研究の概要	1
<b>第 I 部 本調査研究の背景</b>	<b>5</b>
1. ISA の比較	7
2. ISA としての日本国特許庁	21
3. 調査対象国の出願人による ISA の選択状況	25
<b>第 II 部 全調査対象国の調査結果の比較</b>	<b>37</b>
1. 全調査対象国についての調査結果	39
1-1. ISA 全般	39
1-2. ISA としての日本国特許庁	58
1-3. ISA としての欧州特許庁	62
2. ASEAN 地域についての調査結果	67
2-1. ISA 全般	67
2-2. ISA としての日本国特許庁	77
2-3. ISA としての欧州特許庁	84
2-4. ISA としてのシンガポール知的財産庁	89
2-5. PCT 国際出願が少数に留まる点に関する調査	94
<b>第 III 部 調査対象国別の調査結果の比較</b>	<b>99</b>
1. シンガポール	101
2. タイ	102
3. フィリピン	103
4. マレーシア	104
5. インドネシア	105
6. ベトナム	106
7. 米国	107
8. インド	108
9. ブラジル	109
10. 南アフリカ	110
<b>参考資料</b>	<b>111</b>
1. 質問票の質問項目の概要	113
2. 質問票（日本語版）	113
3. 質問票（英語版）	129



## 本調査研究の概要



## 1. 本調査研究の目的

本調査研究は、特許協力条約（以下、「PCT」という。）に基づく国際出願をする場合において、世界各国のユーザーが国際調査機関（以下、「ISA」という。）を選択する際に考慮する要素を調査、分析し、我が国特許庁のISAとしての選択率向上、また、引き続き更なる管轄国の拡大を検討していくための基礎資料として役立てることを目的とする。

## 2. 本調査研究の対象国

本調査開始時点でISAとしての日本国特許庁が管轄しているASEAN各国及び米国の7か国に加え、英語のPCT国際出願を受理し、かつ、複数のISAが管轄している新興国から3か国を含め、以下の計10か国を調査対象国とした（以下、「調査対象国」という。）。

- ・シンガポール共和国（以下、「シンガポール」という。）
- ・タイ王国（以下、「タイ」という。）
- ・フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）
- ・マレーシア
- ・インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という。）
- ・ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という。）
- ・アメリカ合衆国（以下、「米国」という。）
- ・インド共和国（以下、「インド」という。）
- ・ブラジル連邦共和国（以下、「ブラジル」という。）
- ・南アフリカ共和国（以下、「南アフリカ」という。）

## 3. 本調査研究の方法

### ①海外質問票調査

調査対象国においてPCTを活用している企業及び法律事務所（以下、「事務所等」という。）のうち合計52者に対して、質問票を送付して調査を実施し、その結果を取りまとめた。

### ②海外現地ヒアリング調査

質問票による調査の結果を踏まえ、現地ヒアリング調査を実施し、その結果を取りまとめた。ヒアリングは、調査対象国のうちASEAN6か国について各国3～4者、合計19者に対して実施した。

## 4. 本調査研究の項目

調査対象国の出願人・代理人がISAを選択する際に基準とする指標と想定され、今後我が国特許庁が国際調査報告（以下、「ISR」という。）や見解書の作成等を実施するにあたり、改善検討（品質管理の指標等）の材料となる項目を調査した。



## 第 I 部 本調査研究の背景

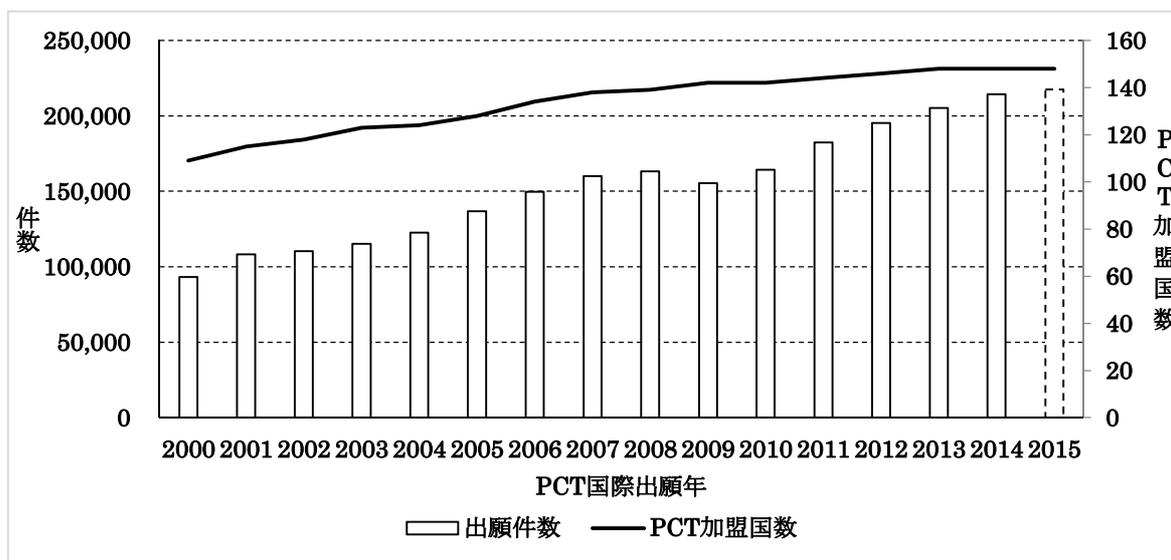
本調査研究に関連して、現在の世界の ISA 及び ISR の状況、調査対象国の ISA の選択状況等を調査したので以下に説明する。



## 1. ISA の比較

### (1) PCT 加盟国数及び出願件数

現在、PCT 加盟国は 148 개국<sup>1</sup>で年々増加しており、PCT 国際出願の件数<sup>2</sup>もおおむね増加傾向にある。



図表 I-1 : PCT 加盟国数及び国際出願件数

<sup>1</sup> PCT-The International Patent System (WIPO HP)  
<http://www.wipo.int/pct/en/> (最終アクセス日: 2016年1月20日)

<sup>2</sup> WIPO Statistics より出願件数を算出、2015年のデータは全件カウントされていない可能性がある。  
<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/pmhindex.htm?tab=pct> (最終アクセス日: 2016年1月20日)

## (2) ISA の数

PCT 締約国により選定された ISA は以下の 21 機関である。

オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、エジプト、フィンランド、インド、イスラエル、日本、韓国、ロシア、スペイン、スウェーデン、米国、ウクライナ、シンガポールの各国内官庁、欧州特許庁、北欧特許機構及びヴィシエグラード特許機構の各広域官庁

シンガポール知的財産庁は、2015 年 9 月 1 日から ISA 及び国際予備審査機関（以下、「IPEA」という。）として運用を開始した<sup>3</sup>。

ウクライナ知的財産庁は、2013 年に ISA 及び IPEA として選定されたが、2015 年にその下部組織である「ウクライナ知的財産公社」がその機能を担うこととなり<sup>4</sup>、同公社は 2016 年 2 月 5 日付けで ISA 及び IPEA としての機能を開始した<sup>5</sup>。

ヴィシエグラード特許機構は、ヴィシエグラードの 4 か国（チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド共和国及びスロバキア共和国）の特許庁により構成される政府間協力機関である。2015 年に ISA 及び IPEA として選定されたが、現在はまだ機能していない<sup>6</sup>。

---

<sup>3</sup> PCT NEWSLETTER 2015 年 7-8 月号 No.7-8/2015 日本語抄訳

[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/7\\_8\\_2015.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/7_8_2015.pdf)（最終アクセス日：2016 年 1 月 20 日）

PCT NEWSLETTER 2015 年 9 月号 No.9/2015 日本語抄訳

[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/9\\_2015.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/9_2015.pdf)（最終アクセス日：2016 年 1 月 20 日）

<sup>4</sup> PCT NEWSLETTER 2015 年 10 月号 No.10/2015 日本語抄訳

[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/10\\_2015.pdf#search=%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%94%B9%E6%AD%A3+2016+%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%8D%94%E5%8A%9B%E6%9D%A1%E7%B4%84](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/10_2015.pdf#search=%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%94%B9%E6%AD%A3+2016+%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%8D%94%E5%8A%9B%E6%9D%A1%E7%B4%84)（最終アクセス日：2016 年 1 月 20 日）

<sup>5</sup> PCT Newsletter 2016 年 1 月号 No.01/2016 日本語抄訳

[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2016/1\\_2016.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2016/1_2016.pdf)（最終アクセス日：2016 年 2 月 8 日）

<sup>6</sup> PCT NEWSLETTER 2015 年 10 月号 No.10/2015 日本語抄訳

[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/10\\_2015.pdf#search=%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%94%B9%E6%AD%A3+2016+%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%8D%94%E5%8A%9B%E6%9D%A1%E7%B4%84](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/10_2015.pdf#search=%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%94%B9%E6%AD%A3+2016+%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%8D%94%E5%8A%9B%E6%9D%A1%E7%B4%84)（最終アクセス日：2016 年 1 月 20 日）

(3) 各ISAが管轄している受理官庁

ISA	管轄している受理官庁 (数、コード)	
1.オーストリア (AT)	27	AP、BH、BR、CO、CU、DZ、EG、GE、GH、GT、IN、KE、KP、KR、LR、LS、LY、MA、OA、PE、SG、SY、TT、VN、ZA、ZM、ZW
2.オーストラリア (AU)	18	AU、BN、GH、ID、IN、KE、KR、LR、MY、NZ、PG、PH、SG、TH、US、VN、ZA、ZW
3.ブラジル (BR)	6	BR、CO、CU、GT、PA、PE
4.カナダ (CA)	4	AG、BZ、CA、SA
5.チリ (CL)	11	CL、CO、CR、CU、DO、EC、GT、MX、PA、PE、SV
6.中国 (CN)	10	CN、GH、IN、IR、KE、KP、LR、TH、TR、ZW
7.エジプト (EG)	4	EG、QA、SA、SD
8.欧州 (EP)	103	(省略)
9.スペイン (ES)	14	CL、CO、CR、CU、DO、EC、ES、GT、HN、MX、NI、PA、PE、SV
10.フィンランド (FI)	1	FI
11.イスラエル (IL)	3	GE、IL、US
12.インド (IN)	2	IN、IR
13.日本 (JP)	10	BN、ID、JP、KR、MY、PH、SG、TH、US、VN
14.韓国 (KR)	14	AU、CL、ID、KR、MN、MY、NZ、PE、PH、SA、SG、TH、US、VN
15.ロシア (RU)	31	AM、AZ、BG、BY、CO、CU、EA、GE、HU、ID、IR、KG、KP、KZ、LT、LV、MA、MD、MN、OA、RO、RU、SA、SY、TJ、TM、UA、US、UZ、VN、ZW
16.スウェーデン (SE)	17	AP、BR、DK、FI、GH、IN、IS、KE、LR、MA、MX、NO、OA、SE、TT、VN、ZM
17.シンガポール (SG)	4 <sup>7</sup>	ID、MX、SG、VN
18.ウクライナ (UA)	1	UA
19.米国 (US)	19	BH、BR、CL、DO、EG、GE、GT、IL、IN、MX、NZ、PA、PE、PH、QA、TH、TT、US、ZA
20.北欧 (XN)	4	DK、IS、NO、SE

図表 I-2 : 各 ISA が管轄する受理官庁

<sup>7</sup> 2016年4月1日より日本 (JP) は、シンガポール知的財産庁を ISA として指定する。

#### (4) 各 ISA による ISR 作成状況

##### ①各 ISA による ISR 作成件数

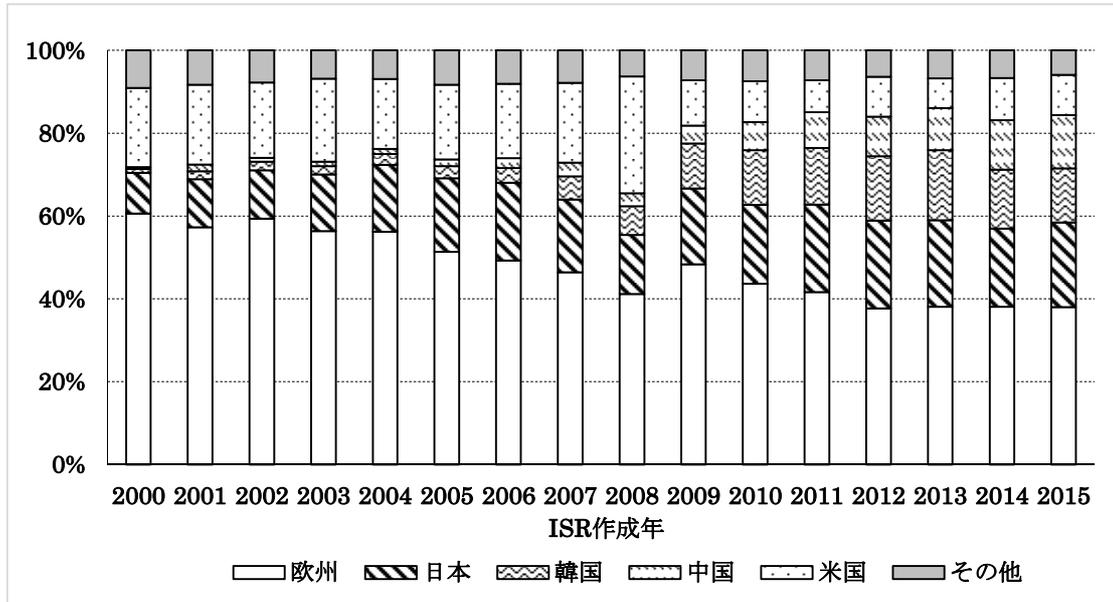
ISA	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
欧州(EP)	68,707	70,306	72,245	77,455	80,729	81,131
日本(JP)	29,989	35,641	40,531	42,383	40,076	43,569
韓国(KR)	20,971	23,164	29,912	34,405	30,194	27,929
中国(CN)	10,615	14,600	18,221	20,708	25,233	27,406
米国(US)	15,552	12,964	18,536	14,586	21,481	20,680
オーストラリア(AU)	3,126	3,270	2,897	2,605	2,747	2,584
カナダ(CA)	2,037	2,437	2,196	2,508	2,391	2,297
ロシア(RU)	851	1,008	1,921	3,086	3,283	2,276
スウェーデン(SE)	1,995	1,950	1,554	1,543	1,563	1,188
スペイン(ES)	1,392	1,292	1,481	1,257	1,459	1,175
イスラエル(IL)	—	—	160	737	856	1,043
インド(IN)	—	—	—	—	354	532
フィンランド(FI)	749	1,003	873	941	638	510
ブラジル(BR)	260	356	424	465	465	432
北欧(XN)	283	284	266	222	236	200
オーストリア(AT)	1,041	597	392	269	206	199
チリ(CL)	—	—	—	—	—	114
シンガポール(SG)	—	—	—	—	—	68
エジプト(EG)	—	—	1	8	12	22
ウクライナ(UA)	—	—	—	—	—	—

図表 I-3 : 各 ISA における ISR 作成件数<sup>8</sup>

##### ②各 ISA による ISR 作成割合

ISA の数は徐々に増加しているが、五大特許庁がそれぞれ ISA として ISR を作成した割合は一貫して 90%を超えている。欧州特許庁が依然としてその割合が最も高いものの、統計が取得できる 2000 年以降、その割合はほぼ一貫して減少しており、現在は 40%弱となっている。日本国特許庁は 2005 年以降 20%前後で推移している。韓国特許庁及び中国国家知識産権局は徐々に増加しており、現在各庁の割合はいずれも 15%弱程度である。

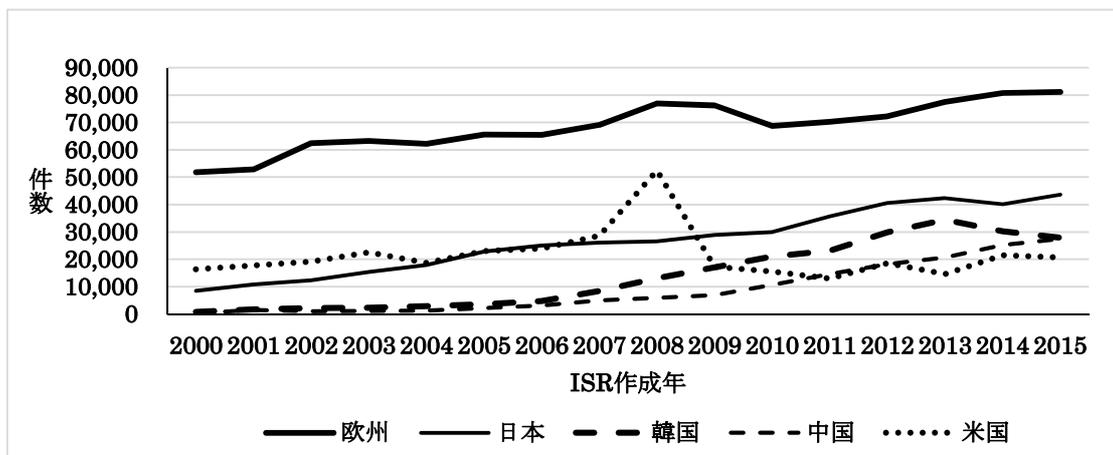
<sup>8</sup> WIPO Statistics により算出 <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/pmindex.htm?tab=pct>  
(最終アクセス日：2016 年 2 月 25 日、2015 年のデータは全件が収集されていない可能性がある。)



図表 I-4 : 各 ISA による ISR 作成件数の割合

③五大特許庁の ISA による ISR 作成件数

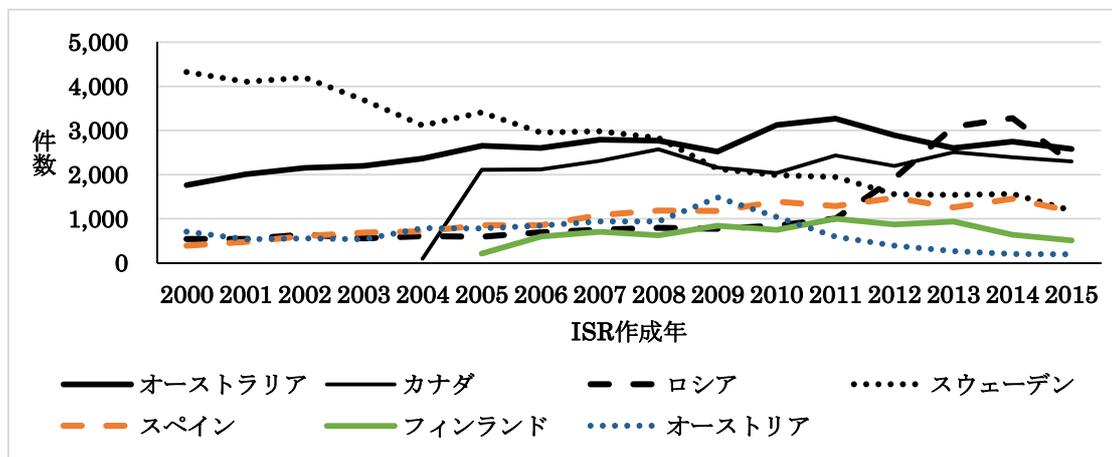
長期的には、徐々に件数が増加している。



図表 I-5 : 五大特許庁による ISR 作成件数

④10年以上運用しているISAによるISR作成件数（五大特許庁を除く）

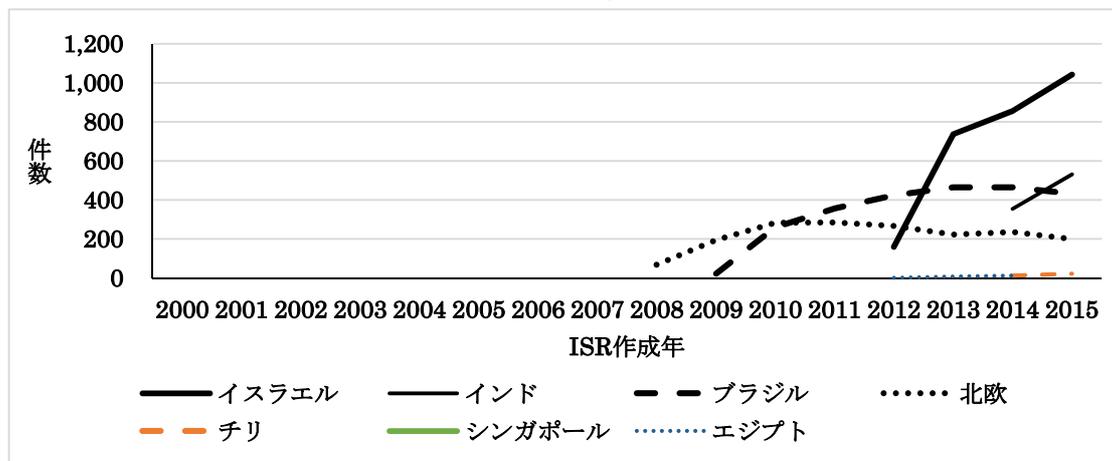
長期的に見ると、スウェーデン特許登録庁は比較的顕著に減少し、オーストラリア知的財産庁、カナダ特許庁及びスペイン特許商標庁は徐々に増加している。オーストラリア特許庁及びフィンランド特許登録庁は1,000件に満たない。ロシア知的財産庁の2012年からの増加は、管轄対象に米国が加わったことによるものである。



図表 I-6: 10年以上運用しているISAによるISR作成件数

⑤直近10年以内に運用開始したISAによるISR作成件数

イスラエル特許庁の件数が多く、2015年は1,000件以上作成している。

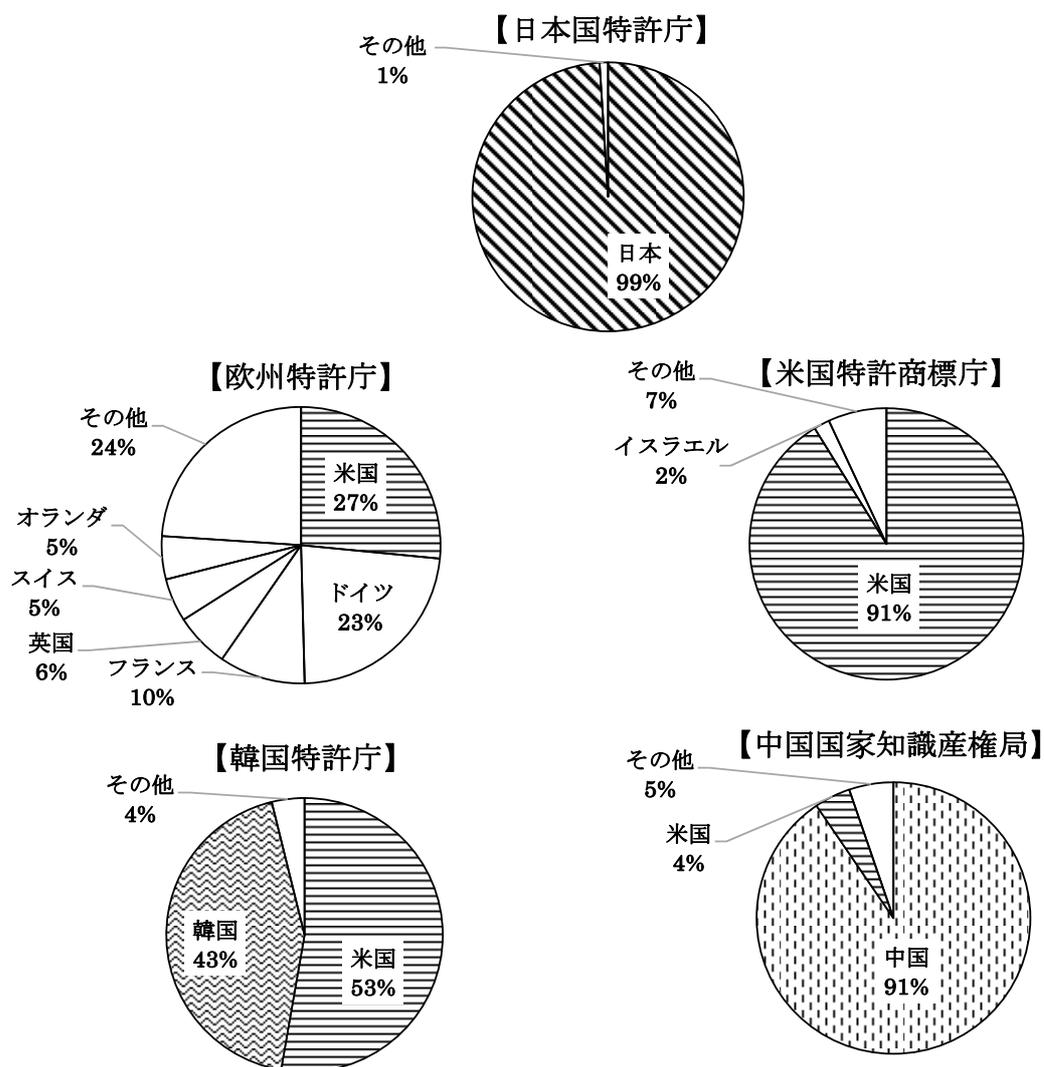


図表 I-7: 直近10年以内に運用開始したISAによるISR作成件数

## ⑥五大特許庁を選択する出願人の居住国

2012年から2015年の間に申請されたPCT国際出願のうち、五大特許庁をISAとして選択したものについて、各庁ごとに申請人の居住国構成を示したものが以下の円グラフである<sup>9</sup>。

これによれば、日本国特許庁は約99%が日本に居住する出願人からの出願で占められている。中国国家知識産権局及び米国特許商標庁については、ともに約90%が自国に居住する出願人からの出願である。一方、欧州特許庁は欧州以外からの選択も多く、日本に居住する出願人からもわずかではあるが選択されている。韓国特許庁は、出願の半数以上が米国に居住する出願人からの選択で、米国以外の海外に居住する出願人からの選択はわずかである。



図表 I-8 : 五大特許庁の ISA を選択した出願人の居住国別割合

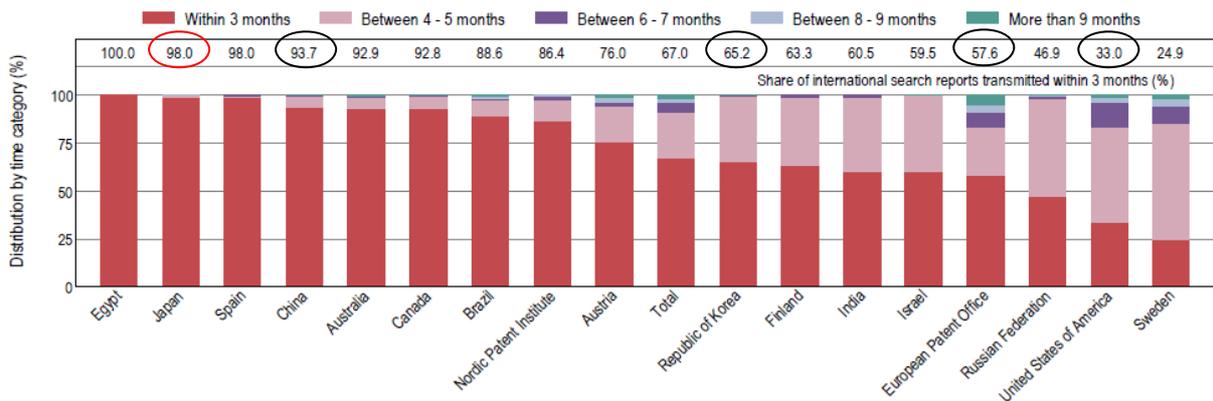
<sup>9</sup> WIPO Statistics より 2012～2015 年のデータを算出

<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/pmhindex.htm?tab=pct> (最終アクセス日：2016年1月20日、2015年は全データが収集できていない可能性がある。)

### (5) ISR 作成の適時性<sup>10</sup>

ISR の作成期間は「ISA による調査用写しの受領から 3 か月の期間又は優先日から 9 か月の期間のうちいずれか遅く満了する期間」とされている (PCT 規則 42.1)。以下の図表によれば、ISR の作成期間が「調査用写しの受領から 3 か月」以内である割合は、日本国特許庁は 98.0%であり、五大特許庁中でその割合は最も高い。

「調査用写しの受領から 3 か月」より長い期間を要している場合、上記 PCT 規則の「優先日から 9 か月の期間」に基づいて ISR が作成されている可能性がある。しかしながら、欧州特許庁及び米国特許商標庁等については、図表からは 9 か月以上を要する割合が数%あるため、ISR の作成が規則よりも遅れる場合がある程度生じていると思われる。



図表 I-9 : ISA 別 ISR 作成の適時性

<sup>10</sup> PCT Yearly Review (2015 年版)

[http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo\\_pub\\_901\\_2015.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_901_2015.pdf) (最終アクセス日: 2016 年 1 月 20 日)

## (6) ISA が認める言語<sup>11</sup>

各 ISA が認める言語は以下のとおりである。

ISA	ISA が認める言語
1.オーストリア (AT)	英語、仏語、独語、ハンガリー語、ロシア語
2.オーストラリア (AU)	英語
3.ブラジル (BR)	英語、ポルトガル語、スペイン語 <sup>12</sup>
4.カナダ (CA)	英語、仏語
5.チリ (CL)	スペイン語
6.中国 (CN)	中国語、英語
7.エジプト (EG)	アラビア語 <sup>13</sup> 、英語
8.欧州 (EU)	英語、仏語、独語、オランダ語 <sup>14</sup>
9.スペイン (ES)	スペイン語
10.フィンランド (FI)	フィンランド語、スウェーデン語、英語
11.イスラエル (IL)	英語
12.インド (IN)	英語
13.日本 (JP)	日本語、英語
14.韓国 (KR)	韓国語、英語
15.ロシア (RU)	英語、ロシア語
16.スウェーデン (SE)	デンマーク語、英語、フィンランド語、仏語 <sup>15</sup> 、ノルウェー語、スウェーデン語
17.シンガポール (SG)	英語
18.ウクライナ (UA)	英語、仏語、独語、ロシア語、ウクライナ語
19.米国 (US)	英語
20.北欧 (XN)	デンマーク語、英語、アイスランド語、ノルウェー語、スウェーデン語

図表 I-10 : 各 ISA が認める言語

<sup>11</sup> 各言語データは、PCT Applicant's Guide – International Phase – Annex D の各 ISA のデータによる  
<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/> (最終アクセス日：2016年2月10日)

<sup>12</sup> ブラジル、その他ラテンアメリカ又はカリブ海地域の受理官庁になされた PCT 国際出願の場合

<sup>13</sup> アラブ諸国連盟加盟国の受理官庁又は同加盟国のために行動する受理官庁になされた PCT 国際出願の場合

<sup>14</sup> ベルギー又はオランダの受理官庁になされた PCT 国際出願の場合

<sup>15</sup> 開発途上国又はその国のために行動する受理官庁になされた PCT 国際出願の場合

## (7) 費用

### ①PCT 国際出願時に必要な費用

PCT 国際出願時の費用は、以下の (a) ~ (c) からなる。

- (a) 国際出願手数料：1,330CHF
- (b) 国際調査手数料：ISA により異なる
- (c) 送付手数料：受理官庁により異なる

### ②国際出願手数料

国際出願手数料には、出願人の属性により 90%の減額措置が設けられ<sup>16</sup>、以下(a)又は(b)に該当する場合に適用される。

- (a) 一人当たり実質 GDP (直近 10 年の平均値) が 25,000USD を下回り、直近 5 年間において自然人の国民又は居住者による国際出願件数が年間 10 件未満 (100 万人当たり) 又は 50 件未満 (絶対数) である国の自然人である国民又は居住者
- (b) 後発開発途上国の国民であり、かつ当該国に居住する者 (自然人か否かを問わない)

米国及びシンガポールを除き、調査対象国は上記(a)に該当するため、自然人たる各国国民又は居住者による出願は減額措置の適用対象となる。なお、共同出願の場合は各出願人が上記条件のいずれかを満たす必要がある。

### ③国際調査手数料

#### (i) 通常の間際調査手数料

調査手数料は各 ISA が定めており、その額 (2016 年 3 月 1 日付) <sup>17</sup>は図表 I-12 のとおりである。ISA として、欧州特許庁、スウェーデン特許登録庁、北欧特許庁、スペイン特許商標庁及びフィンランド特許登録庁を選択した場合が最も高い(いずれも 2,097USD)。次いで、オーストリア特許庁 (2,084USD)、米国特許商標庁 (2,080USD) である。また、インド特許庁を選択した場合が最も安い (154USD)。五大特許庁では、中国国家知識産権局の調査手数料が最も安い (330USD)。

<sup>16</sup> PCT Applicant's Guide - International Phase - Annex C Receiving Office IB (英語版 2015 年 1 月 23 日)  
[http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvoll/annexes/annexc/ax\\_c\\_ib.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvoll/annexes/annexc/ax_c_ib.pdf) (最終アクセス日: 2016 年 1 月 10 日)

PCT 出願人の手引-国際段階-附属書 C 受理官庁 IB (日本語版、2015 年 4 月 23 日)

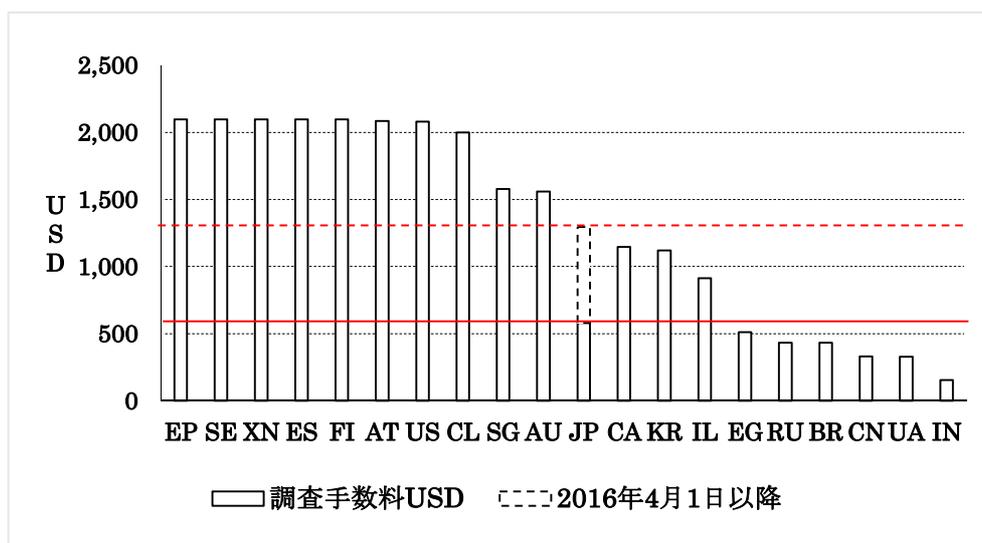
[http://www.wipo.int/pct/guide/ja/gdvoll/annexes/annexc/ax\\_c\\_ib.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/ja/gdvoll/annexes/annexc/ax_c_ib.pdf) (最終アクセス日: 2016 年 1 月 10 日)

<sup>17</sup> WIPO Fee Tables (2016 年 2 月 5 日付け)

<http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/fees.pdf> (最終アクセス日: 2016 年 3 月 10 日)

PCT Applicant's Guide - International Phase - Annex D の各 ISA のデータ

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/> (最終アクセス日: 2016 年 2 月 10 日)



図表 I-11 : 各 ISA が定める調査手数料

日本国特許庁を選択する場合、従前は欧州特許庁を選択する場合の約 4 分の 1、韓国特許庁（英語で出願をする場合）を選択する場合の約 2 分の 1 程度であったが、平成 27 年度における特許法等の改正に伴い、2016 年 4 月 1 日から英語での出願について新料金が適用される<sup>18</sup>。改定により、以下のように明細書及び請求の範囲が英語の場合は従来の 2 倍以上になり、調査手数料は韓国特許庁よりも高額になる（上記図表の点線）。

	日本円	EUR	USD
改定前	70,000 円	520 EUR	581 USD
改定後	156,000 円	1,158 EUR	1,295 USD

(ii) 国際調査手数料の減額について

図表 I-12 及び 13 のように、ISA のなかには主に出願人の属性により、調査手数料の減額措置を設けているものがある。図表 I-14 は、各 ISA について、通常の調査手数料と、減額措置適用後の手数料（複数の措置がある場合、減額幅が最も大きいもの）を示したものである。

<sup>18</sup> PCT Applicant's Guide - International Phase - Annex D Receiving Office JP (英語版 2016 年 3 月 4 日)  
[http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexd/ax\\_d\\_jp.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexd/ax_d_jp.pdf) (最終アクセス日: 2016 年 3 月 10 日)

ISA名	EP	SE	XN	ES	FI	AT	US	CL	SG	AU
調査手数料 (現地通貨) <sup>*1</sup>	1,875EUR	17,500SEK	13,960DKK	1,875EUR	1,875EUR	1,864EUR	2,080USD	2,000USD	2,240SGD	2,200AUD
調査手数料 (EUR) <sup>*1</sup>	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,864	1,860	1,789	1,411	1,395
調査手数料 (USD) <sup>*1</sup>	2,097	2,097	2,097	2,097	2,097	2,084	2,080	2,000	1,578	1,560
調査手数料の 減額の概要 <sup>*1</sup>	75%減額 (各出願人が自 然人で、非EPC 加盟国である低 所得国又は中低 所得国の国民か つ居住者である 場合)	---	---	75%減額 (各出願人が自 然人で、非EPC 加盟国である低 所得国、中低所 得国又は高中所 得国の国民かつ 居住者である場 合)	---	75%減額 (各出願人が自 然人で、オース トリア特許庁が ISAとして管轄 する国の国民か つ居住者の場 合)	1,040USD (小企業を含む による出願) 520USD (極小企業による 出願) 小企業及び極小 企業には自然人 が含まれる	400USD (各出願人が PCT規則に基づ く国際出願手数 料の90%減額措 置適用対象国の 国籍者かつ居住 者の場合) 300USD (各出願人がチ リの大学又は PCT規則に基づ く国際出願手数 料の90%減額措 置適用対象国に 本拠を有する大 学の場合)	---	---
減額後の料 金(USD)	524	2,097	2,097	524	2,097	521	1,040 / 520	400 / 300	1,578	1,560

図表 I-12 : PCT 国際出願の調査手数料 (1/2)

ISA名	EP	SE	XN	ES	FI	AT	US	CL	SG	AU
シンガポール (HI <sup>*2</sup> )	2,097					521 <sup>*3</sup>			1,578	1,560
タイ (UMI <sup>*2</sup> )	2,097						1,040 / 520 <sup>*3,4</sup>			1,560
フィリピン (LMI <sup>*2</sup> )	524 <sup>*3</sup>						1,040 / 520 <sup>*3,4</sup>			1,560
マレーシア (UMI <sup>*2</sup> )	2,097									1,560
インドネシア (LMI <sup>*2</sup> )	524 <sup>*3</sup>								1,578	1,560
ベトナム (LMI <sup>*2</sup> )	524 <sup>*3</sup>	2,097				521 <sup>*3</sup>			1,578	1,560
米国 (HI <sup>*2</sup> )	2,097						1,040 / 520 <sup>*3,4</sup>			1,560
インド(LMI <sup>*2</sup> )	524 <sup>*3</sup>	2,097				521 <sup>*3</sup>	1,040 / 520 <sup>*3,4</sup>			1,560
ブラジル (UMI <sup>*2</sup> )	2,097	2,097				521 <sup>*3</sup>	1,040 / 520 <sup>*3,4</sup>			
南アフリカ (UMI <sup>*2</sup> )	2,097					521 <sup>*3</sup>	1,040 / 520 <sup>*3,4</sup>			1,560

図表 I-13 : 調査対象国の出願人が支払う調査手数料に減額が適用された場合の料金  
(USD) (網掛け部分 : ISA として選択不可) (1/2)

\*1 : WIPO 「PCT Fee Tables (2016年1月1日付け)」及び各ISAの「Applicant's Guide - International Phase - Annex D」(最終アクセス日 : 2016年2月10日)より、JPを除き2016年3月1日付け適用予定分を記載。JPについては2016年4月1日以降の金額を表す。

\*2 : 世界銀行による所得階層別分類 (World Bank list of economies, July 2015) による

<http://data.worldbank.org/about/country-and-lending-groups> (最終アクセス日 : 2016年1月15日)

LI : 低所得 (Low Income)、LMI : 低中 (中低) 所得 (Lower Middle Income)、UMI : 高中所得 (Upper Middle Income)、HI : 高所得 (High Income) で表す。

ISA名	JP <sup>*5</sup>	CA	KR	IL	EG	RU	BR	CN	UA	IN
調査手数料 (現地通貨) <sup>*1</sup>	156,000円 (英語) 70,000円 (日本語)	1,600CAD	1,300,000 KRW (英語) 450,000 KRW (韓国語)	3,529ILS	4,000EGP	28,000RUB (英語) 6,750RUB (ロシア語)	1,685BRL	2,100CYN	300EUR	10,000INR
調査手数料 (EUR) <sup>*1</sup>	1,158	1,094	1,002	837	457	353	412	296	300	137
調査手数料 (USD) <sup>*1</sup>	1,295	1,147	1,120	912	511	433	432	330	328	154
調査手数料の 減額の概要 <sup>*1</sup>	2/3減額 (出願人が小規模若しくは事業開始から10年未満の個人事業主、又は小規模若しくは事業開始から10年未満の法人であつて、日本国特許庁を受理官庁として日本語の出願をする場合)	---	---	---	25%減額 (各出願人が低所得国、中低所得国又は高中所得国の国籍者かつ居住者である場合)	---	60%減額 (各出願人が自然人、中小企業、協同組合、学術機関、NPO又は公的機関の場合)	---	---	2,500INR (出願人が個人の場合)
減額後の料金(USD)	1,295	1,147	1,120	912	383	433	173	330	328	38

図表 I-12 : PCT 国際出願の調査手数料 (2/2)

ISA名	JP <sup>*5</sup>	CA	KR	IL	EG	RU	BR	CN	UA	IN
シンガポール (HI <sup>*3</sup> )	1,295		1,120							
タイ (UMI <sup>*3</sup> )	1,295		1,120					330		
フィリピン (LMI <sup>*3</sup> )	1,295		1,120							
マレーシア (UMI <sup>*3</sup> )	1,295		1,120							
インドネシア (LMI <sup>*3</sup> )	1,295		1,120			433				
ベトナム (LMI <sup>*3</sup> )	1,295		1,120			433				
米国 (HI <sup>*3</sup> )	1,295		1,120	912		433				
インド(LMI <sup>*3</sup> )								330		38 <sup>*3</sup>
ブラジル (UMI <sup>*3</sup> )							173 <sup>*3,4</sup>			
南アフリカ (UMI <sup>*3</sup> )										

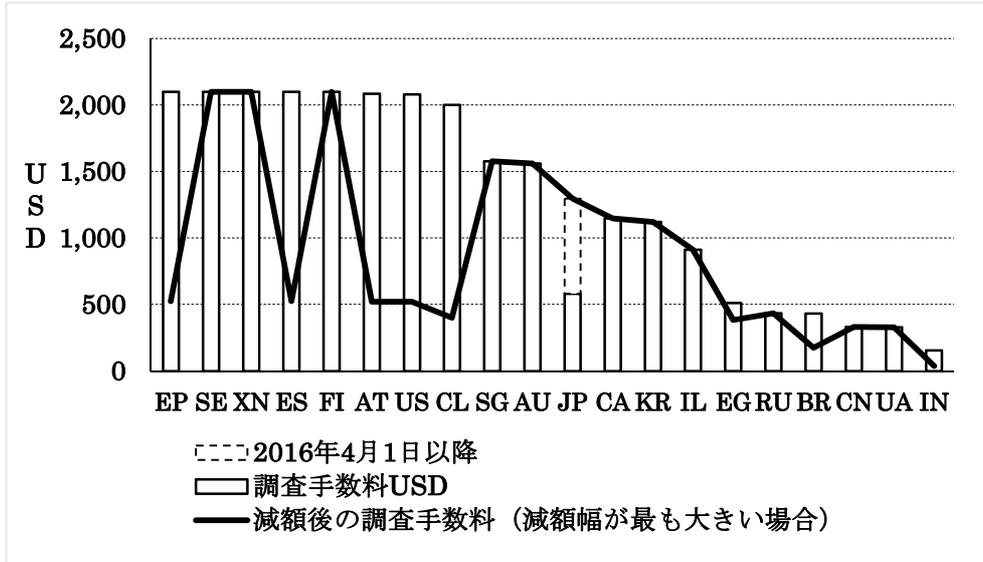
図表 I-13 : 調査対象国の出願人が支払う調査手数料に減額が適用された場合の料金 (USD) (網掛け部分 : ISA として選択不可) (2/2)

\*3 : 自然人の場合

\*4 : 小企業又は極小企業の場合

\*5 : 2016年4月1日以降の料金。 [http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexd/ax\\_d\\_jp.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexd/ax_d_jp.pdf)

(最終アクセス日 : 2016年2月15日)



図表 I-14 : 各 ISA が定める調査手数料及び減額された調査手数料

## 2. ISA としての日本国特許庁

### (1) ISA としての日本国特許庁の管轄国

2016年1月現在、日本国特許庁がISR及び国際予備審査報告(IPER)を作成・提供する国(以下、「管轄国」という)は、以下の11か国である。2016年1月からラオスが加わったことにより、日本国特許庁は、現時点でPCTに加盟するASEAN 8か国すべての国からのPCT国際出願に対して国際調査等を実施することが可能となっている。

- ・日本
- ・韓国 (2001年7月～)
- ・フィリピン (2002年1月～)
- ・タイ (2010年4月～)
- ・ベトナム (2012年7月～)
- ・シンガポール (2012年12月～)
- ・マレーシア (2013年4月～)
- ・インドネシア (2013年6月～)
- ・米国 (2015年7月～、試行)
- ・ブルネイ (2015年10月～)
- ・ラオス (2016年1月～)

なお、ラオスについては、同国知的財産庁が受理官庁としての機能を有しないため、WIPO国際事務局が受理した同国の国民又は居住者からの英語によるPCT国際出願が対象となる。また米国については、以下の制限がある<sup>19</sup>。

<米国からの出願について、日本国特許庁をISAとして選択する場合の要件>

- ・出願の言語が英語であること
- ・環境技術(グリーンテクノロジー)関連技術であること
- ・出願人がISAとして日本国特許庁を選択していること
- ・日本国特許庁が作成するISR件数は、3年間で5,000件を上限とし、四半期毎の受付上限件数を1年目は300件、以降2年目、3年目の四半期毎の上限は475件

<sup>19</sup> PCT Applicant's Guide – International Phase – Annex C (USPTO、2016.1.14)  
[http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax\\_c\\_us.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_us.pdf) (最終アクセス日: 2016年3月10日)  
日本国特許庁が米国の国際調査機関としてサービスを開始(JETRO、2015年6月29日)  
[http://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Ipnews/us/2015/20150629.pdf](http://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2015/20150629.pdf) (最終アクセス日: 2016年3月10日)

## (2) 言語

日本国特許庁が ISA として管轄する各国からの出願について、各国受理官庁が認める言語と ISA としての日本国特許庁が認める言語は、それぞれ以下のとおり<sup>20</sup>。

受理官庁／国	各受理官庁が認める言語	ISA としての日本国特許庁が認める言語
国際事務局	あらゆる言語	日本語、英語
日本国特許庁	日本語、英語	日本語、英語
韓国特許庁	日本語、韓国語、英語	日本語
フィリピン知的財産庁	英語、フィリピン語	英語
タイ王国商務省知的財産局	英語、タイ語	英語
ベトナム国家知的財産庁	英語、ロシア語	英語
シンガポール知的財産庁 マレーシア知的財産公社 インドネシア知的財産権総局 米国特許商標庁 ブルネイ知的財産庁	英語	英語
ラオス人民共和国 <sup>21</sup>	——	英語

図表 I-15：各受理官庁が認める言語及び ISA としての日本国特許庁が認める言語

<sup>20</sup> 日本国特許庁による PCT 国際出願の国際調査・国際予備審査の管轄拡大について（2016 年 1 月付け）  
[https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pct\\_isa\\_ipea.htm](https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pct_isa_ipea.htm)（最終アクセス日：2016 年 1 月 20 日）

<sup>21</sup> ラオス知的財産局は PCT 国際出願の受理官庁としての機能を有していない。ISA としての日本国特許庁を選択できるのは、国際事務局が受理したラオス人民共和国の国民又は居住者からの PCT 国際出願。

### (3) 費用

国際段階及び国内段階で必要な費用のうち大きな部分を占める費用（国際段階の調査手数料、国内段階の調査料及び審査料）について、欧州特許庁と日本国特許庁とで以下のよ  
うに条件を仮定して比較した。

すなわち、国内移行する国を「日本のみ」、「欧州のみ」及び「日本及び欧州」とし、請求項を 10 個とした。

ISA	移行国	国際段階	国内段階		合計
		調査手数料	調査料	審査料 <sup>22</sup>	
日本国特許庁	日本	¥70,000	---	¥95,000	¥165,000
欧州特許庁		¥252,600	---	¥142,000	¥394,600
日本国特許庁	欧州	¥70,000	¥142,350*	¥210,600	¥422,950
欧州特許庁		¥252,600	¥0*	¥210,600	¥463,200
日本国特許庁	日本+欧州	¥70,000	¥142,350*	¥305,600	¥517,950
欧州特許庁		¥252,600	¥0*	¥352,600	¥605,200

\*欧州特許庁への国内移行時の調査手数料減免<sup>23</sup>

- ・ ISA が欧州特許庁： 免除
- ・ ISA が日本国特許庁： 190 EUR 減額

図表 I-16 : PCT 国際出願の費用の比較（請求項 10、1EUR=130 円の場合）

このケースでは、国内移行を「欧州」のみ及び「欧州及び日本」に行う場合は、ISA と  
して日本国特許庁を選択する方が欧州特許庁を選択するよりも、それぞれ 40,250 円及び  
87,250 円ずつ安い。

ただし、代理人手数料及び翻訳料は含まれておらず、日本については、先に述べた 2016  
年 4 月 1 日施行の改正は考慮していない。改正法が施行されれば、英語出願について 86,000  
円高くなるので、欧州特許庁を選択した方が安くなる。

<sup>22</sup> 出願審査請求料改定のお知らせ（特許庁 HP 平成 23 年 7 月付け）

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/shinsaseikyu\\_kaisei.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/shinsaseikyu_kaisei.htm)（最終アクセス日：2016 年 1 月 20 日）

<sup>23</sup> PCT Applicant's Guide – National Phase – National Chapter – EP（2015 年 11 月 1 日付け）

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol2/annexes/ep.pdf>（最終アクセス日：2016 年 1 月 20 日）



### 3. 調査対象国の出願人による ISA の選択状況

#### (1) 各調査対象国から選択可能な ISA<sup>24</sup>

調査対象国を受理官庁とする出願において選択可能な ISA は以下のとおり。

調査対象国	選択可能な ISA
1.シンガポール	AT、AU、EP、JP、KR、SG
2.タイ	AU、CN、EP、JP、KR、US
3.フィリピン	AU、EP、JP、KR、US
4.マレーシア	AU、EP、JP、KR
5.インドネシア	AU、EP、JP、KR、RU、SG
6.ベトナム	AT、AU、EP、JP、KR、RU、SE、SG
7.米国	AU、EP、IL、JP、KR、RU、US
8.インド	AT、AU、CN、EP、IN、SE、US
9.ブラジル	AT、BR、EP、SE、US
10.南アフリカ	AT、AU、EP、US

図表 I-17：各調査対象国から選択可能な ISA

#### (2) 各調査対象国の受理官庁が認める PCT 国際出願の言語<sup>25</sup>

調査対象国の受理官庁が認める出願の言語は、以下のとおり。

調査対象国	選択可能な言語
1.シンガポール	英語
2.タイ	英語又はタイ語
3.フィリピン	英語又はフィリピン語
4.マレーシア	英語
5.インドネシア	英語
6.ベトナム	英語又はロシア語
7.アメリカ	英語
8.インド	英語又はヒンディー語
9.ブラジル	英語、ポルトガル語又はスペイン語
10.南アフリカ	英語

図表 I-18：各調査対象国が認める出願の言語

<sup>24</sup> PCT Applicant's Guide – International Phase – Annex C における各国受理官庁のサイト（最終アクセス日：2016年2月10日）

<sup>25</sup> 同上

### (3) 調査対象国における PCT 国際出願の状況<sup>26</sup>

出願された国ごとの年間の PCT 国際出願の件数を以下の表に示す。これによれば、インドネシア及びベトナムからの出願件数は年間 20 件以下で、フィリピンからの出願件数は 40 件以下、タイからの出願件数は 100 件以下である。

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
アセアン地域	シンガポール	643	668	714	837	938	841
	タイ	72	67	64	69	68	95
	フィリピン	14	21	15	32	35	26
	マレーシア	349	262	292	307	312	229
	インドネシア	16	13	14	15	17	6
	ベトナム	9	18	13	18	7	16
米国	45,077	49,181	51,826	57,419	61,450	46,931	
インド	1,273	1,323	1,309	1,320	1,428	1,141	
ブラジル	486	562	588	657	580	419	
南アフリカ	291	308	313	351	312	256	

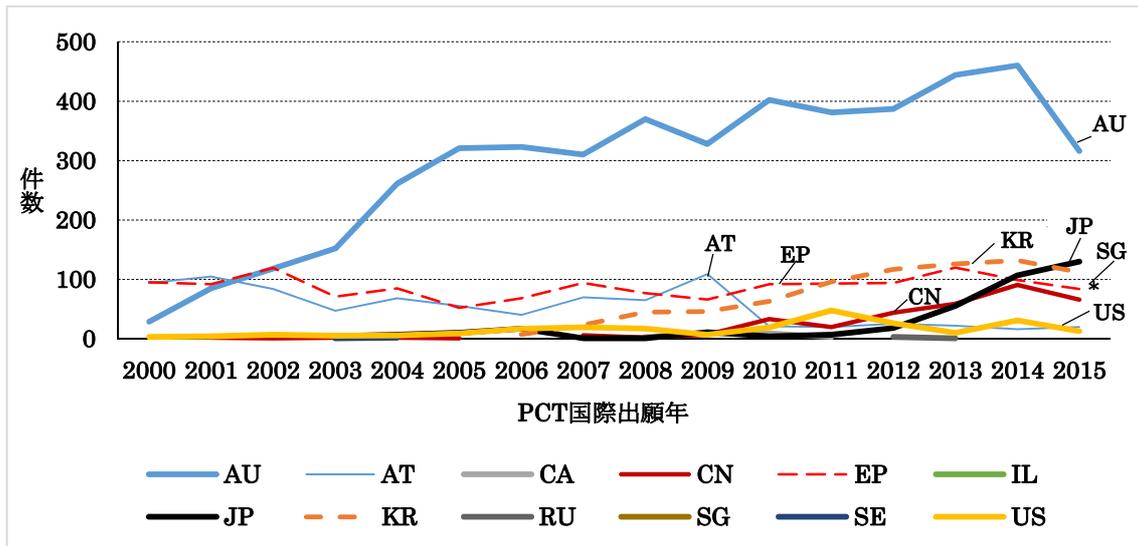
図表 I-19：各調査対象国における PCT 国際出願件数

<sup>26</sup> WIPO Statistics より 2010～2015 年のデータを算出（最終アクセス日：2016 年 2 月 1 日、2015 年は全データが収集できていない可能性がある）

#### (4) 調査対象国の出願人による各 ISA の選択状況<sup>27</sup>

##### ①シンガポール

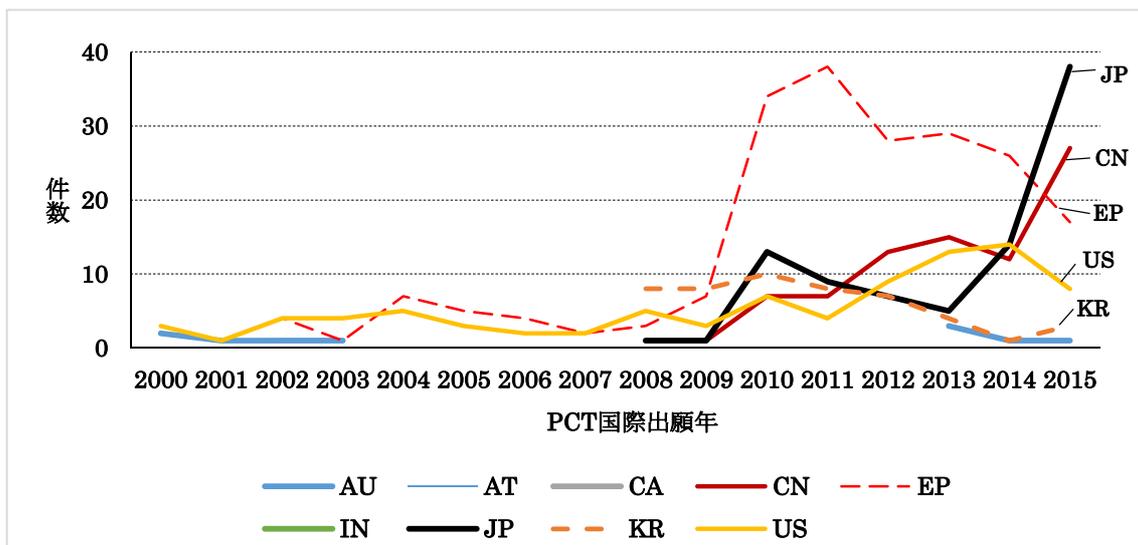
オーストラリア知的財産庁が最も多く選択されている。日本国特許庁が選択された件数は徐々に増加し、2014年に100件を超えた。2015年9月からシンガポール特許庁を選択可能になり、シンガポール知的財産庁をISAとして選択した出願は2015年に92件あった。



図表 I-20：シンガポールの出願人による ISA の選択状況

##### ②タイ

2010年以降欧州特許庁が選択された件数が最も多かったが、2015年に日本国特許庁及び中国国家知識産権局が選択された件数が逆転した。

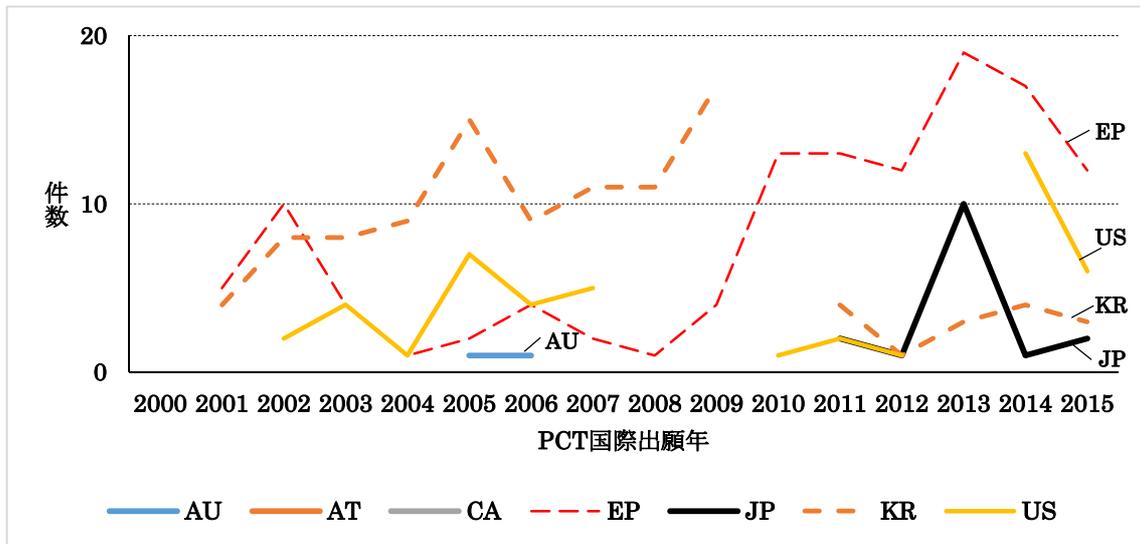


図表 I-21：タイの出願人による ISA の選択状況

<sup>27</sup> WIPO Statistics により算出 <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/pmhindex.htm?tab=pct>  
(最終アクセス日：2016年2月25日、2015年のデータは全件が収集されていない可能性がある)

③フィリピン

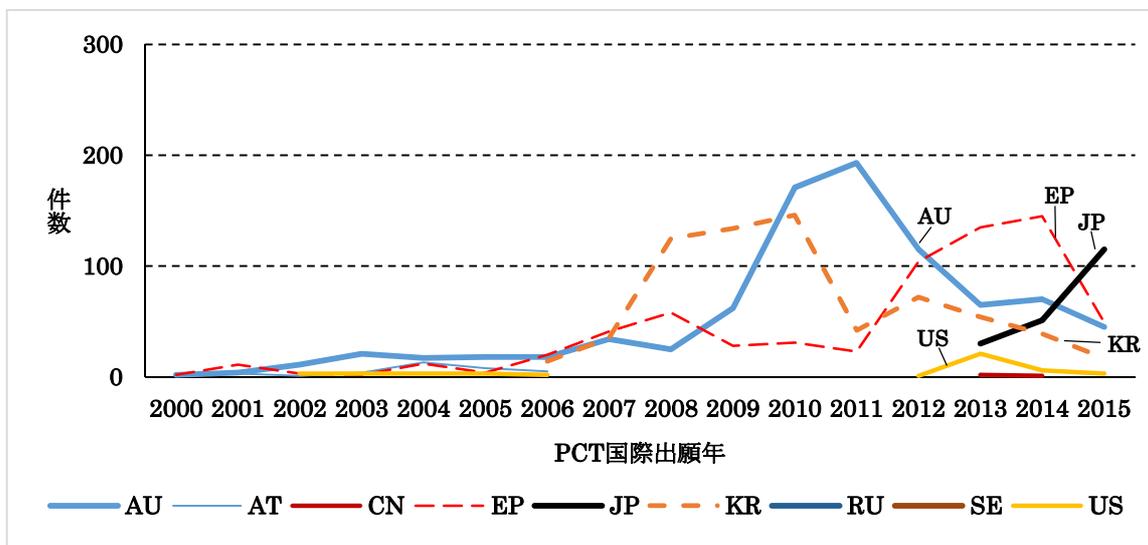
出願件数自体が少ないものの、近年は欧州特許庁が最も多く選択されている。



図表 I-22: フィリピンの出願人による ISA の選択状況

④マレーシア

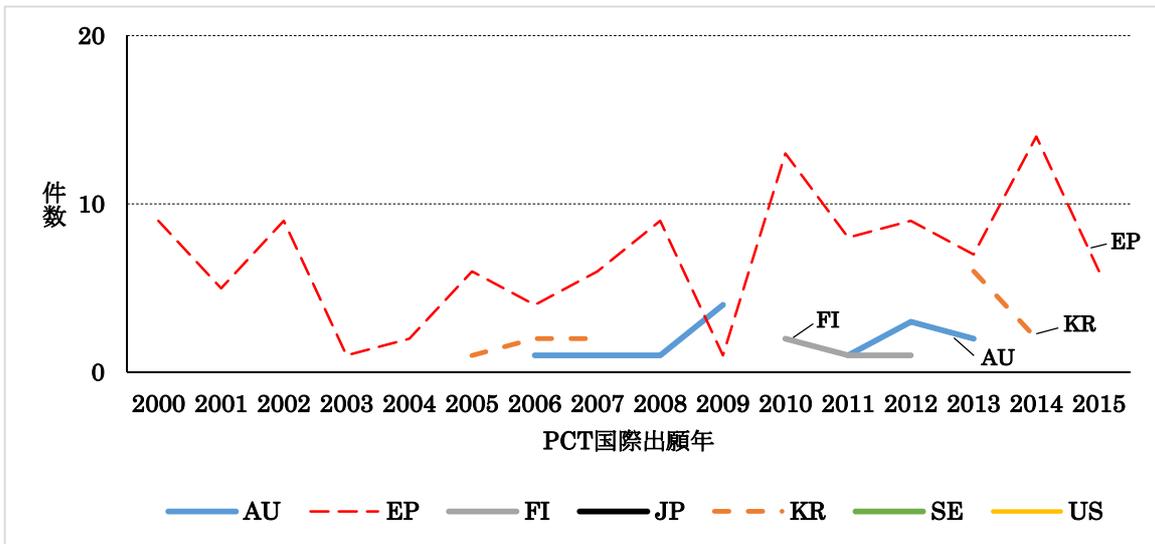
2008年～2009年は韓国特許庁、2010年～2012年はオーストラリア知的財産庁、2013年～2014年は欧州特許庁、2015年は日本国特許庁が最も多く選択されている。



図表 I-23: マレーシアの出願人による ISA の選択状況

⑤インドネシア

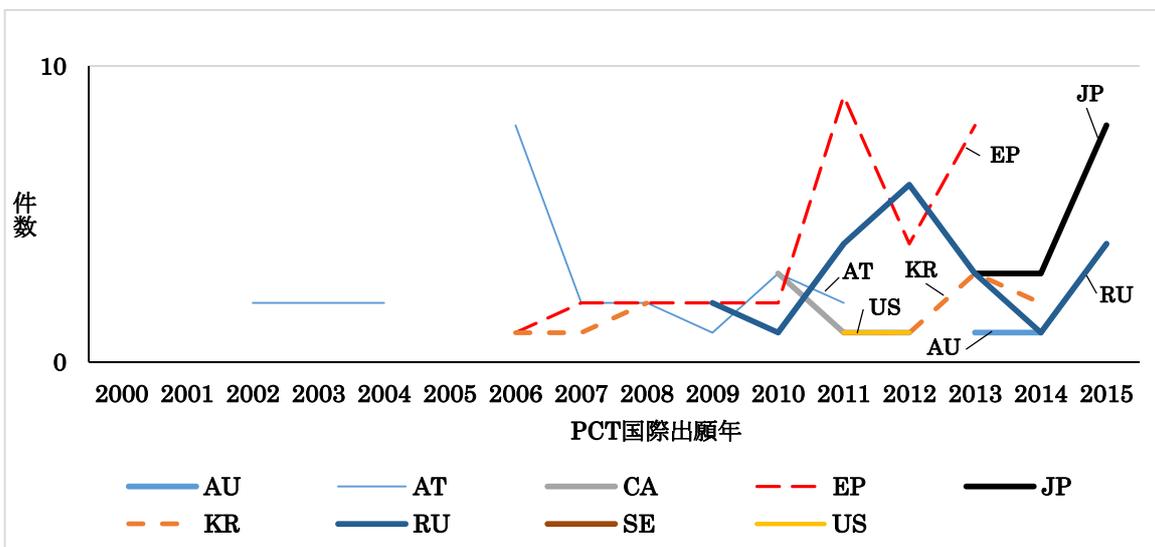
出願件数自体が少ないものの、欧州特許庁が最も多く選択されている。



図表 I-24 : インドネシアの出願人による ISA の選択状況

⑥ベトナム

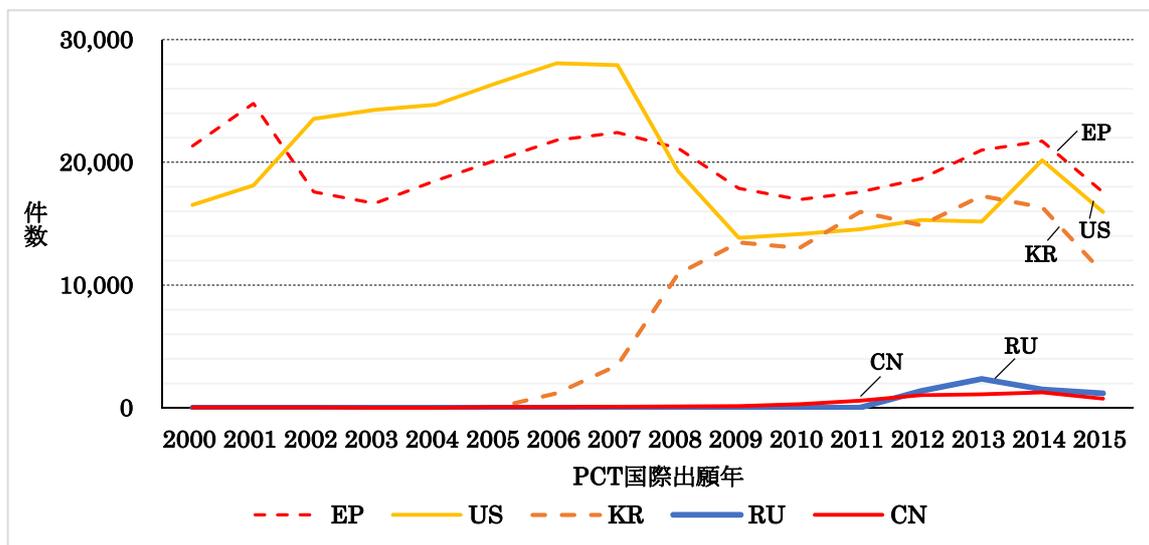
出願件数が少ないものの、2014年及び2015年は日本国特許庁が最も多く選択されている。



図表 I-25 : ベトナムの出願人による ISA の選択状況

⑦米国

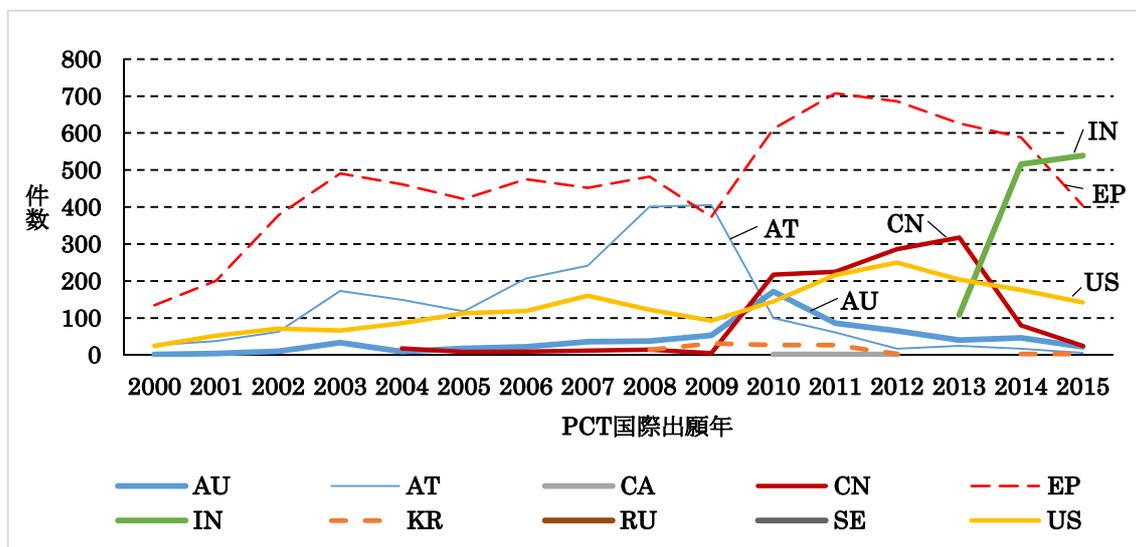
2010年までは欧州特許庁及び米国特許商標庁の件数が多かったが、2011年に韓国特許庁の件数が米国特許商標庁を初めて逆転した。その後、欧州特許庁が最も多く、米国特許商標庁及び韓国特許庁がそれぞれ2番目又は3番目に選択されている。以下の図表では2015年の時点で上位1～5位に選択されたISAを表示した。



図表 I-26: 米国の出願人によるISAの選択状況

⑧インド

2000年以降、欧州特許庁が最も多く選択されていたが、2015年にインド特許庁が逆転した。なお、インド特許庁は2013年10月15日にISAとして活動を開始している<sup>28</sup>。



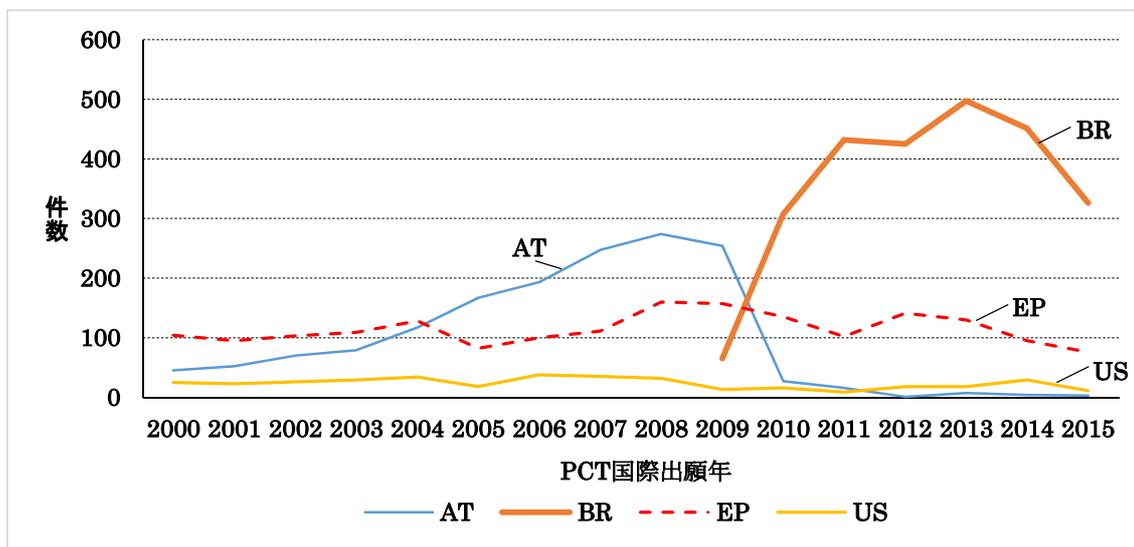
図表 I-27: インドの出願人によるISAの選択状況

<sup>28</sup> PCT News Letter 10/2013

[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2013/10\\_2013.pdf#search=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%BA%81+ISA'](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2013/10_2013.pdf#search=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%BA%81+ISA) (日本語版) (最終アクセス日: 2016年2月16日)

### ⑨ブラジル

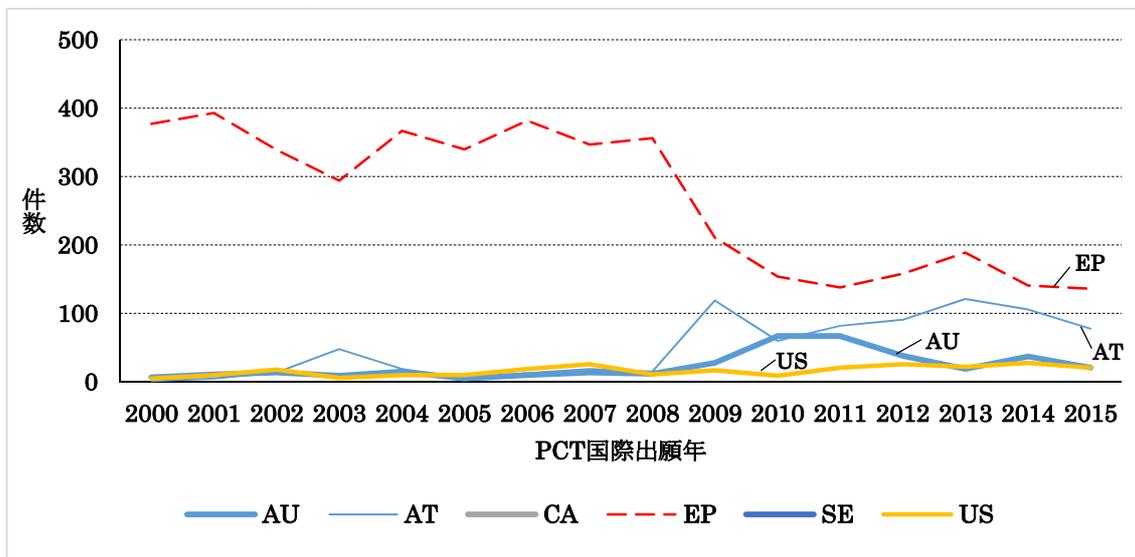
オーストリア特許庁が2005年～2009年まで最も多く選択されていたが、2010年以降ブラジル産業財産権庁が最も多く選択されている。なお、ブラジル産業財産権庁は2009年8月7日よりISAとして活動している<sup>29</sup>。以下の図表では2015年の時点で上位1～4位に選択されたISAを表示した。



図表 I-28 : ブラジルの出願人による ISA の選択状況

### ⑩南アフリカ

2000年以降欧州特許庁が最も選択されている。2011年以降オーストリア特許庁が2番目に多く選択されている。



図表 I-29 : 南アフリカの出願人による ISA の選択状況

<sup>29</sup> PCT News Letter 07-08/2009

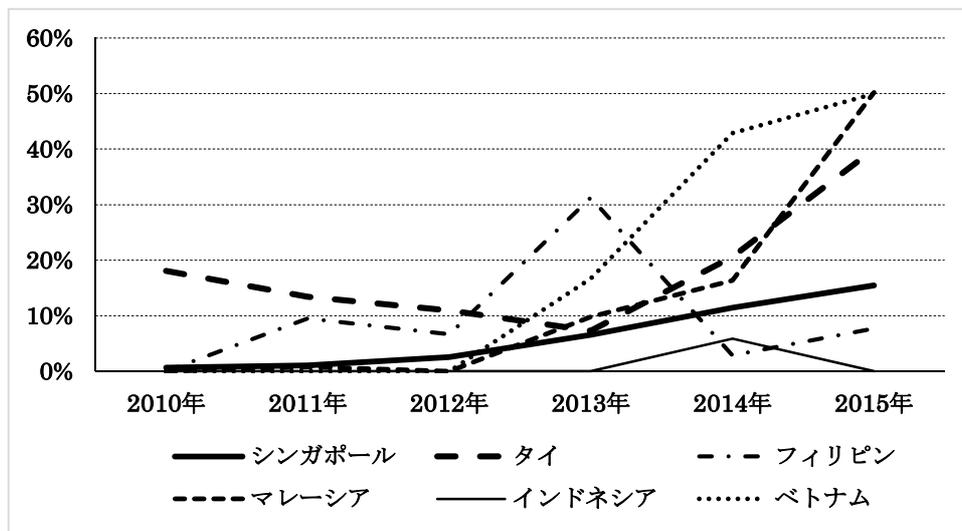
[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2009/newslett\\_09.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2009/newslett_09.pdf) (日本語版) (最終アクセス日: 2016年2月16日)

### (5) 調査対象国の知的財産庁のうち ISA である機関とその運用開始時期

調査対象国のうち米国特許商標庁が 1978 年 7 月から、ブラジル産業財産権庁は 2009 年 8 月から、インド特許庁は 2013 年 10 月から、シンガポール知的財産庁は 2015 年 9 月から ISA として運用を開始している。

### (6) 日本国特許庁を ISA とした PCT 国際出願の割合<sup>30</sup>

調査対象国のうち日本国特許庁を ISA として選択できる国（シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア及びベトナム）について、各庁が受理した PCT 国際出願件数のうち、日本国特許庁を ISA として選択した割合を調査した。



図表 I-30：日本国特許庁を ISA とした PCT 国際出願の割合

ベトナム及びタイは 2015 年にはその割合は 50%であるが、PCT 国際出願の件数自体が少ないこともあり、件数としては数件～数十件である。

なお、米国については、2015 年 7 月 1 日より日本国特許庁を選択することができるようになった。

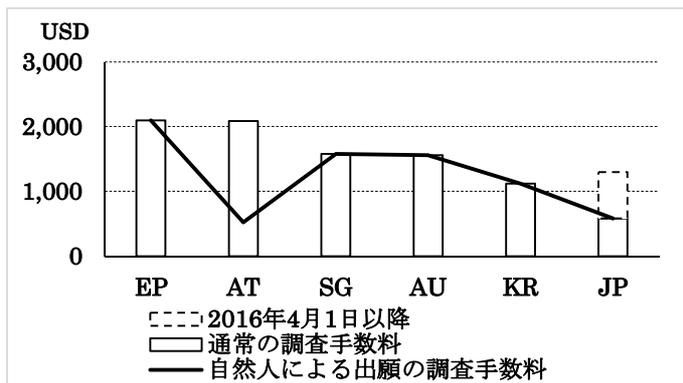
### (7) 費用

各国の出願人が、選択可能な ISA を選択した場合の国際調査手数料及び可能な減額措置（最も減額料が大きい場合を示す。詳細な条件は ISA により異なる。）を受けた場合の料金を、調査対象国ごとに図表 I-31～40 に示した。

<sup>30</sup> WIPO Statistics より 2010～2015 年のデータを算出。

<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/editSearchForm.htm?tab=pct>（最終アクセス日：2016 年 2 月 1 日、2015 年は全データが収集できていない可能性がある）

①シンガポール

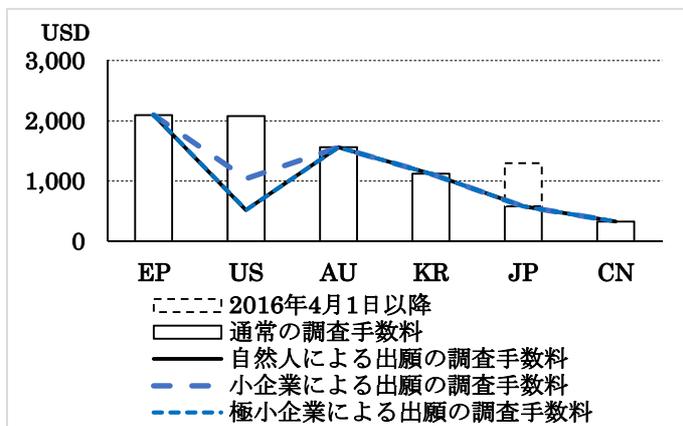


【図表 I-31: 国際調査手数料 (シンガポール)】

ISA として 6 機関を選択することが可能であり、現状では日本国特許庁を選択する場合が最も安い

(581USD)。減額措置については、オーストリア特許庁（自然人は 521USD）を選択した場合にのみ適用される。

②タイ

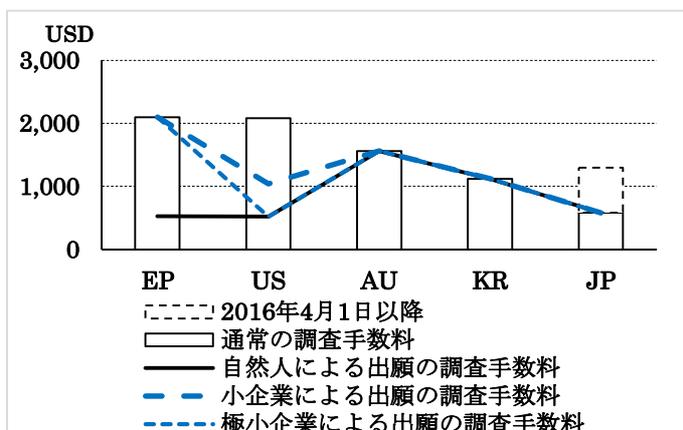


【図表 I-32: 国際調査手数料 (タイ)】

ISA として 6 機関を選択することが可能であり、中国国家知識産権局を選択する場合が最も安い

(330USD)。減額措置については米国特許商標庁（小企業は 1,040USD、自然人及び極小企業は 520USD）を選択した場合に適用される。

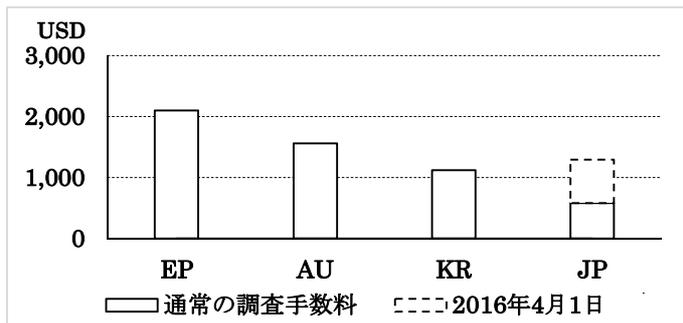
③フィリピン



【図表 I-33: 国際調査手数料 (フィリピン)】

ISA として 5 機関を選択することが可能であり、日本国特許庁を選択する場合が最も安い。減額措置については欧州特許庁（自然人は 524USD）及び米国特許商標庁（小企業は 1,040USD、自然人又は極小企業は 520USD）を選択した場合に適用される。

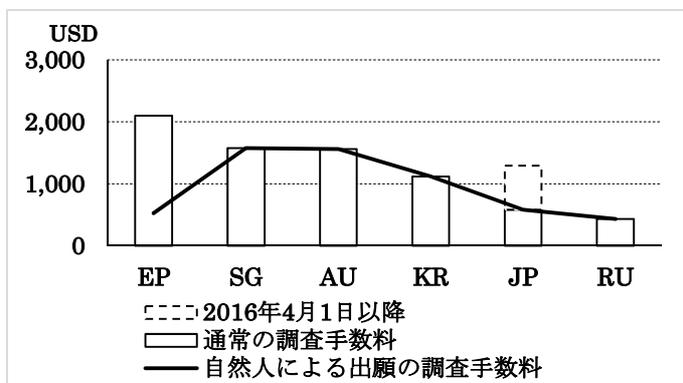
④マレーシア



【図表 I-34 : 国際調査手数料 (マレーシア)】

ISA として 4 機関を選択することが可能であり、日本国特許庁を選択する場合が最も安い。減額措置が適用される ISA はない。

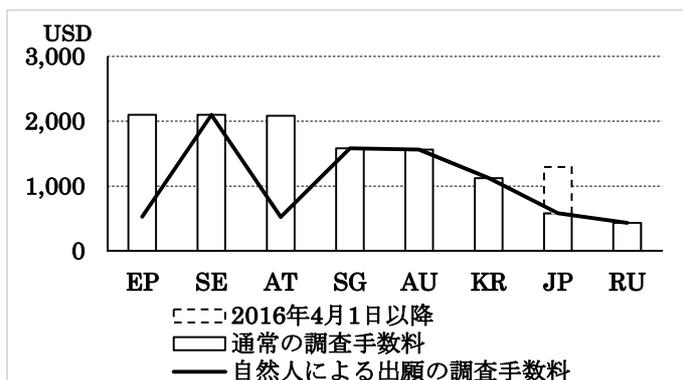
⑤インドネシア



【図表 I-35 : 国際調査手数料 (インドネシア)】

ISA として 6 機関を選択することが可能であり、ロシア特許庁 (433USD) を選択する場合が最も安い。減額措置については、欧州特許庁 (自然人は 524USD) を選択した場合のみ適用される。

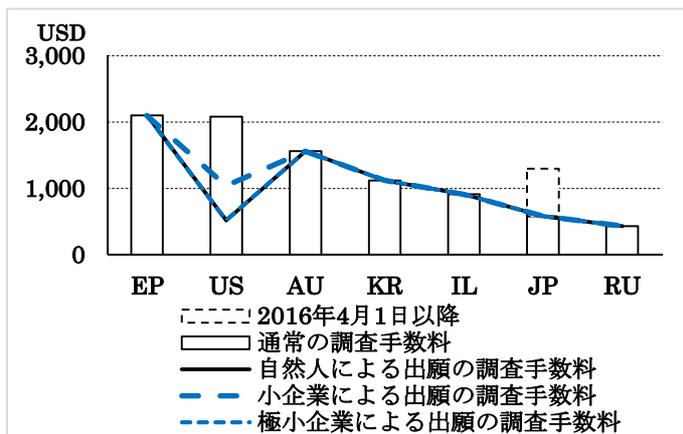
⑥ベトナム



【図表 I-36 : 国際調査手数料 (ベトナム)】

ISA として 8 機関を選択することが可能であり、ロシア特許庁を選択する場合が最も安い (433USD)。減額措置については、欧州特許庁 (自然人は 524USD) 及びオーストリア特許庁 (自然人は 521USD) を選択した場合に適用される。

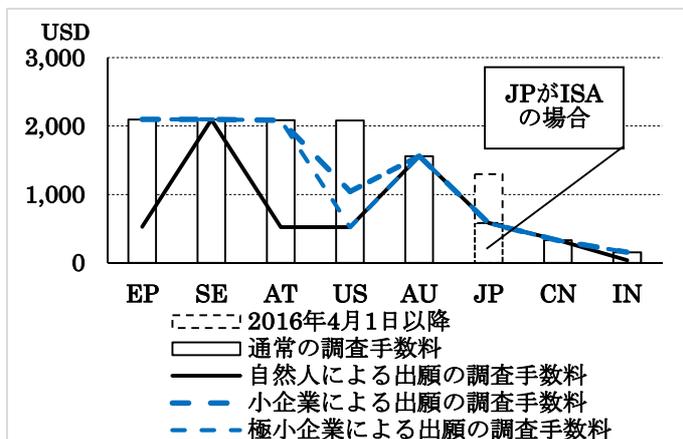
⑦米国



【図表 I-37：国際調査手数料（米国）】

ISA として7機関を選択することが可能であり、ロシア特許庁を選択する場合が一番安い（433USD）。減額措置については、米国特許商標庁（自然人及び小企業は1,040USD、自然人及び極小企業は520USD）を選択した場合に適用される。

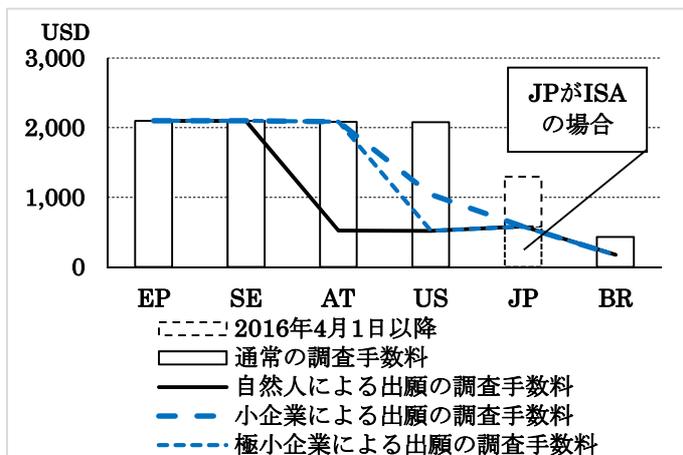
⑧インド



【図表 I-38：国際調査手数料（インド）】

ISA として7機関を選択することが可能であり、インド特許庁を選択する場合が最も安い（154USD）。減額措置については、欧州特許庁（自然人は524USD）、オーストリア特許庁（自然人は521USD）、米国特許商標庁（小企業は1040USD、自然人又は極小企業は520USD）及びインド特許庁（自然人は38USD）を選択した場合に適用される。

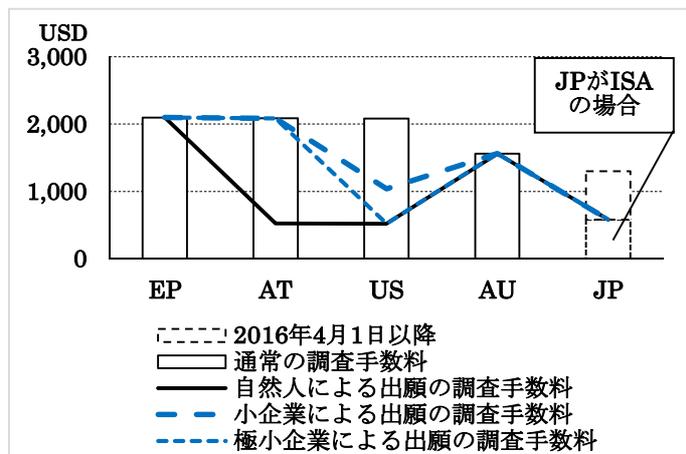
⑨ブラジル



【図表 I-39：国際調査手数料（ブラジル）】

ISA として5機関を選択することが可能であり、ブラジル産業財産庁を選択する場合が最も安い（432USD）。減額措置については、オーストリア特許庁（自然人は521USD）、米国特許商標庁（小企業は1040USD、自然人又は極小企業は520USD）及びブラジル産業財産権庁（自然人又は中小企業等は173USD）を選択した場合に適用される。

⑩南アフリカ



【図表 I-40 : 国際調査手数料 (南アフリカ)】

ISA として 4 機関を選択することが可能であり、オーストラリア知的財産庁を選択する場合は最も安い (1,560USD)。減額措置については、オーストリア特許庁 (自然人は 521USD) 及び米国特許商標庁 (小企業は 1040USD、自然人又は極小企業は 520USD) を選択した場合に適用される。

## 第Ⅱ部

### 全調査対象国の調査結果の比較

海外質問票調査及び海外現地ヒアリング調査を行った調査結果を、全調査対象国及びASEAN6 各国ごとに説明する。

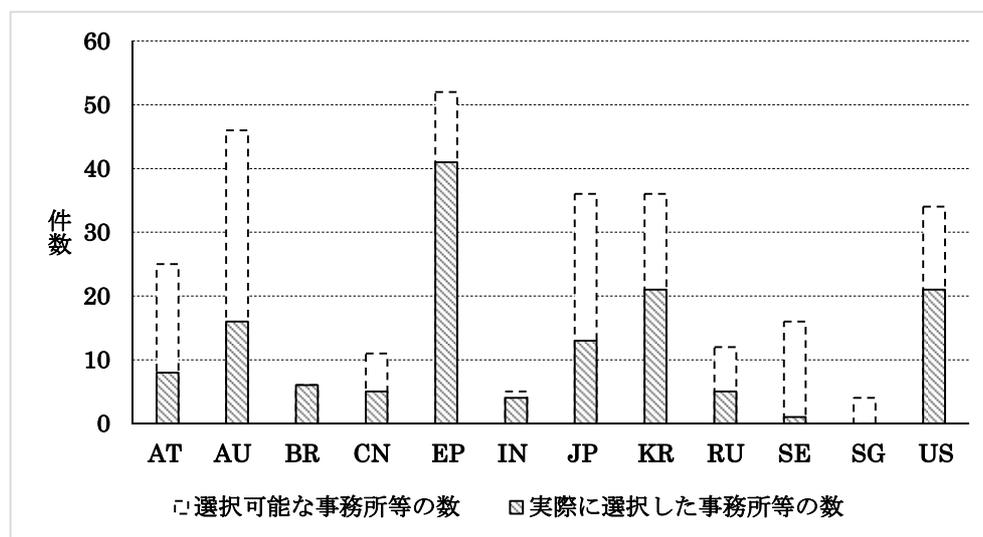


## 1. 全調査対象国についての調査結果

### 1-1. ISA 全般

#### (1) ISA の選択

質問票調査に回答した全調査対象国の事務所等が最近約 3 年間に選択したことがある ISA を調査した（複数選択可）。



図表 II-1-1 : ISA 及び ISA を選択する事務所等の関係

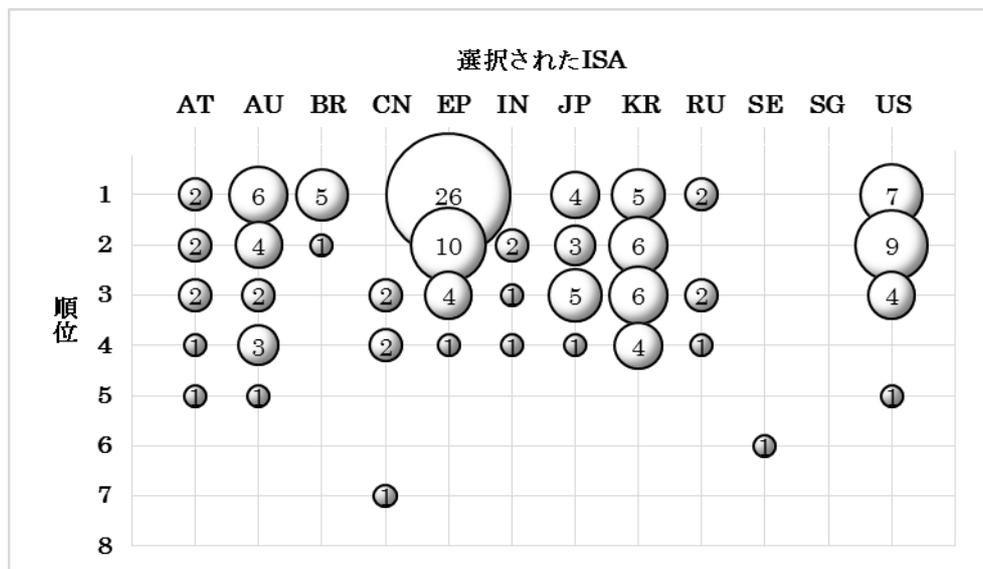
全調査対象国で選択可能な欧州特許庁が最も多く選択されており（全事務所等のうち 79%）、次いで多いのは、韓国特許庁及び米国特許商標庁、その次がオーストラリア知的財産庁であった。

日本国特許庁については、調査対象国の中では ASEAN6 各国及び米国で選択可能であり、これらの国に所在する事務所等のうち 36%が選択していた。一方、同じ 7 各国からは韓国特許庁も選択可能であるが、同庁は日本国特許庁よりも多くの事務所等から選択されていた（韓国特許庁は 58%）。なお、日本国特許庁が米国から選択可能となったのは、2015 年 7 月からである。

また、「選択可能な事務所等の数」に対する「ISA を選択した事務所等の数」の割合では、ブラジル及びインドが高い割合を示し、それぞれ 100%及び 80%であった。これら 2 各国は他の調査対象国の知的財産庁で受理された出願の ISA となっていないことから、両国の事務所等がそれぞれ自国の ISA を選択した割合となっている。

シンガポール知的財産庁が機能し始めたのは 2015 年 9 月であり、調査した時点では調査対象国のうちシンガポール知的財産庁を選択可能な国はシンガポールのみであり、シンガポール知的財産庁を選択したことのある事務所等はなかった。

また、各事務所等が最近約3年間にPCT国際出願をする際に選択したISAについて、件数が多い順にISAに順位を付けてもらった。



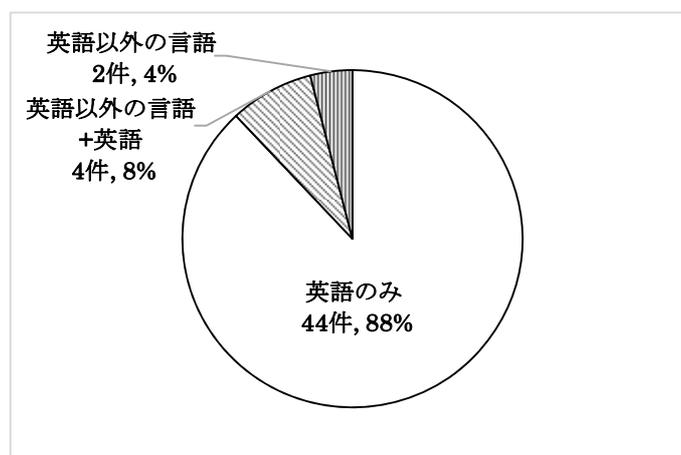
図表 II-1-2 : 選択されたISA と順位との関係

「欧州特許庁をISAとして選択したPCT国際出願が最も多い」と回答した事務所が最も多く、欧州特許庁を選択したことのある事務所等のうち約70%が、その事務所等内で最も多く選択したと回答した。

欧州特許庁を選択する理由としては、ISRが英語であること、個人の出願人に費用の75%減額措置があることを理由として挙げる事務所があった。

## (2) PCT国際出願に使用された言語

最近約3年間に提出したPCT国際出願に使用された言語を選択してもらった。



図表 II-1-3 : PCT 出願時に使用する言語

88%の事務所等が英語のみを使用していた。英語以外の言語を用いていたのは、ブラジルの事務所等のみであり、ポルトガル語のみを使用する事務所等と、ポルトガル語と英語

の両方を使用している事務所等とがあった。

### (3) 全ISAのISR及び見解書に対する評価

各事務所等に、選択等して知っているISAに対して、以下の1)～5)の項目について、1～6の段階で評価をしてもらった。評価は、1～4については1に近いほど肯定的な評価とし、5は「その他」、6は「わからない」とした。

<評価項目>

(図表内では、括弧 [ ] 内の言葉で表記し、以下適宜 [ ] 内の言葉で表記する。)

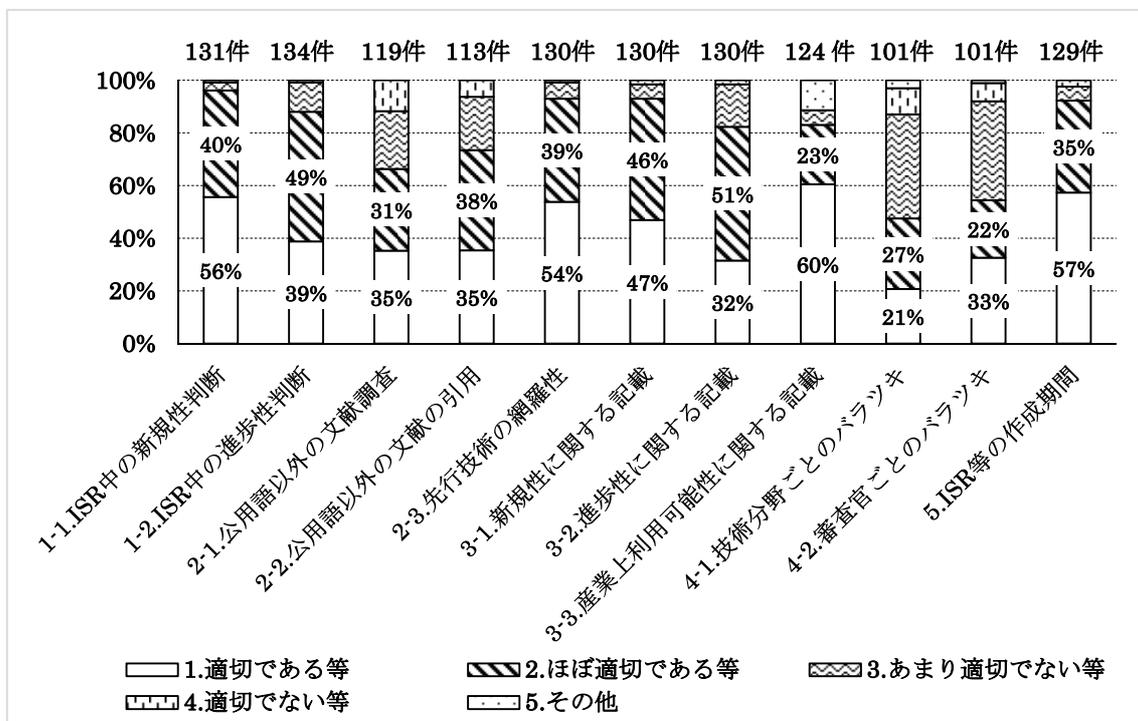
1) ISR中の引用文献の適切性
1-1.ISR中の新規性の判断 [ISR中の新規性判断]
1-2.ISR中の進歩性の判断 [ISR中の進歩性判断]
2) 出願に係る発明の技術分野における先行技術の網羅性
2-1.ISAの当該ISAのある国の公用語以外の文献調査 [公用語以外の文献調査]
2-2.ISAの当該ISAのある国の公用語以外の文献の引用 [公用語以外の文献の引用]
2-3.ISRの先行技術の網羅性 [先行技術の網羅性]
3) 見解書中の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての記載内容の適切性及び明確性
3-1.新規性に関する記載の適切性及び明確性 [新規性に関する記載]
3-2.進歩性に関する記載の適切性及び明確性 [進歩性に関する記載]
3-3.産業上の利用可能性に関する記載の適切性及び明確性 [産業上利用可能性に関する記載]
4) 同一ISAからのISR及び見解書中の判断のバラツキ
4-1.技術分野ごとの判断のバラツキ [技術分野ごとのバラツキ]
4-2.担当審査官ごとの判断のバラツキ [審査官ごとのバラツキ]
5) ISR及び見解書の作成期間(及び提供までの期間)の適切性 [ISR等の作成期間]

<評価段階> 「5:その他、6:わからない」は各評価項目で共通

	1	2	3	4
1-1	適切である	ほぼ適切である	あまり適切でない	適切でない
1-2	適切である	ほぼ適切である	あまり適切でない	適切でない
2-1	調査している	ほとんどの場合調査している	あまり調査していない	調査していない
2-2	頻繁に引用している	ときどき引用している	あまり引用していない	引用していない
2-3	網羅されている	ほぼ網羅されている	あまり網羅されていない	網羅されていない
3-1	“適切かつ明確”である	ほぼ“適切かつ明確”である	あまり“適切かつ明確”でない	“適切かつ明確”ではない

3-2	“適切かつ明確”である	ほぼ“適切かつ明確”である	あまり“適切かつ明確”でない	“適切かつ明確”ではない
3-3	“適切かつ明確”である	ほぼ“適切かつ明確”である	あまり“適切かつ明確”でない	“適切かつ明確”ではない
4-1	バラついていない	あまりバラついていない	ときどきバラついている	かなりバラついている
4-2	バラついていない	あまりバラついていない	ときどきバラついている	かなりバラついている
5	適切である	ほぼ適切である	あまり適切でない	適切でない

全回答者からの評価結果について、ISAにかかわらず評価項目ごとに合算し、集約したものが以下の図表である。なお、件数は、各評価項目に評価（1～5）をした事務所等の延べ数を表し、「6.わからない」と評価した事務所等の数は除いている。



図表 II-1-4 : ISA 全般に対する評価

肯定的な評価（＜評価段階＞における「1」又は「2」）が多かった項目は、「1）ISR中の引用文献の適切性（1-1.ISR中の新規性の判断、1-2.ISR中の進歩性の判断）」、「2-3.ISRの先行技術の網羅性」、「3-1.新規性に関する記載の適切性及び明確性」、「5）ISR及び見解書の作成期間（及び提供までの期間）の適切性」であった。

一方、否定的な評価（＜評価段階＞における「4」又は「3」）が多かった項目は、「4）同一ISAからのISR及び見解書中の判断のバラツキ（4-1.技術分野ごとの判断のバラツキ、4-2.担当審査官ごとの判断のバラツキ）」であり、「4.かなりバラついている」又は「3.ときどきバラついている」と評価した事務所等はそれぞれ50%及び45%であった。なお、これ

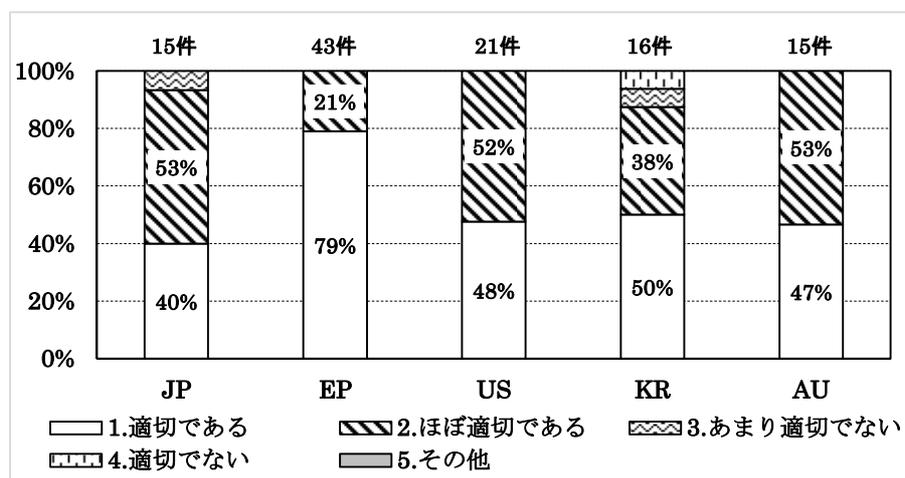
らの項目については、「6.わからない」と回答した事務所等も多いため、母数が他の項目に比べて少ない。次いで否定的な評価が多かったのは、「2-1.ISA の当該 ISA のある国の公用語以外の文献調査」及び「2-2.ISA の当該 ISA のある国の公用語以外の文献の引用」であった。

#### (4) 各 ISA の ISR 及び見解書に対する評価

上記(3)の調査において得られた結果のうち、今回の調査対象国から10件以上の回答が得られた5つのISA（日本国特許庁、欧州特許庁、米国特許商標庁、韓国特許庁及びオーストラリア知的財産庁）について、各ISAに対する評価を比較した（評価方法は(3)と同様。）。

##### 1) ISR 中の引用文献の適切性

##### 1-1.ISR 中の新規性の判断 [ISR 中の新規性判断]

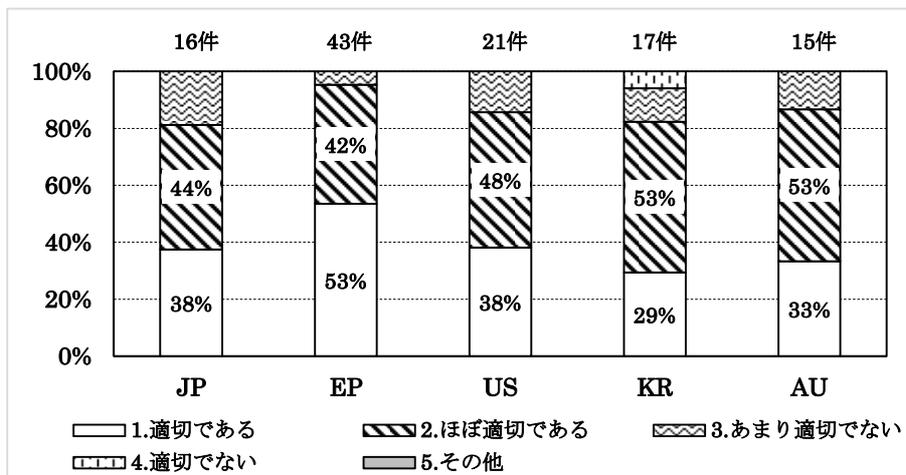


図表 II-1-5 : ISR 中の新規性判断

いずれのISAに対しても「1.適切である」及び「2.ほぼ適切である」の合計の割合が80%以上であった。特に、欧州特許庁に対しては「1.適切である」と回答した事務所等が79%であった。

日本国特許庁については、言語の違いによる困難性を指摘するコメントがあった。

## 1-2.ISR 中の進歩性の判断 [ISR 中の進歩性判断]



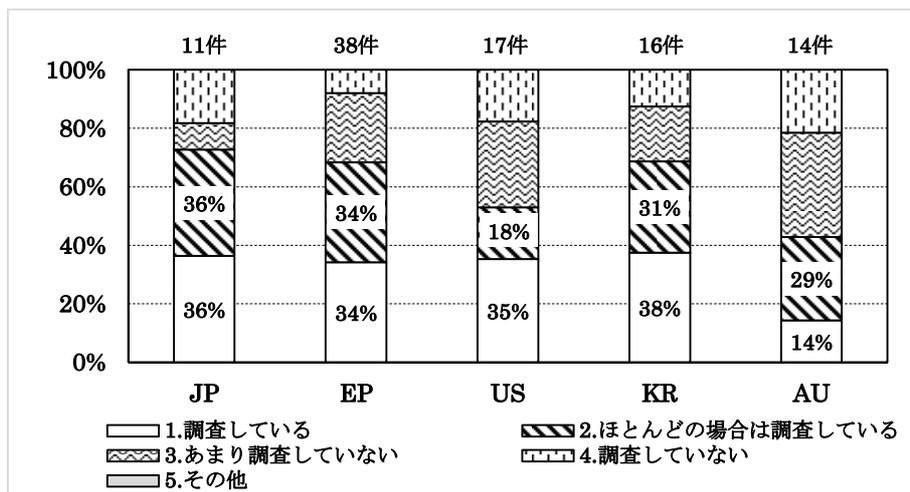
図表 II-1-6 : ISR 中の進歩性判断

いずれの ISA に対しても「1.適切である」及び「2.ほぼ適切である」の合計の割合が 80% 以上であった。特に、欧州特許庁に対しては「1.適切である」と回答した事務所等が 53% であった。

日本国特許庁に対するコメントとしては、「他より少ない証拠文献に基づいて進歩性欠如としているようである」、「欧州特許庁や韓国特許庁ほど厳格ではない」、「恐らく言語が障壁／難点となっている」、「いくつかの意見は根拠が不十分」と指摘するものがあつた。

## 2) 出願に係る発明の技術分野における先行技術の網羅性

### 2-1.ISA の当該 ISA のある国の公用語以外の文献調査 [公用語以外の文献調査]



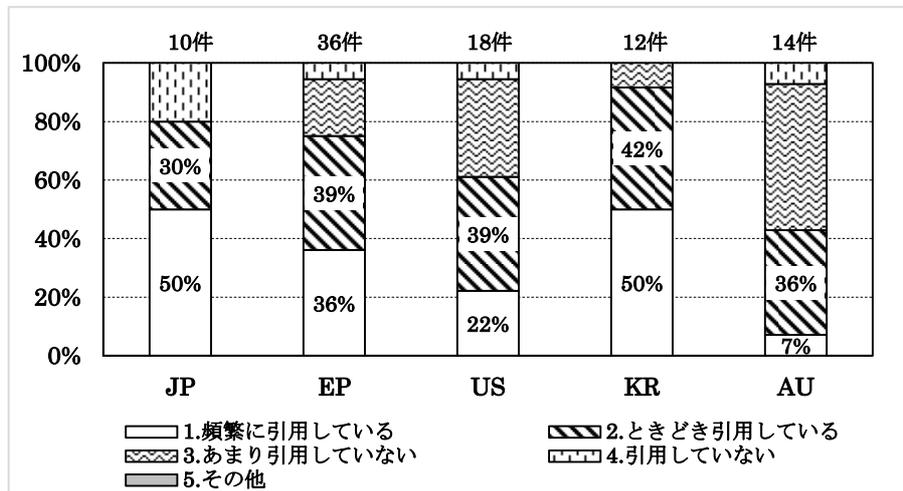
図表 II-1-7 : 公用語以外の文献調査

いずれの ISA に対しても、「1.調査している」及び「2.ほとんどの場合は調査している」の合計の割合は 80% に満たず、特に、オーストラリア知的財産庁及び米国特許商標庁に対しては、2つの評価の合計はそれぞれ 43% 及び 53% であった。日本国特許庁に対しては、5つの ISA のうち「1.調査している」及び「2.ほとんどの場合は調査している」の合計の

割合は最も高かったが、「わからない」を選択した事務所等が多く、1～5の評価を付けた事務所等の数が少なかった。

「4.調査していない」という評価は、日本国特許庁、米国特許商標庁及びオーストラリア知的財産庁でそれぞれ約20%あった。

## 2-2.ISA の当該 ISA のある国の公用語以外の文献の引用 [公用語以外の文献の引用]

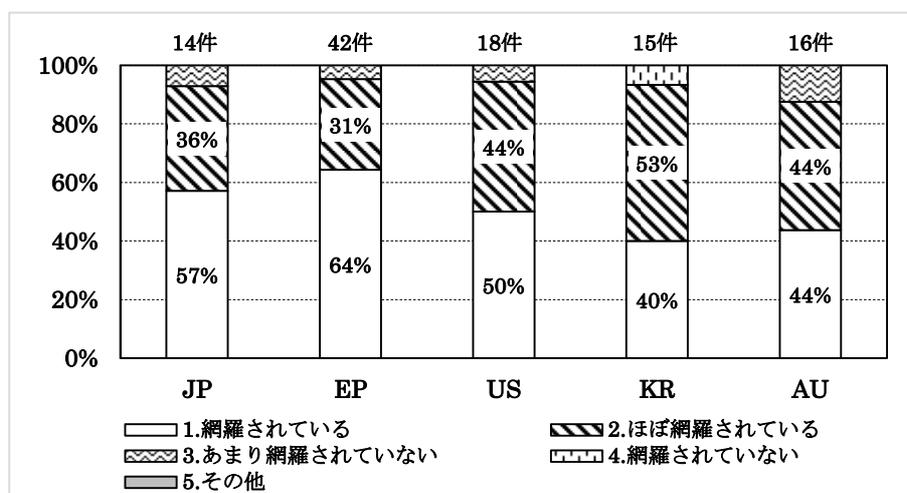


図表 II-1-8 : 公用語以外の文献の引用

日本国特許庁及び韓国特許庁に対しては、いずれも「1.頻繁に引用している」の割合がそれぞれ50%で、「2.ときどき引用している」の割合と合計すると日本国特許庁は80%、韓国特許庁は92%であった。ただし、日本国特許庁に対しては、「4.引用していない」との回答が20%あった。

日本国特許庁に対するコメントとして、日本語の引用文献が多い点を指摘するものが数件みられた。

## 2-3.ISR の先行技術の網羅性 [先行技術の網羅性]

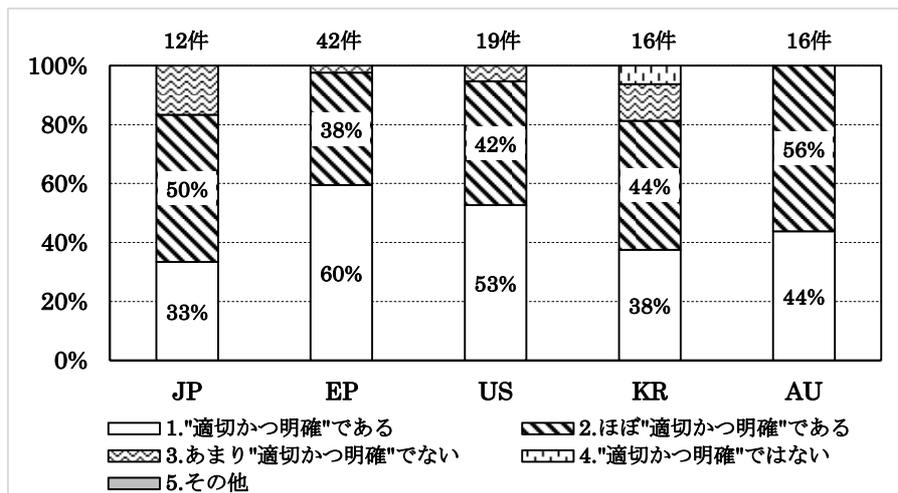


図表 II-1-9 : 先行技術の網羅性

いずれのISAに対しても、「1.網羅されている」及び「2.ほぼ網羅されている」の合計の割合は88%以上であった。特に、欧州特許庁に対しては、「1.網羅されている」が64%であった。

3) 見解書中の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての記載内容の適切性及び明確性

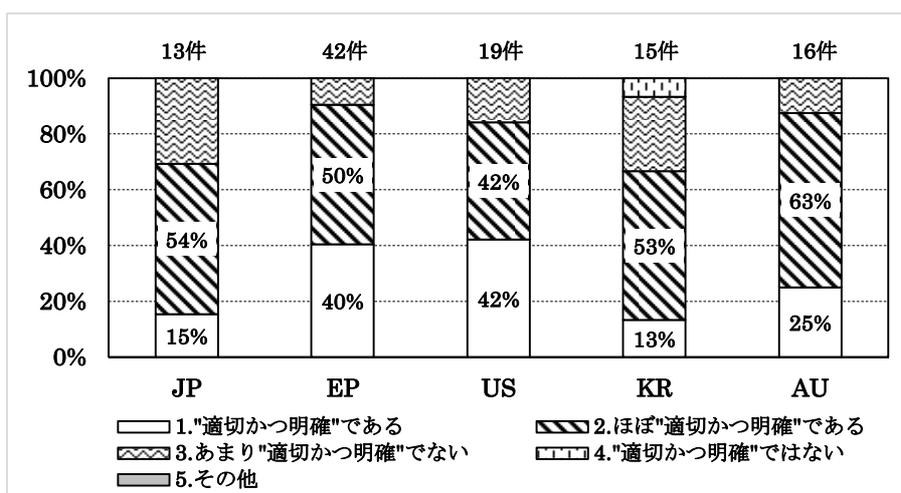
3-1.新規性に関する記載の適切性及び明確性 [新規性に関する記載]



図表 II-1-10：新規性に関する記載

いずれのISAに対しても、「1.「適切かつ明確」である」及び「2.ほぼ「適切かつ明確」である」の合計の割合は80%以上であり、特に、オーストラリア知的財産庁に対してはこの2つの評価で100%であった。

3-2.進歩性に関する記載の適切性及び明確性 [進歩性に関する記載]

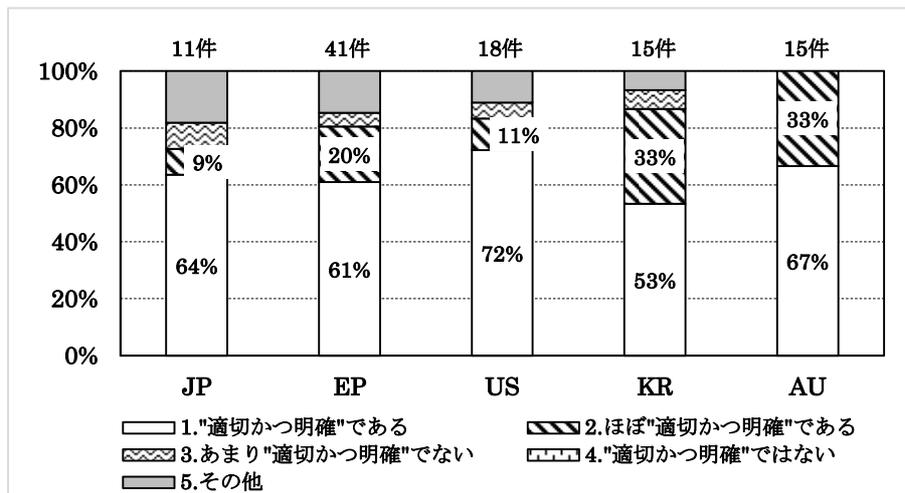


図表 II-1-11：進歩性に関する記載

「1.“適切かつ明確”である」及び「2.ほぼ“適切かつ明確”である」の合計の割合は、欧州特許庁、オーストラリア知的財産庁及び米国特許商標庁に対してはそれぞれ90%、88%及び84%であったが、日本国特許庁及び韓国特許庁に対しては70%に満たなかった。

日本国特許庁及び韓国特許庁に対するコメントとしては、言語の問題や、記載の不十分性を指摘するものがあった。

### 3-3.産業上の利用可能性に関する記載の適切性及び明確性 [産業上利用可能性に関する記載]

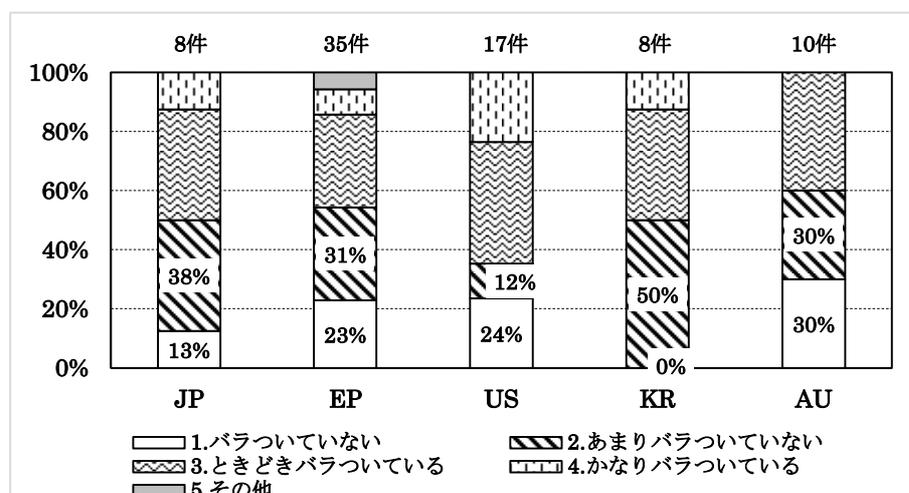


図表 II-1-12：産業上利用可能性に関する記載

「1.“適切かつ明確”である」及び「2.ほぼ“適切かつ明確”である」の合計の割合は、日本国特許庁以外のISAに対しては80%以上であり、特にオーストラリア知的財産庁に対しては100%であった。日本国特許庁に対しては73%であった。

### 4) 同一ISAからのISR及び見解書中の判断のバラツキ

#### 4-1.技術分野ごとの判断のバラツキ [技術分野ごとのバラツキ]

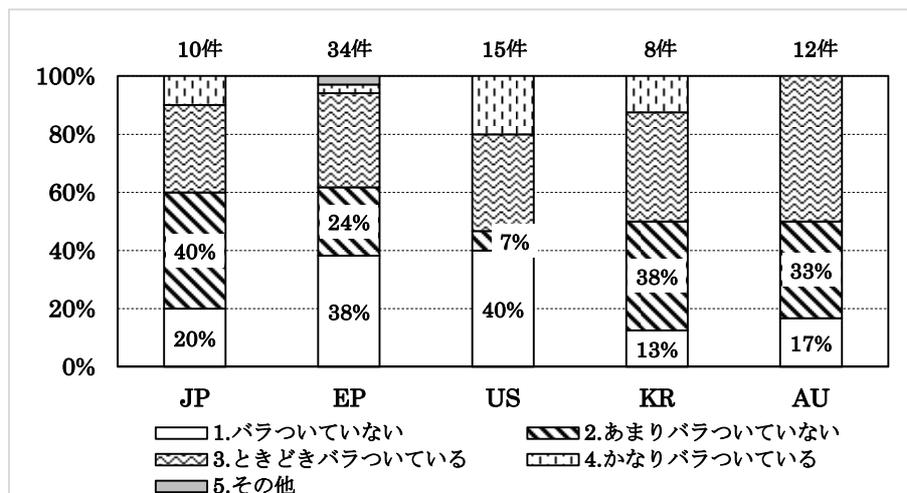


図表 II-1-13：技術分野ごとのバラつき

「1.バラついていない」及び「2.あまりバラついていない」の合計の割合は米国特許商標庁以外のISAに対しては50%以上であり、その割合が最も高いオーストラリア知的財産庁に対しては60%、最も低い米国特許商標庁に対しては36%であった。日本国特許庁に対しては51%であった。

また、オーストラリア知的財産庁以外のISAに対しては、「4.かなりバラついている」との回答が数件ずつあり、その割合が最も高かったのは米国特許商標庁に対してであり、24%であった。

#### 4-2.担当審査官ごとの判断のバラツキ [審査官ごとのバラツキ]

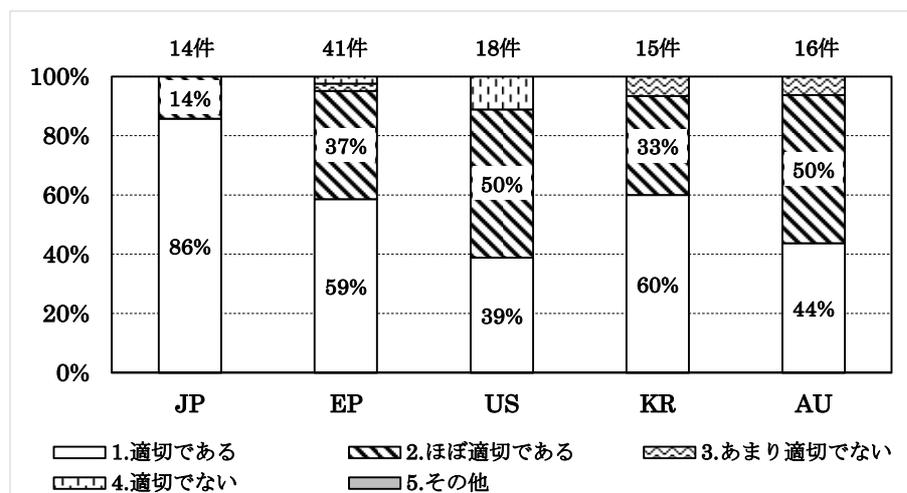


図表 II-1-14：審査官ごとのバラつき

「1.バラついていない」及び「2.あまりバラついていない」の合計の割合は、米国特許商標庁以外のISAに対しては50%以上であり、その割合が最も高い欧州特許庁に対しては62%、最も低い米国特許商標庁に対しては47%であった。日本国特許庁に対しては60%であった。

また、4-1.と同様に、オーストラリア知的財産庁以外は、「4.かなりバラついている」との回答があり、その割合が最も高かったのは米国特許商標庁で20%であった。

5) ISR 及び見解書の作成期間（及び提供までの期間）の適切性 [ISR 等の作成期間]

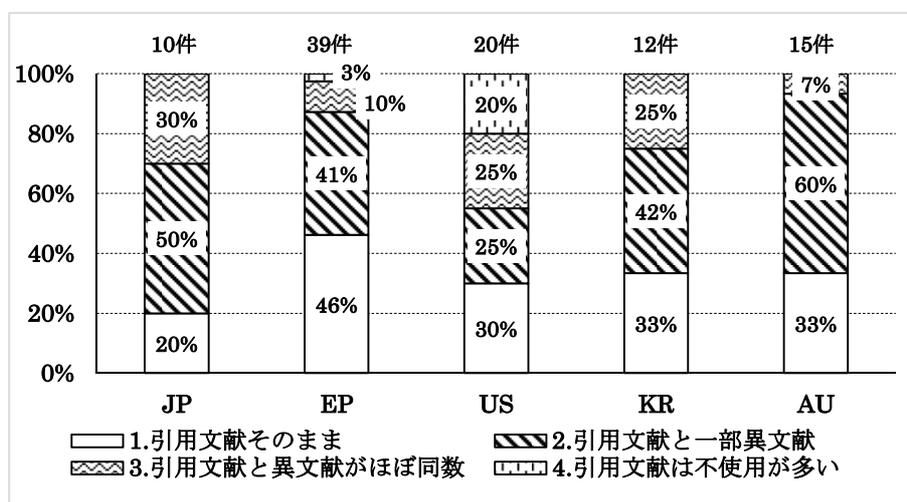


図表 II-1-15 : ISR 等の作成期間

「1.適切である」及び「2.ほぼ適切である」の合計の割合は、いずれのISAに対しても89%以上であり、日本国特許庁に対しては100%であった。また、日本国特許庁に対しては、「1.適切である」の割合が5つのISAの中で最も高く、86%であった。

(5) ISR 及び見解書の中の引用文献の各国審査への影響力

ISR 及び見解書等で引用された文献が、特許を受けようとする国における審査で活用されているかについて調査した。調査方法及び集計方法は、上記(4)と同一である。



図表 II-1-16 : ISR 等の引用文献の各国審査への影響力

オーストラリア知的財産庁及び欧州特許庁によるISRについては、「1.ISR等で引用された文献がそのまま使用されている（図表中では「1.引用文献そのまま）」及び「2.ISR等で引用された文献がほとんどであるが、一部ISR等と異なる文献が使用されている（図表中では「2.引用文献と一部異文献）」の合計の割合がそれぞれ93%及び87%であった。日本国特許庁によるISRについては70%であった。

米国特許商標庁による ISR については、「4.ISR 等で引用された文献は使用されていないことが多い（図表中では [4.引用文献は不使用が多い]）」との回答が 20%、「3.ISR 等で引用された文献と、それらとは異なる文献とがほぼ同数程度である（図表中では [3.引用文献と異文献がほぼ同数]）」が 25%あった。

## （6）ISA 選択の際に考慮する項目

ISA 選択の際にどのような項目をどの程度考慮するかについて調査した。

### ①ISA を選択する際に考慮する項目とその程度

以下の 13 項目についてどの程度考慮するかを 1～5 段階の評価（1 に近いほど考慮する程度が高い）で評価してもらった。

#### <評価項目>

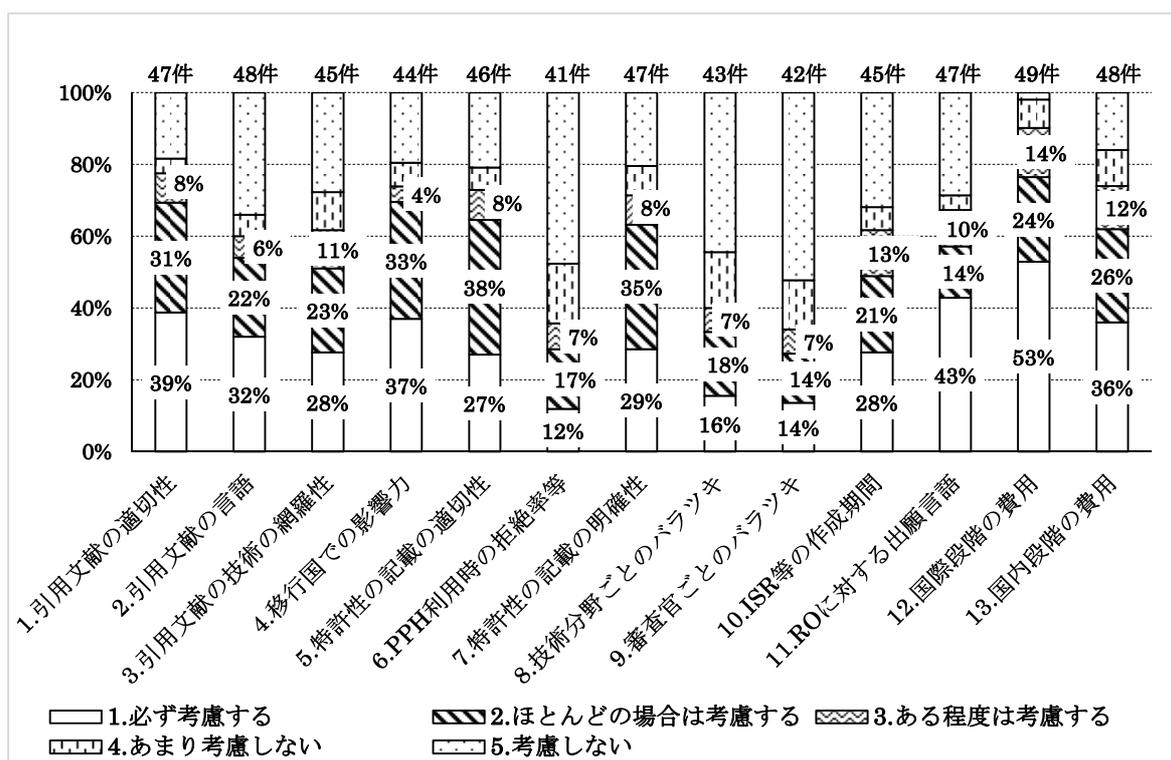
（図表内では、括弧 [ ] 内の言葉で表記し、以下適宜 [ ] 内の言葉で表記する。）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>【1】 ISR 中に引用されている先行文献の適切性 [引用文献の適切性]</li><li>【2】 ISR 中に引用されている先行文献の言語 [引用文献の言語]</li><li>【3】 ISR における先行文献の技術範囲の網羅性 [引用文献の技術の網羅性]</li><li>【4】 ISR 及び見解書等に記載された引用文献の、特許を受けようとする国における審査への影響力 [移行国での影響力]</li><li>【5】 見解書に記載された特許性に関する記載の適切性 [特許性の記載の適切性]</li><li>【6】 PCT-PPH を利用した場合、移行国での拒絶率又は登録率 [PPH 利用時の拒絶率等]</li><li>【7】 見解書に記載された特許性に関する記載の明確性 [特許性の記載の明確性]</li><li>【8】 技術分野ごとの判断のバラツキ [技術分野ごとのバラツキ]</li><li>【9】 担当審査官ごとの判断のバラツキ [審査官ごとのバラツキ]</li><li>【10】 ISR 及び見解書等の作成期間（及び提供までの期間） [ISR 等の作成期間]</li><li>【11】 受理官庁に対する出願言語 [RO<sup>1</sup>に対する出願言語]</li><li>【12】 国際段階で支払う費用 [国際段階の費用]</li><li>【13】 国内段階で支払う費用 [国内段階の費用]</li></ul> |
|--|

#### <評価段階>

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>1. 必ず考慮する</li><li>2. ほとんどの場合は考慮する</li><li>3. ある程度は考慮する</li><li>4. あまり考慮しない</li><li>5. 考慮しない</li></ul> |
|---|

<sup>1</sup> RO は「受理官庁」を示す。以下、同様。



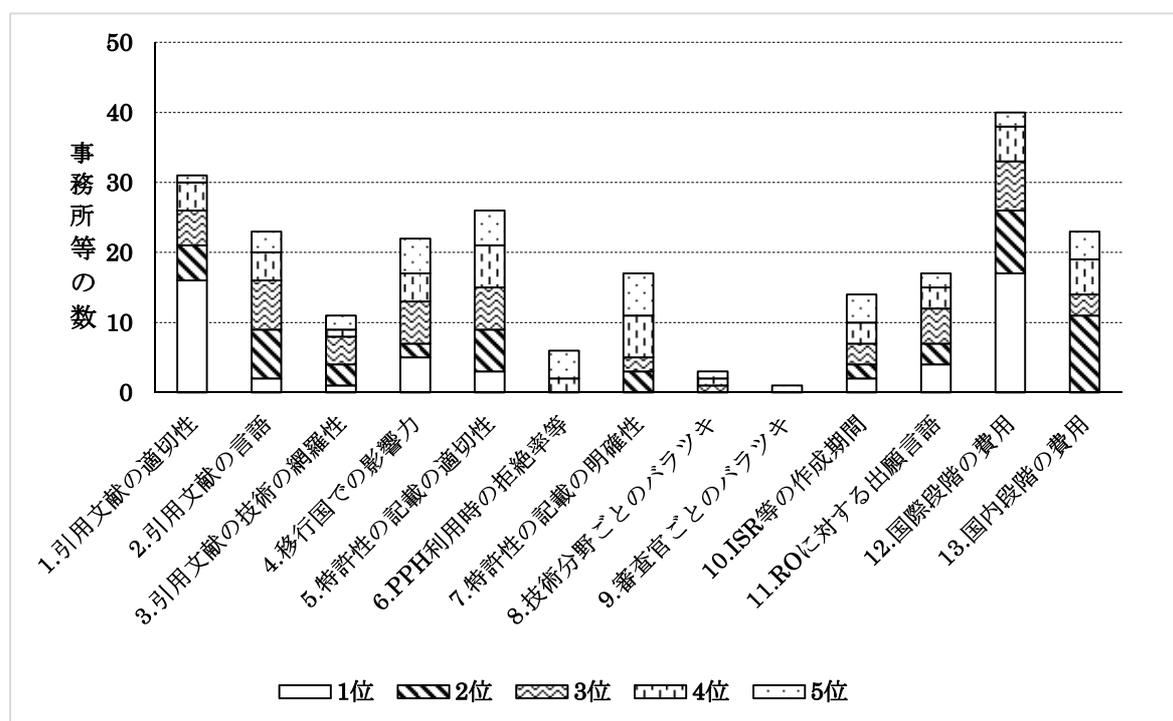
図表 II-1-17 : ISR 選択の際に考慮する項目と程度

「1.必ず考慮する」及び「2.ほとんどの場合は考慮する」の合計の割合が最も高かった項目は、「12.国際段階で支払う費用」で77%であり、「3.ある程度は考慮する」を合わせると91%であった。次いで「1.必ず考慮する」又は「2.ほとんどの場合は考慮する」の合計の割合が高かった項目は「1.ISR中に引用されている先行文献の適切性」及び「4.ISR及び見解書等に記載された引用文献の、特許を受けようとする国における審査への影響力」で、ともに70%であった。

「5.考慮しない」及び「4.あまり考慮しない」の合計の割合が高かった項目は、順に「9.担当審査官ごとの判断のバラツキ」(66%)、「6.PCT-PPHを利用した場合、移行国での拒絶率又は登録率」(64%)及び「8.技術分野ごとの判断のバラツキ」(60%)であった。

## ②ISA 選択時に優先的に考慮する項目

先の①の調査で挙げた 13 項目のうち、ISA を選択する際に優先度の高いものを順に 1～5 位まで選択してもらった。



図表 II-1-18 : ISA 選択時に優先的に考慮する項目

最も優先する事項として多く挙げられたのは、「12.国際段階で支払う費用」であり、60%以上の事務所等が選択した。次いで回答数が多かったのは、「1.ISR 中に引用されている先行文献の適切性」であった。

優先する事項の 1 位から 5 位にあまり挙げられなかったのは、「9.担当審査官ごとの判断のバラツキ」、「8.技術分野ごとの判断のバラツキ」及び「6.PCT-PPH を利用した場合、移行国での拒絶率又は登録率」等であった。

## ③ISA を選択の際に考慮する費用及び程度

ISA を選択する際に、どの費用をどの程度考慮するかについて、1～5 段階の評価（1 に近いほど考慮する程度が高い）で評価してもらった。

### <評価項目>

(図表内では、括弧 [ ] 内の言葉で表記し、以下適宜 [ ] 内の言葉で表記する。)

- |   |
|---|
| <p><b>【1】</b> PCT 国際出願時に支払う調査手数料 [PCT 国際出願時の調査手数料]</p> <p><b>【2】</b> PCT 国際出願時に支払う送付手数料 [[PCT 国際出願時の送付料]</p> <p><b>【3】</b> 国内移行時に支払う調査料 [国内移行時の調査料]</p> <p><b>【4】</b> 【3】 で評価点 1～4 を選択した場合、移行国によっては選択した ISA により減額</p> |
|---|

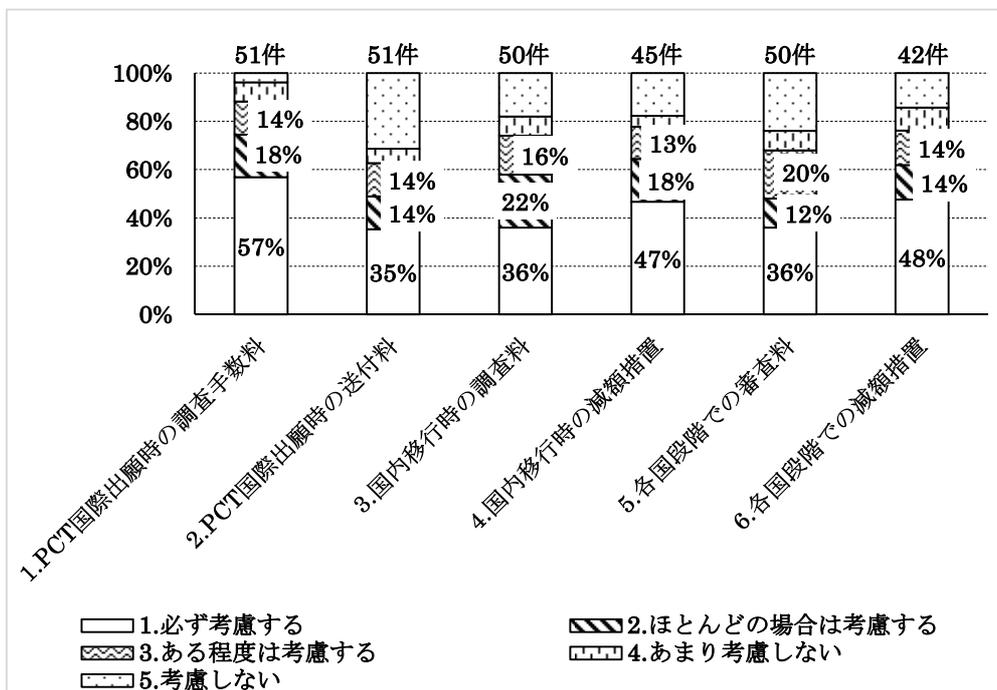
措置があるがどの程度考慮するか [国内移行時の減額措置]

【5】 国内移行後に各国で支払う審査料 [各国段階での審査料]

【6】 【5】 で評価点 1~4 を選択した場合、移行国によっては選択した ISA により減額措置があるがどの程度考慮するか [各国段階での減額措置]

<評価段階>

1. 必ず考慮する
2. ほとんどの場合は考慮する
3. ある程度は考慮する
4. あまり考慮しない
5. 考慮しない



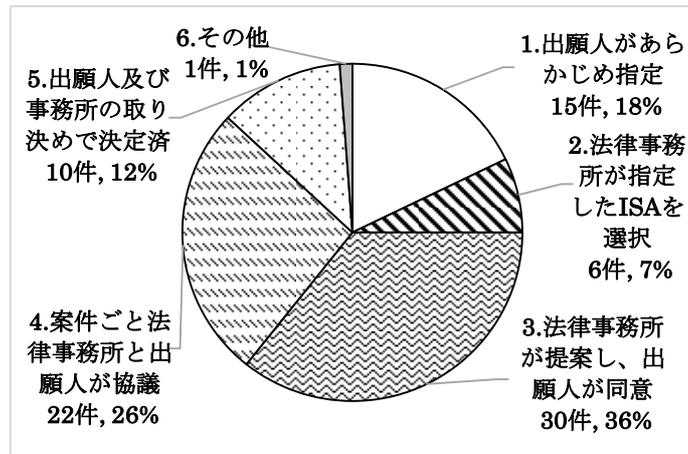
図表 II-1-19 : ISA 選択時に考慮する費用

「1.必ず考慮する」及び「2.ほとんどの場合は考慮する」の合計の割合はいずれの費用についても 48%以上であり、そのうちその割合が最も高かった項目は、「1.PCT 国際出願時に支払う調査手数料」で、75%の事務所等が選択していた。

「5.考慮しない」及び「4.あまり考慮しない」の合計の割合が高いのは、「2.PCT 国際出願時に支払う送付手数料」であり、それらの合計は 37%であった。

## (7) ISA の決定方法

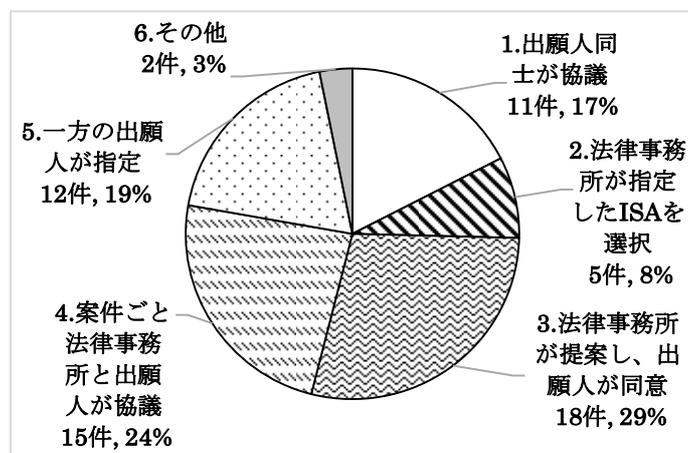
### ①単独出願時の ISA の決定方法（複数選択可）



図表 II-1-20 : ISA の決定方法（単独出願）

「3.法律事務所が提案し、出願人が同意」が最も多く、「2.法律事務所が指定した ISA を選択」と合わせると 43%であった。「5.出願人及び事務所の取り決めで決定済」が 12%、「1.出願人があらかじめ指定」が 18%であった。

### ②共同出願時の ISA の決定方法（複数選択可）

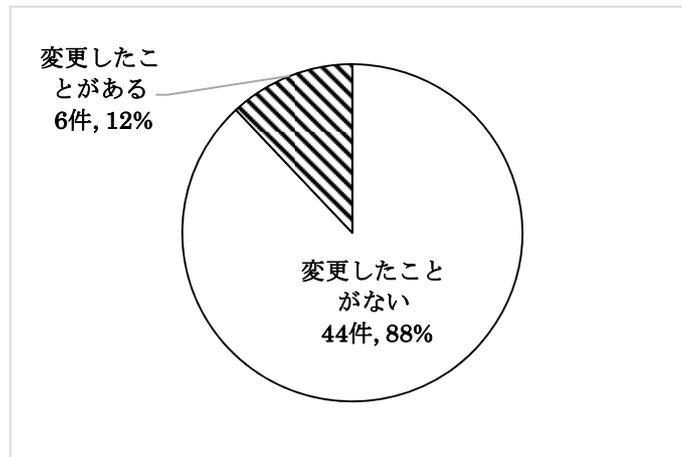


図表 II-1-21 : ISA の決定方法（共同出願）

「3.法律事務所が提案し、出願人が同意」が最も多く、「2.法律事務所が指定した ISA を選択」と合わせると 37%であった。「5.一方の出願人が指定」が 19%、「1.出願人同士が協議」が 17%であった。

なお、「わからない」という回答も多く、「PCT 国際出願を共同でしたことがないので、わからない」とい理由が挙げられた。

## (8) 過去における ISA の変更

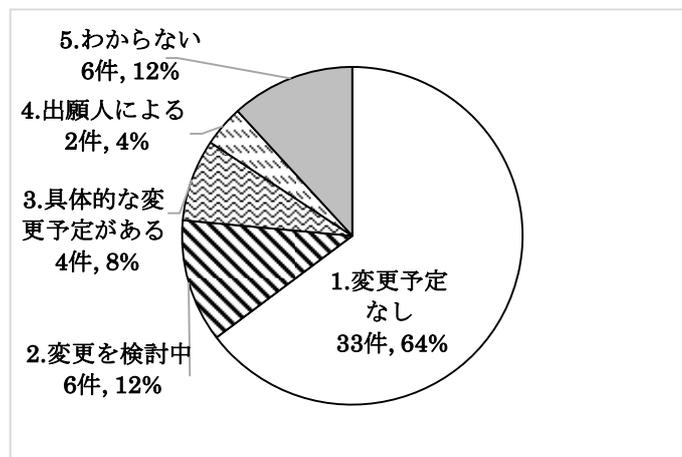


図表 II-1-22 : 過去における ISA の変更

「変更したことがない」と回答した事務所等が 88%であり、「変更したことがある」と回答した事務所等は 12%であった。

## (9) その他

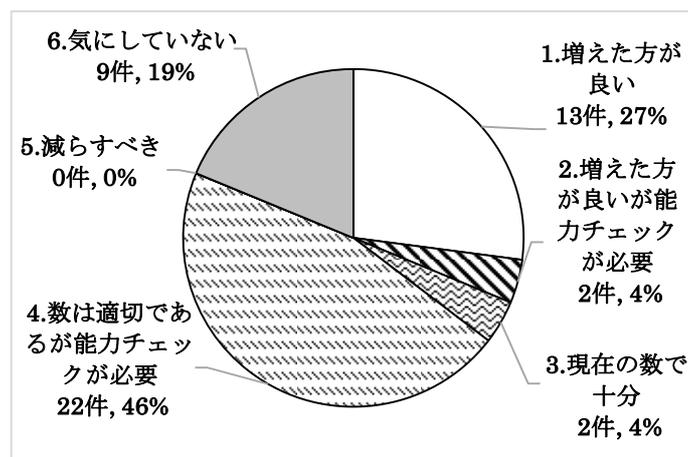
### ①ISA の変更予定



図表 II-1-23 : ISA の変更予定

「1.変更予定なし」と回答した事務所等は 64%であった。「2.変更を検討中」及び「3.具体的な変更予定がある」の合計の割合は 20%であった。

## ②ISA の数



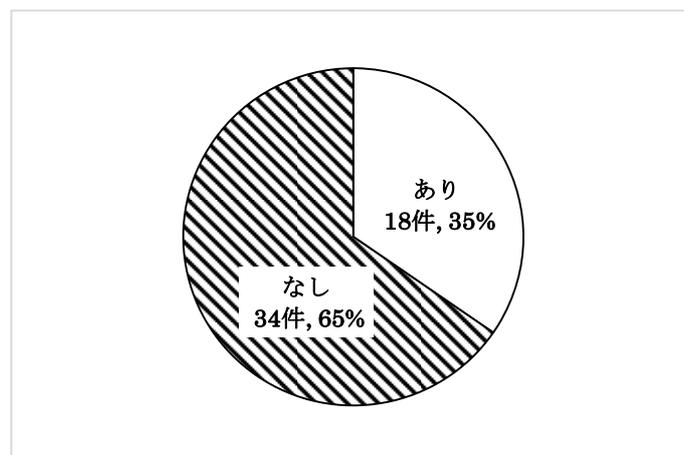
図表 II-1-24 : ISA の数

「1.増えた方が良い」及び「2.増えた方が良いが能力チェックが必要」の合計の割合は31%、「3.現在の数で十分」及び「4.数は適切であるが能力チェックが必要」の合計の割合は50%、「5.減らすべき」と回答した事務所等はなかった。

「1.増えた方が良い」又は「2.増えた方が良いが能力チェックが必要」の理由としては、「選択肢が多い方が良い」、「増えることで競争力が増し、費用が下がる」、「現存のISAの作業負担が減るように、もっと多くのISAがあるのが好ましい」が挙げられていた。

「3.現在の数で十分」又は「4.数は適切であるが能力チェックが必要」の理由としては、「既に利用可能な選択肢と比較して際立った要因がない限り、異なるISAを選択することはないだろう」、「選択肢が多いことは良いことだが、品質の高さが維持されるべきである」が挙げられていた。

## ③ISA への改善・要望点



図表 II-1-25 : ISA への改善・要望点

改善・要望点について「あり」と回答した事務所等は35%であった。

改善・要望点の内容は、以下のようなものが挙げられた。

<内容>

- ・ISR と見解書の一貫性を持たせてほしい。ISR 等を、異なる ISA からの少なくとも 2 人の審査官により共同で作成すると良い。
- ・明細書及び技術背景に照らして、クレームの解釈が正確であること。審査官に対して技術に関するトレーニングを受けさせ、知識を向上させてほしい。
- ・より徹底的な調査をしてほしい。

<言語>

- ・異なる言語の文献（日本語、中国語及び韓国語など）もカバーするより徹底的な調査をしてほしい。
- ・ISA は、出願人に要求されたら、ISR 及び附属書類の英訳を提供してほしい。

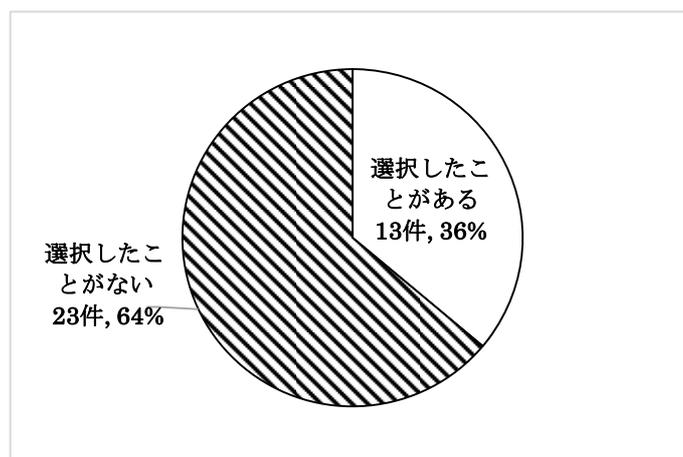
## 1-2. ISA としての日本国特許庁

日本国特許庁の ISA としての選択に関して、以下の事項を調査した。

なお、米国からの出願人が日本国特許庁を ISA として選択可能となったのは 2015 年 7 月からであり、インド、ブラジル及び南アフリカについては日本国特許庁を ISA として選択できないため、これらの国については、選択可能になった場合を想定して回答してもらった。

### (1) 日本国特許庁の ISA としての選択

過去に日本国特許庁を ISA として選択したことがあるかについて調査した。

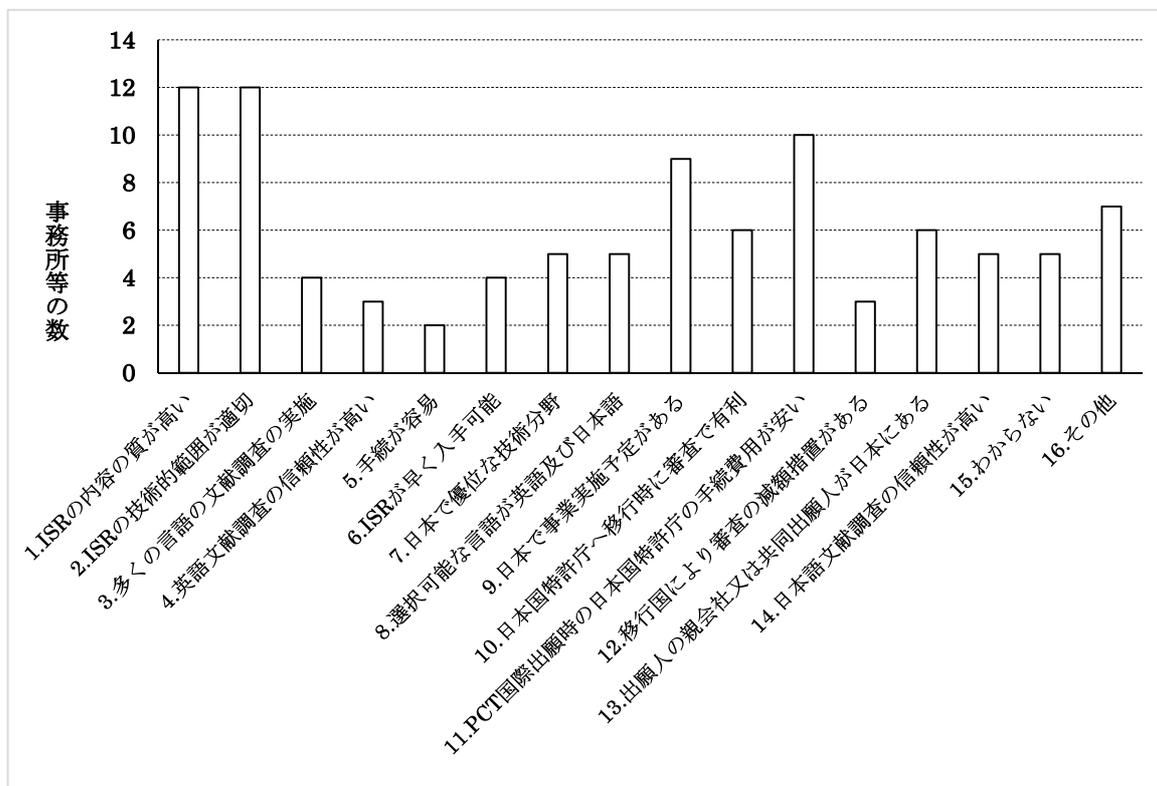


図表 II-1-26 : 日本国特許庁の ISA としての選択

日本を選択可能な 36 者のうち、「選択したことがある」と回答した事務所等の割合は 36%であった。

## (2) 日本国特許庁を ISA として選択する理由

日本国特許庁を ISA として選択している又は将来選択可能となったときに選択する理由を調査した。(複数選択可)



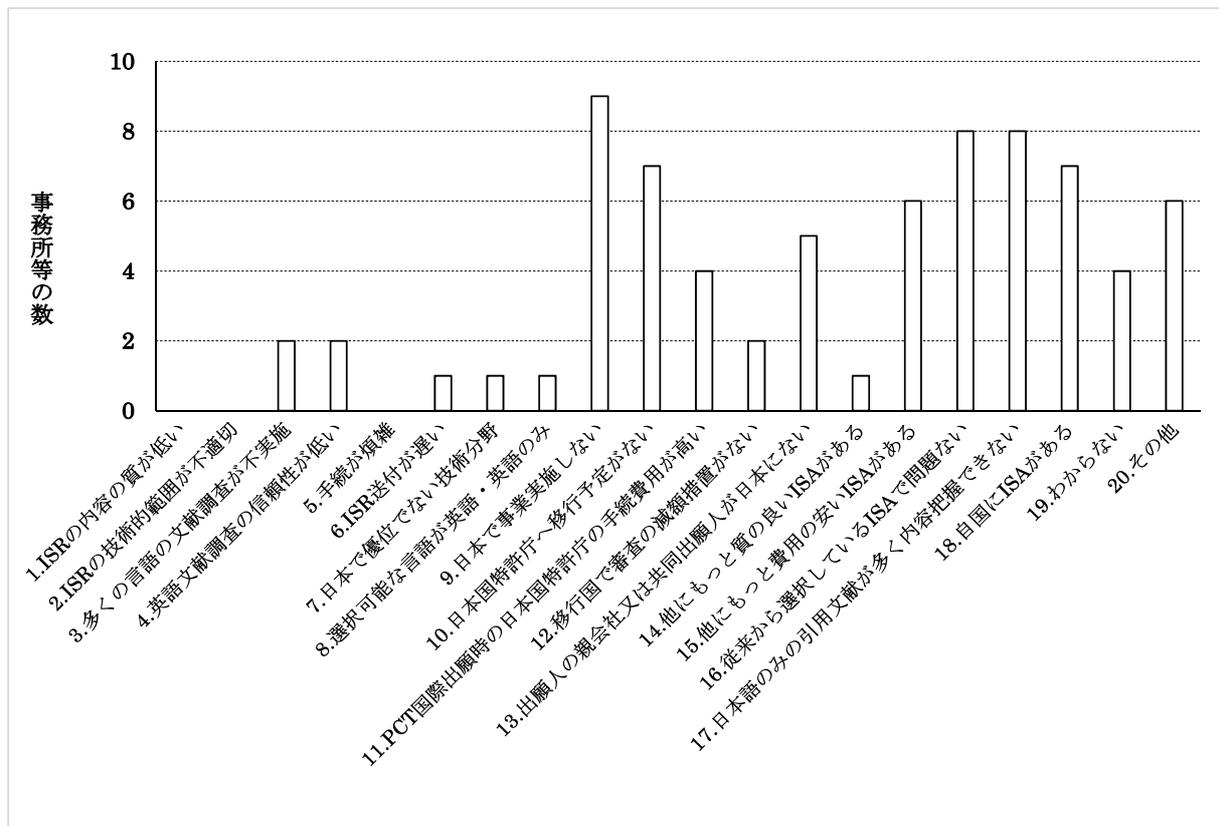
図表 II-1-27：日本国特許庁を選択する理由

「1.ISR の内容の質が高い」及び「2.ISR の技術的範囲が適切」が最も多く、次いで「11.PCT 国際出願時の日本国特許庁の手続費用が安い」、「9.日本で事業実施予定がある」の順であった。

選択する理由としてあまり挙げられなかったのは、「5.手続が容易」、「4.英語文献調査の信頼性が高い」及び「12.移行国により審査の減額措置がある」であった。

### (3) 日本国特許庁を ISA として選択しない理由

日本国特許庁を ISA として選択していない又は将来選択可能となっても選択しない理由を調査した。(複数選択可)



図表 II-1-28：日本国特許庁を選択しない理由

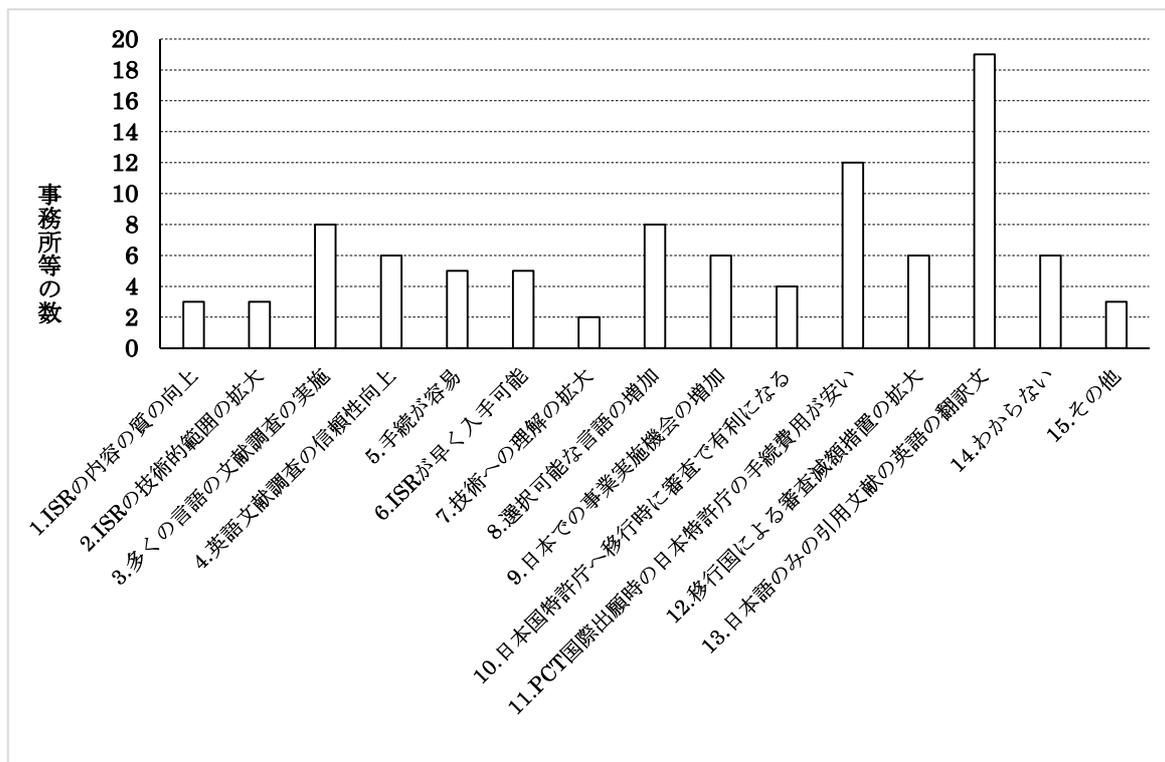
「9.日本で事業実施しない」が最も多く、次いで、「16.従来から選択している ISA で問題ない」及び「17.日本語のみの引用文献が多く内容把握できない」が多かった。

以下のようなコメントが挙げられた。

- ・ 出願人のほとんどが、日本国特許庁が制限的に受理している『環境技術関連』分野ではないため、日本国特許庁を ISA として選択することを検討していない。(米国の事務所等)
- ・ 言語が問題である。(3件)
- ・ 品質が高いのは知っているので、恐らく費用が最も重要である。
- ・ 翻訳が要求され、それが遅れや追加費用をもたらしている。
- ・ 取り扱うのに最も費用のかかる庁の一つであり、費用分析をしなければならない。費用が同じなら英語の点で欧州特許庁を選択する。
- ・ 欧州特許庁があるので十分である。

(4) 日本国特許庁を積極的にISAとして選択するための要件（複数選択可）

日本国特許庁を積極的にISAとして選択するには何が必要であるかについて調査した。



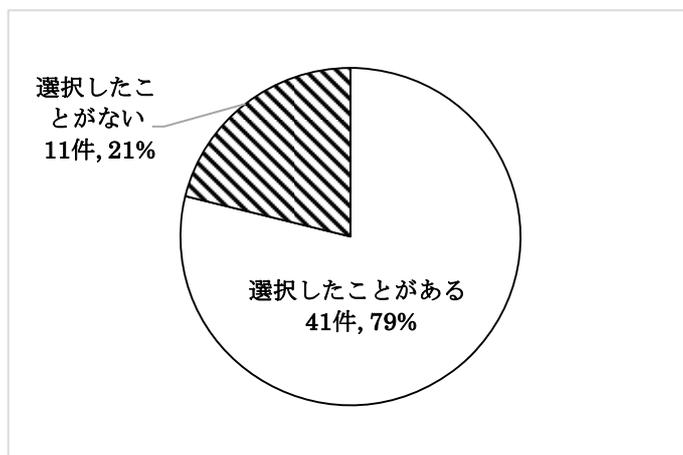
図表 II-1-29：日本国特許庁を積極的に選択するための要件

「13.日本語のみの引用文献の英語の翻訳文」が最も多く、現在日本国特許庁を選択することができない国の事務所からも多くが挙げられた。次いで、「11.PCT 国際出願時の日本国特許庁の手続費用が安い」が多かった。

### 1-3. ISA としての欧州特許庁

#### (1) 欧州特許庁の ISA としての選択

最近3年間に欧州特許庁を ISA として選択したことがあるかについて調査した。



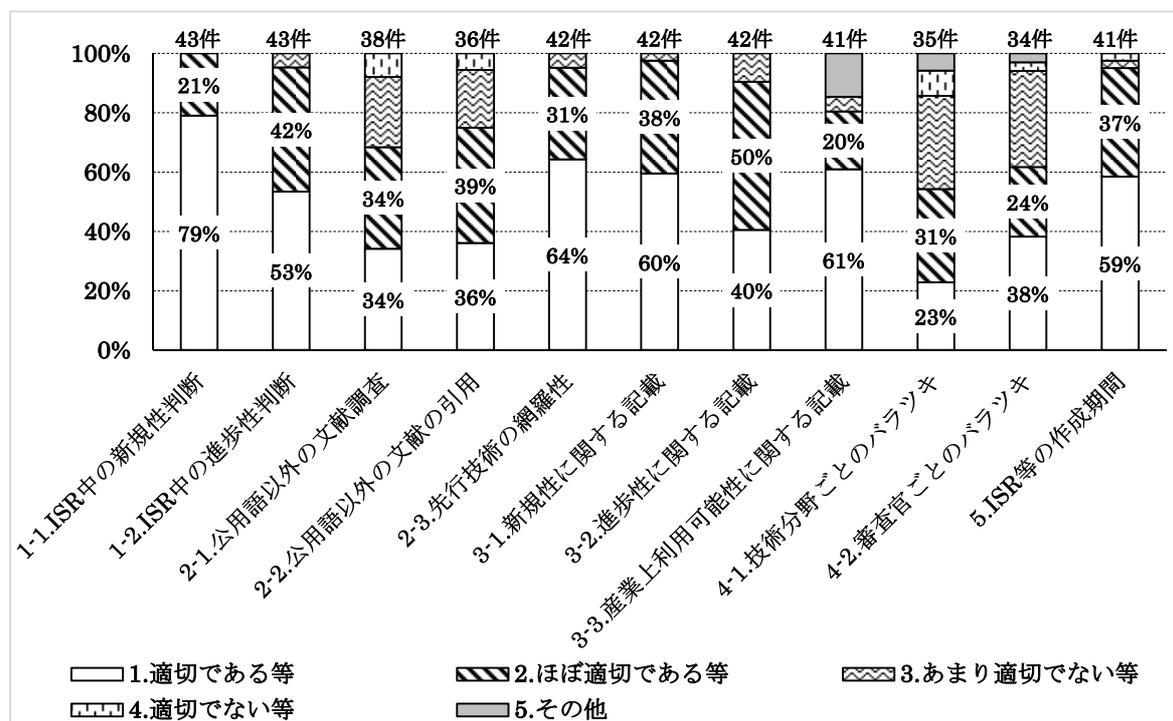
図表 II-1-30 : 欧州特許庁の ISA としての選択

「選択したことがある」と回答した事務所等の割合は 79%であった。

特に、南アフリカのすべての事務所等から、欧州特許庁を ISA として最も多く選択している又は2番目に多く選択しているとの回答があった。

## (2) 欧州特許庁の ISR 及び見解書に対する評価

各事務所等に、欧州特許庁の ISR 及び見解書に対する評価について、1-1(3)(p.41) の評価項目及び評価段階に基づき評価してもらった。



図表 II-1-31 : 欧州特許庁の ISR 及び見解書に対する評価

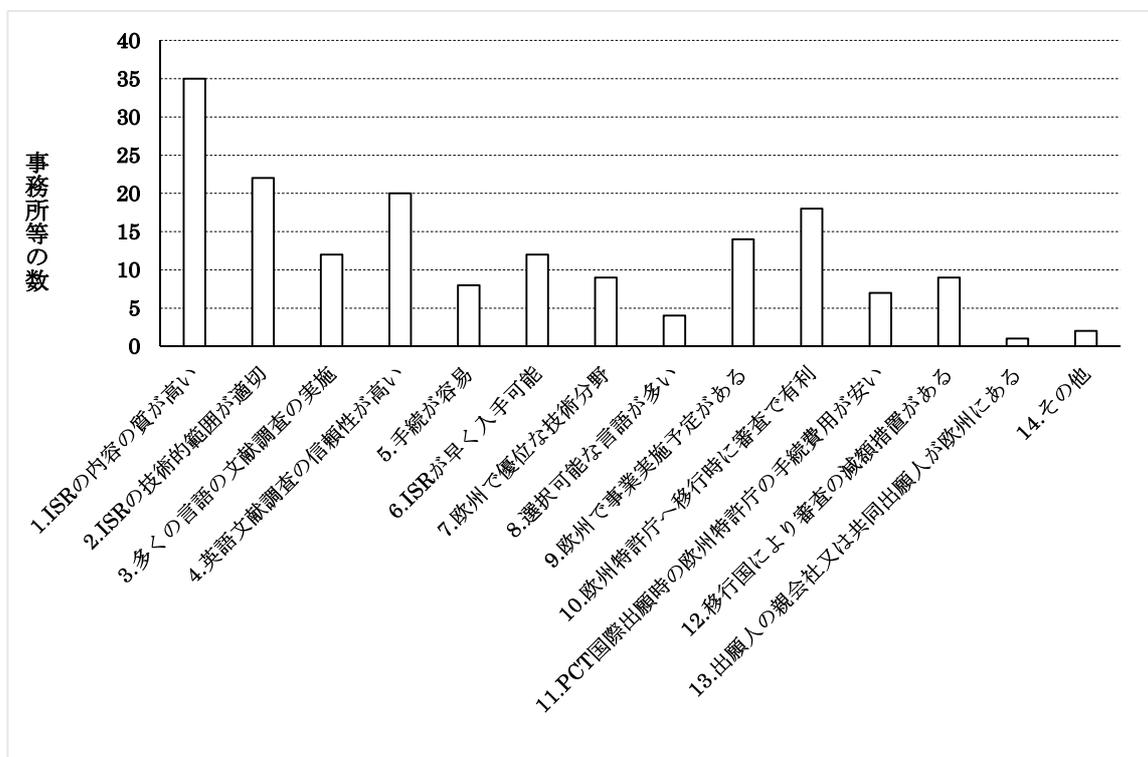
「1.ISR 中の新規性の判断」については、「1.適切である」及び「2.ほぼ適切である」の合計の割合が 100%であった。その他で肯定的な評価(<評価段階>における「1」及び「2」)の割合が高いのは、以下の項目であり、「1.適切である等」及び「2.ほぼ適切である等」の合計の割合はいずれも 90%以上であった。

- ・ 1-2.ISR 中の進歩性の判断
- ・ 2-3.ISR 中の先行技術の網羅性
- ・ 3-1.新規性に関する記載の適切性及び明確性
- ・ 3-2.進歩性に関する記載の適切性及び明確性
- ・ 5.ISR 及び見解書の作成期間（及び提供までの期間）の適切性

否定的な評価 (<評価段階>における「4」及び「3」)の合計の割合が高かったのは、「4-1.技術分野ごとの判断のバラツキ」(40%)、「4-2.担当審査官ごとの判断のバラツキ」(35%)及び「2-1.ISA の当該 ISA のある国の公用語以外の文献調査」(32%)であった。

### (3) 欧州特許庁を ISA として選択する理由

欧州特許庁を選択したことがある事務所等に対して、欧州特許庁を ISA として選択する理由を調査した。(複数選択可)



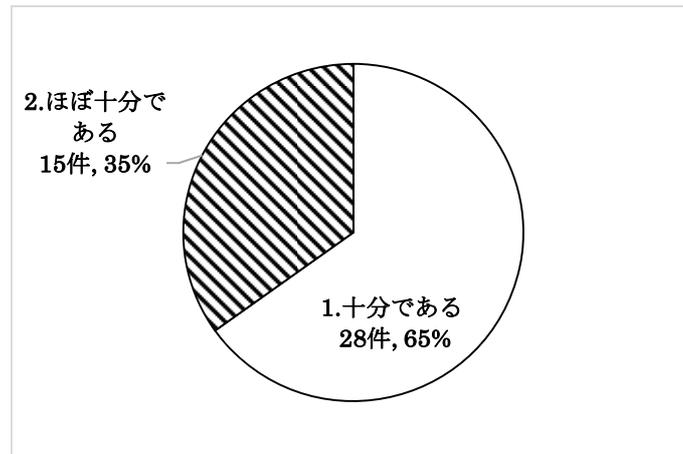
図表 II-1-32 : 欧州特許庁を ISA として選択する理由

「1.ISR の内容の質が高い」が最も多く挙げられ、回答した事務所等の約 8 割が理由として挙げていた。次いで「2.ISR の技術的範囲が適切」及び「4.英語文書調査の信頼性が高い」であり、事務所等の約半数が挙げていた。

選択する理由としてあまり挙げられなかったのは、「13.出願人の親会社又は共同出願人が欧州にある」及び「8.選択可能な言語が多い」であった。

#### (4) 欧州特許庁の ISR 及び見解書の記載の十分性

欧州特許庁の ISR 及び見解書の記載が十分にされているかについて調査した。



図表 II-1-33 : ISR 及び見解書の記載の十分性

すべての事務所等が「1.十分である」又は「2.ほぼ十分である」との回答をした。そのうち約3分の2の事務所等が「1.十分である」と回答した。

#### (5) 欧州特許庁への改善・要望点

以下のような改善・要望点が挙げられた。

- ・ 時間どおりに ISR が交付されない場合が少しあった。
- ・ 迅速に手続を進めてほしい。見解書を発行するのに時間がかかりすぎている。
- ・ ポルトガル語の先行技術文献及び非特許の先行技術文献の調査の向上をしてほしい。
- ・ 通常はとても良いが、特に米国の先行文献を含むときはより包括的にしてほしい。
- ・ ISR はいつも十分というわけではない。3つの公用語以外の言語のキーとなる先行技術はカバーされていないことがある。



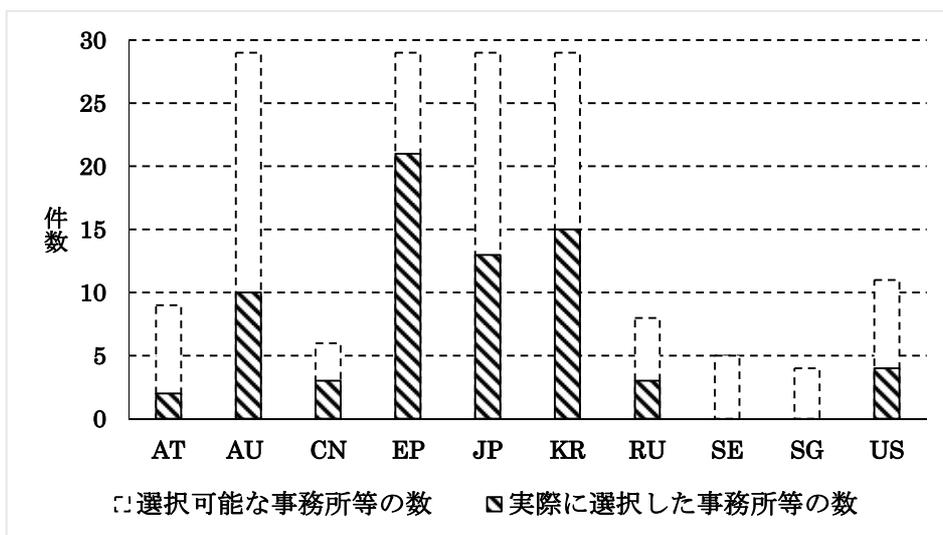
## 2. ASEAN 地域についての調査結果

調査対象国 10 か国のうち、ASEAN 地域の 6 か国にある事務所等 29 者について質問票調査、うち 19 者についてヒアリング調査を行い、その結果をまとめた。

### 2-1. ISA 全般

#### (1) 現在選択されている ISA について

質問票調査に回答した ASEAN 地域の事務所等が、最近約 3 年間に選択したことがある ISA を調査した（複数選択可）。

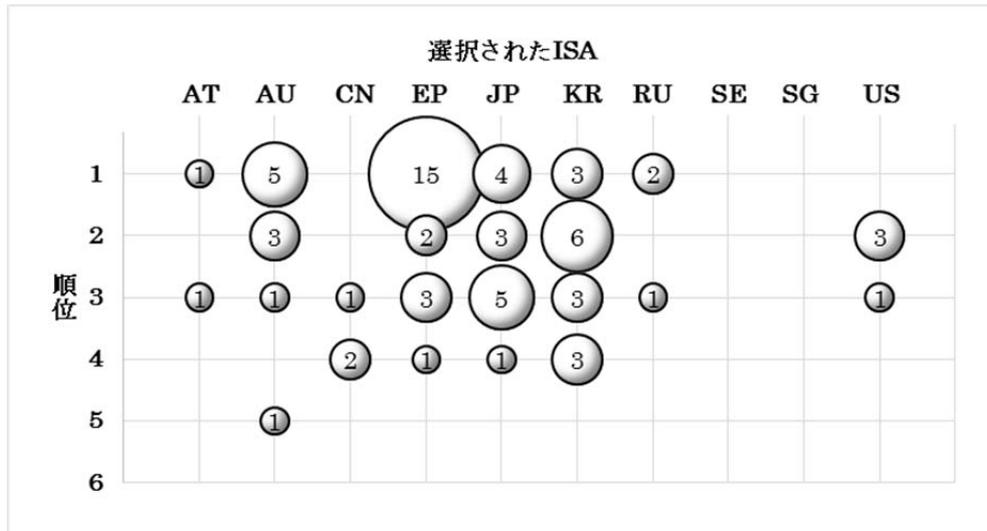


図表 II-2-1 : ISA 及び ISA を選択する事務所等の関係

欧州特許庁が最も多くの事務所等を選択されており、欧州特許庁を選択することが可能な事務所等の 72% が選択していた。次いで多くの事務所が選択したのは、韓国特許庁 (52%) 及び日本国特許庁 (45%)、オーストラリア知的財産庁 (34%) であった。

その他の知的財産庁の ISA は、調査対象国である ASEAN6 か国のうち 1 又は 2 か国からのみ選択可能であり、それらを ISA として選択した事務所等の数はそれぞれ 5 件以内であった。

また、各事務所等が最近約3年間にPCT国際出願をする際に選択したISAについて、PCT国際出願の件数が多い順にISAに順位を付けてもらった。

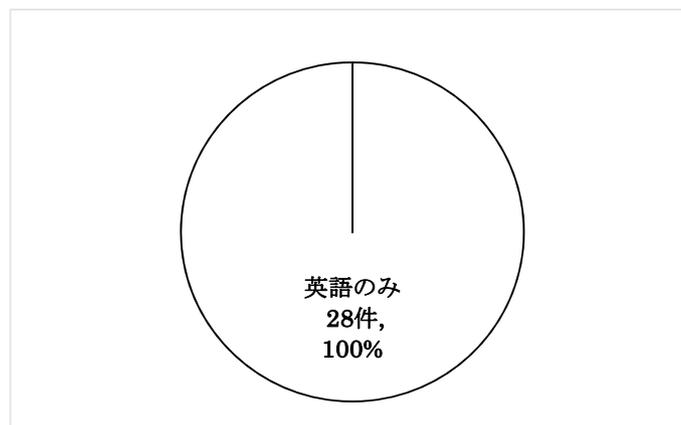


図表 II-2-2 : 選択されたISA と順位との関係

ISAとして欧州特許庁を最も多く選択したことがある事務所等が最も多かった。次いで、ISAとしてオーストラリア知的財産庁、日本国特許庁及び韓国特許庁を最も多く選択したことがある事務所等の数が多かった。

## (2) PCT国際出願する際に使用された言語

最近3年間に行われたPCT国際出願に使用された言語を選択してもらった。



図表 II-2-3 : PCT出願時に使用する言語

いずれの事務所等もすべて英語を使用しており、他の言語は使用されていなかった。

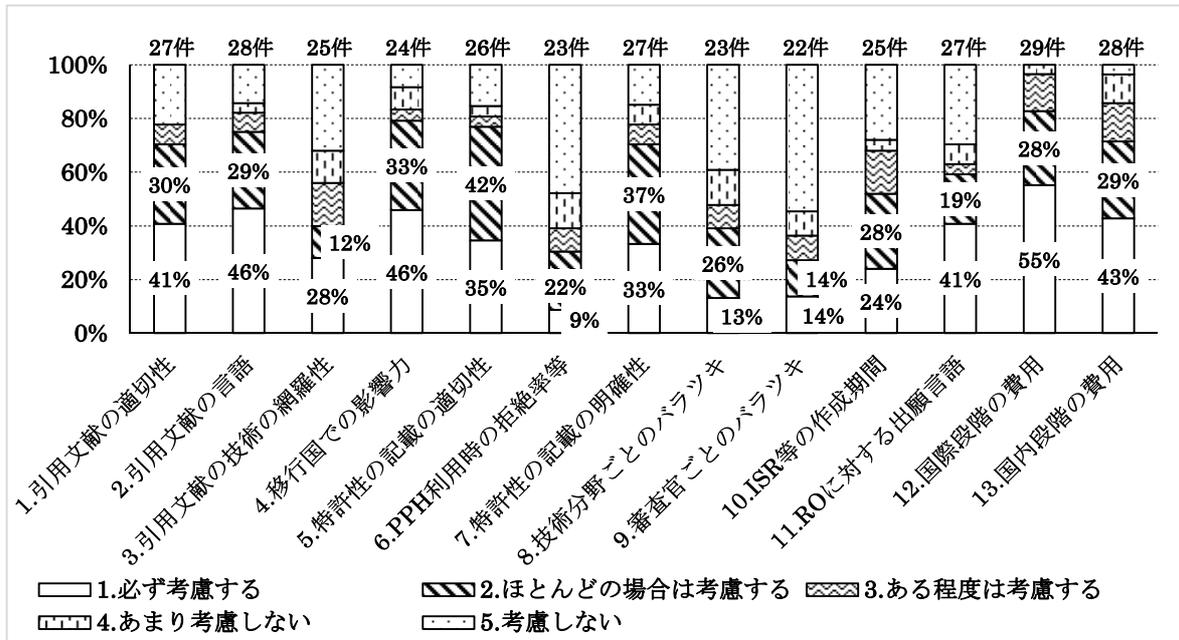
「その国の公用語で最初の出願の明細書を作成した後、英語に翻訳しており、外部に翻訳を依頼しなければならないので、出願人にとってその費用が負担になっている」、「自社内で翻訳を行っている」とのコメントがあった。

### (3) ISA 選択の際に考慮する項目

ISA 選択の際にどのような項目をどの程度考慮するかについて調査した。

#### ①ISA を選択する際に考慮する項目及びその程度

ISA 選択の際に考慮する事項について、1-1 (6) ① (p.50) の評価項目及び評価段階に基づき評価してもらった。



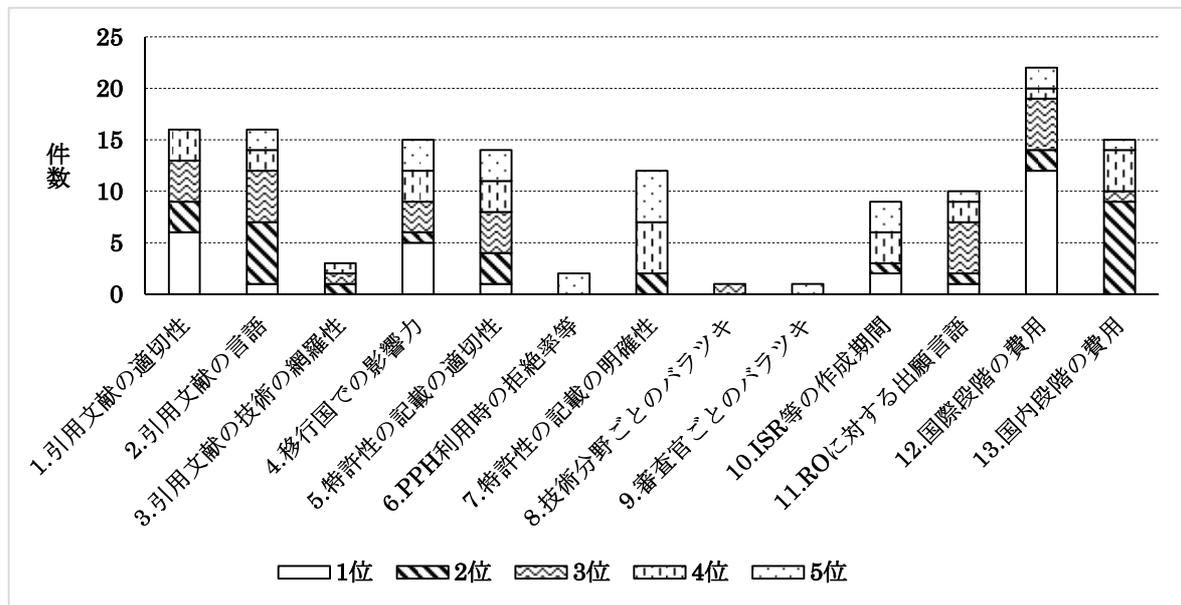
図表 II-2-4 : ISA 及び見解書の評価

「1.必ず考慮する」及び「2.ほとんどの場合は考慮する」の合計の割合が最も高かった項目は、「12.国際段階で支払う費用」であり、83%の事務所等がこれらを選択していた。次いで「1.必ず考慮する」及び「2.ほとんどの場合は考慮する」の合計の割合が高かった項目は、順に、「4.ISA 及び見解書等に記載された引用文献の、特許を受けようとする国における審査への影響力」(79%)、「5.見解書に記載された特許性に関する記載の適切性」(77%)、「2.ISA 中に引用されている先行文献の言語」(75%)、「13.国内段階で支払う費用」(72%)、「1.ISA 中に引用されている先行文献の適切性」(71%)、「7.見解書に記載された特許性に関する記載の明確性」(70%)であった。

「5.考慮しない」及び「4.あまり考慮しない」の合計の割合が高かった項目は、順に、「9.担当審査官ごとの判断のバラツキ」(64%)、「6. PCT-PPH を利用した場合、移行国での拒絶率又は登録率」(61%)、「8.技術分野ごとの判断のバラツキ」(52%)であった。

## ②ISA を選択する際に優先的に考慮する項目

ISA を選択する際に、先の①で挙げた 13 項目のうち、優先度の高いものを 1～5 位まで選択してもらった。



図表 II-2-5 : ISA 選択時に優先的に考慮する項目

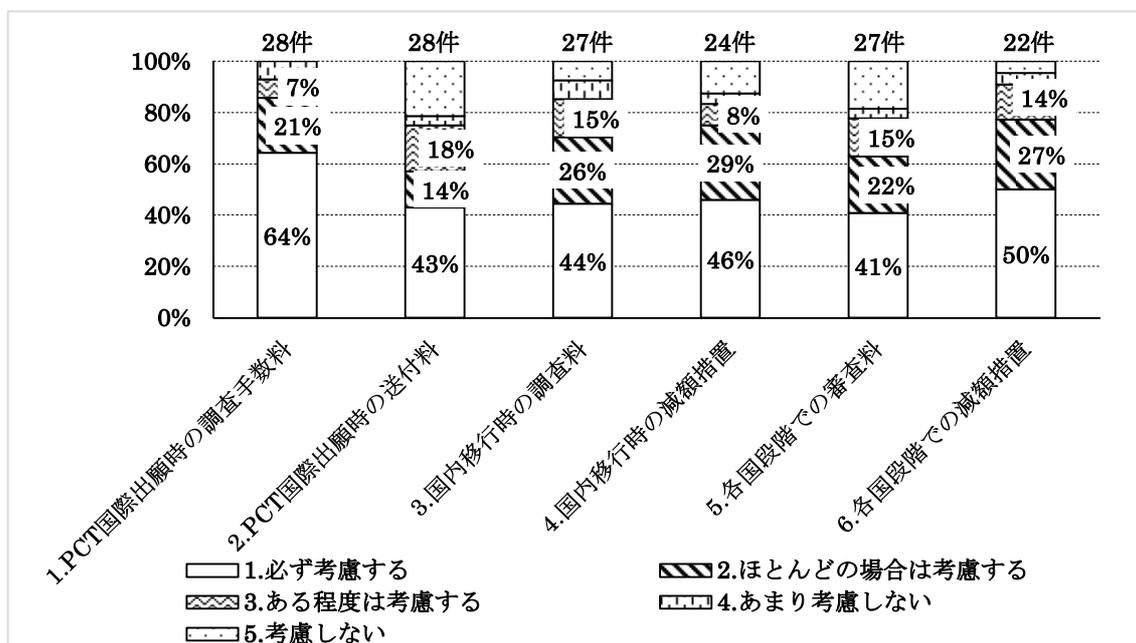
最も優先する項目として多く挙げられたのは、「12.国際段階で支払う費用」であり、76%の事務所等が優先する項目の1位から5位までに挙げていた。

次いで多く挙げられた項目は、「1.ISR 中に引用されている先行文献の適切性」及び「2.ISR 中に引用されている先行文献の言語」であった。

優先する項目の1位から5位に最も挙げられなかったのは、「8.技術分野ごとの判断のバラツキ」及び「9.担当審査官ごとの判断のバラツキ」であり、次いで「6.PCT-PPH を利用した場合、移行国での拒絶率又は登録率」であり、上記の① (ISA 選択の際に考慮する項目及びその程度) で、考慮する程度が少ないとして挙げられた項目と同様の項目であった。

### ③ISA を選択の際に考慮する費用及び程度

ISA 選択の際に考慮する費用について、1-1 (6) ③ (p.52) の評価項目及び評価段階に基づき評価してもらった。



図表 II-2-6 : ISA 選択時に考慮する費用

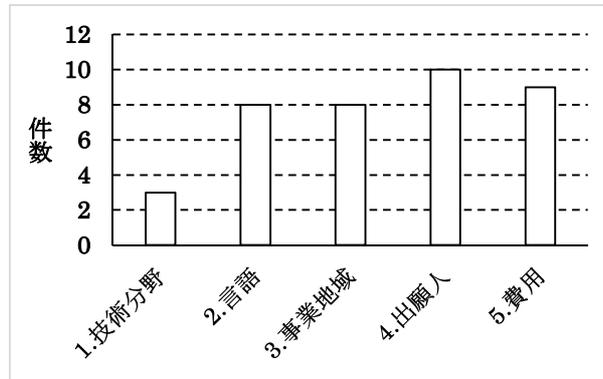
「1.必ず考慮する」及び「2.ほとんどの場合は考慮する」の合計の割合が最も高かった項目は、「1.PCT 国際出願時に支払う調査手数料」であり、85%の事務所等が選択していた。また、「2.PCT 国際出願時に支払う送付手数料」から「6.各国段階での減額措置」までいずれの項目についても、50%以上の事務所等が「1.必ず考慮する」又は「2.ほとんどの場合は考慮する」を選択していた。

「5.考慮しない」及び「4.あまり考慮しない」の合計の割合が最も高かったのは、「2.PCT 国際出願時の送付手数料」であり、次いで「5.各国段階での減額措置」であった。

また、上記の費用以外としては、「引用文献（非特許文献等）を得るための費用」（2件）、「翻訳費用」、「必要とするすべての費用」が挙げられた。

#### (4) ISA の使い分け

複数の ISA を使用している場合に、どのような点で ISA を使い分けているかについて調査した（複数選択可）。



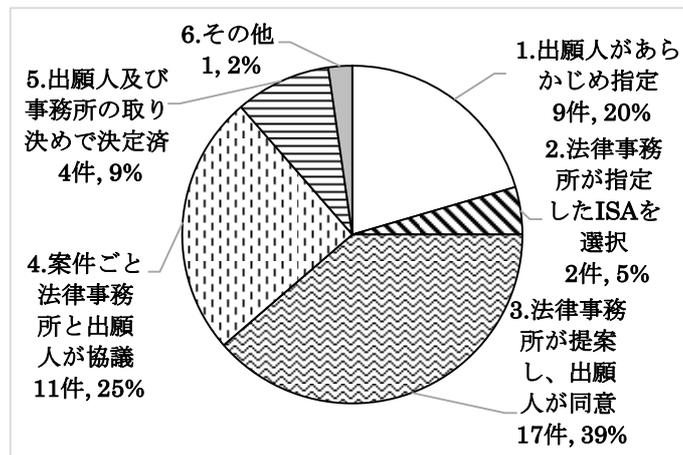
図表 II-2-7：選択する ISA を区別する要因

言語、事業地域、出願人及び費用により使い分けている事務所等が約半数であった。

これらの複数項目による場合もあり、「費用が最初で次が言語」、「予算及びマーケットに基づく」、「費用、時間及び厳密さを含む複数の要因がある」とのコメントがあった。

#### (5) ISA の決定方法

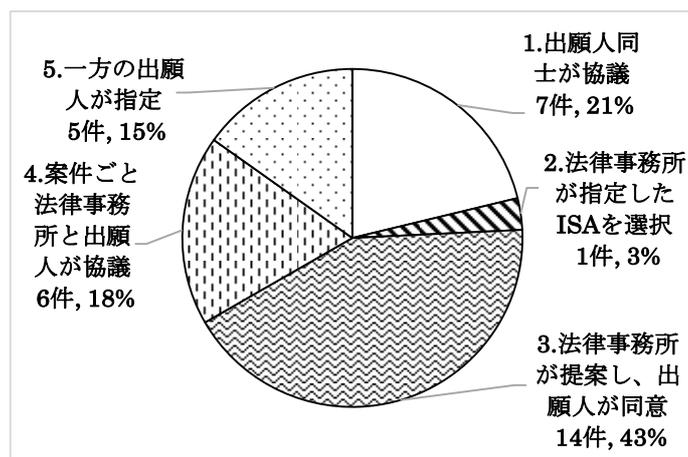
##### ①単独出願時の ISA の決定方法（複数選択可）



図表 II-2-8：ISA の決定方法（単独出願）

最も多かったのは、「3.法律事務所が提案し、出願人が同意」であり、事務所等の 39% が選択しており、「2.法律事務所が指定した ISA を選択」と合わせると 44%であった。また、「1.出願人があらかじめ指定」が 20%であった。

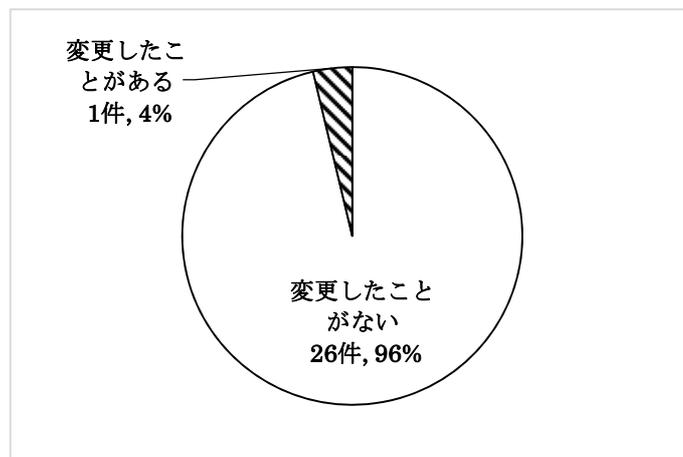
## ②共同出願時の ISA の決定方法（複数選択可）



図表 II-2-9 : ISA の決定方法（共同出願）

最も多かったのは、「3.法律事務所が提案し、出願人が同意」であり、事務所等の 43% が選択しており、「2.法律事務所が指定した ISA を選択」と合計すると 46%であった。また、「1.出願人同士が協議」が 21%、「5.一方の出願人が指定」が 15%であった。

## （6）過去における ISA の変更

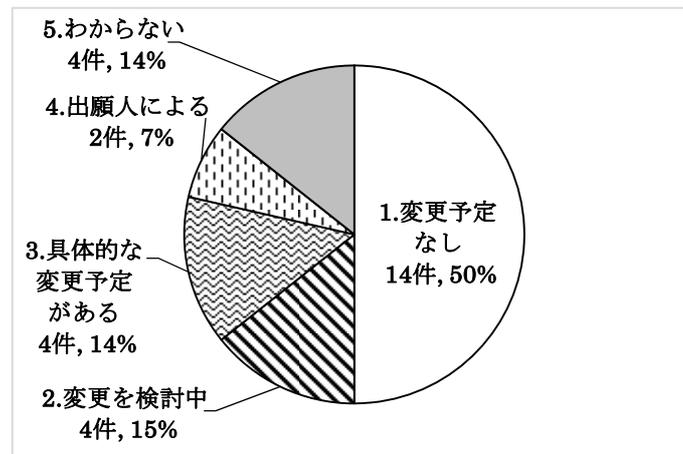


図表 II-2-10 : 過去における ISA の変更

「変更したことがない」と回答した事務所等が 96%であり、「変更したことがある」と回答した事務所等が 4%であった。

## (7) その他

### ①ISA の変更予定



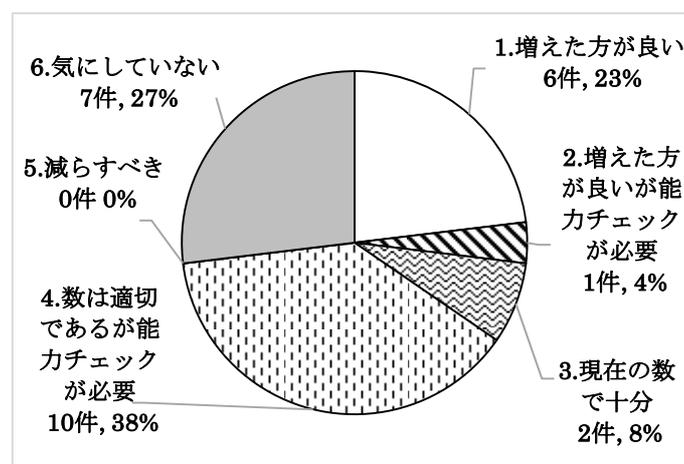
図表 II-2-11 : ISA の変更予定

「1.変更予定なし」と回答した事務所等は 50%であった。「2.変更を検討中」及び「3.具体的な変更予定がある」の合計の割合は 29%であった。

「2.変更を検討中」又は「3.具体的な変更の予定がある」と回答した事務所等からは、「シンガポール知的財産庁を使用することを計画している」（2件）といったコメントがあった。また、「出願人が PCT 国際出願を日本に移行するならば日本国特許庁も検討する」、「出願人が日本への国内移行を真剣に検討するならば、欧州特許庁から日本国特許庁に変更する」との回答があった。

「5.わからない」と回答した理由としては、「事務所としては出願人にいくつかの ISA を勧めるだけであり、ISA の選択は出願人の決定による」との回答があった。

### ②ISA の数



図表 II-2-12 : ISA の数について

「1.増えた方が良い」及び「2.増えた方が良いが能力チェックが必要」の合計の割合は 27%であった。「3.現在の数で十分」又は「4.数は適切であるが能力チェックが必要」の

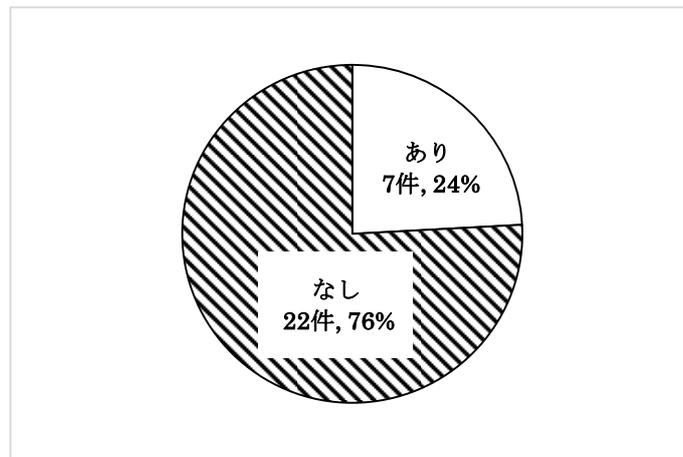
割合はそれぞれ 8%及び 38%であり、「5.減らすべき」と回答した事務所等はなく、「6.気にしていない」と回答した事務所等が 27%あった。

ISA の数が増えた方が良いと回答した理由としては、「出願件数が増加しているため」、「ISA としての能力や効率性が向上する」、「ISA が増えるほど出願人にとって有益」（2 件）、「各 ISA は能力向上及び効率性のレベル向上のために努力し、ほとんどの ISA は法外に高い調査料を課すのに慎重になるであろう」、「審査が共有される可能性があり、スピードが上がるかもしれない」が挙げられていた。

ISA の数が現在の数で十分又は適切と回答した理由としては、「数は問題ではなく品質が重要」又は「高品質で信頼できる ISR が必要」が挙げられていた。

「4.数は適切であるが、ISA としての能力のチェックが必要」と回答した理由としては、「あまりに多くの新しい ISA が導入されると基準が落ちるかもしれない」、「いくつかの国において国内段階で、ISR に引用されたもの以外の先行技術が特定される」、「高品質及び信頼できる ISR を有することが重要」、「数よりも調査及び評価の品質が重要」が挙げられていた。

### ③ISA への改善・要望点



図表 II-2-13 : ISA の改善・要望点

改善・要望点について、「あり」と回答した事務所等は 24%で、残りの 76%は「なし」と回答した。

改善・要望点の内容は、以下のようなものが挙げられた。

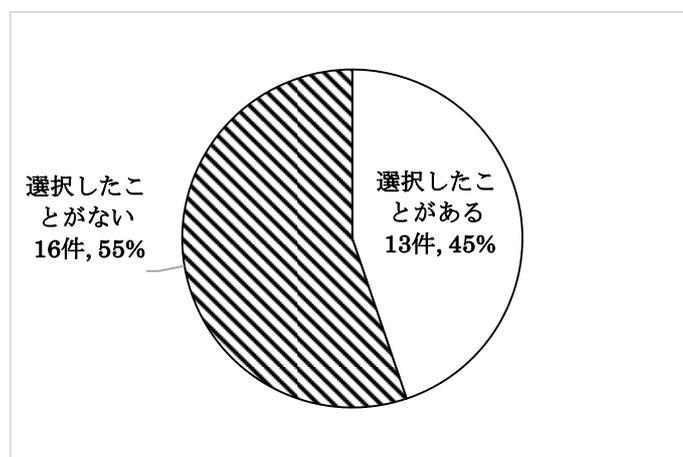
- ・ ISA の公用語以外の言語の先行技術調査をもっと実施してほしい。
- ・ 言語の問題は調査の品質に影響を与えるので重要である。
- ・ いつでも先行技術（及び必要ならば翻訳）にアクセス可能にすることは ISA にとっての義務とすべきである。

- 引用文献の中にはオンラインで利用可能でない又は入手するのが難しいものがある。
- 費用をもっと安くしてほしい。発展途上国にとっては調査手数料や審査料は高い。
- 日本国特許庁と同様、他の ISA にも問い合わせをするためのヘルプデスクを設置し、また、急ぎの問い合わせにはもっと早く応答してほしい。
- 言語障壁のために、日本国特許庁・韓国特許庁へ電話するのが難しい。

## 2-2. ISA としての日本国特許庁

### (1) ISA としての日本国特許庁の選択

過去に日本国特許庁を選択したことがあるかについて調査した。



図表 II-2-14：日本国特許庁の ISA としての選択

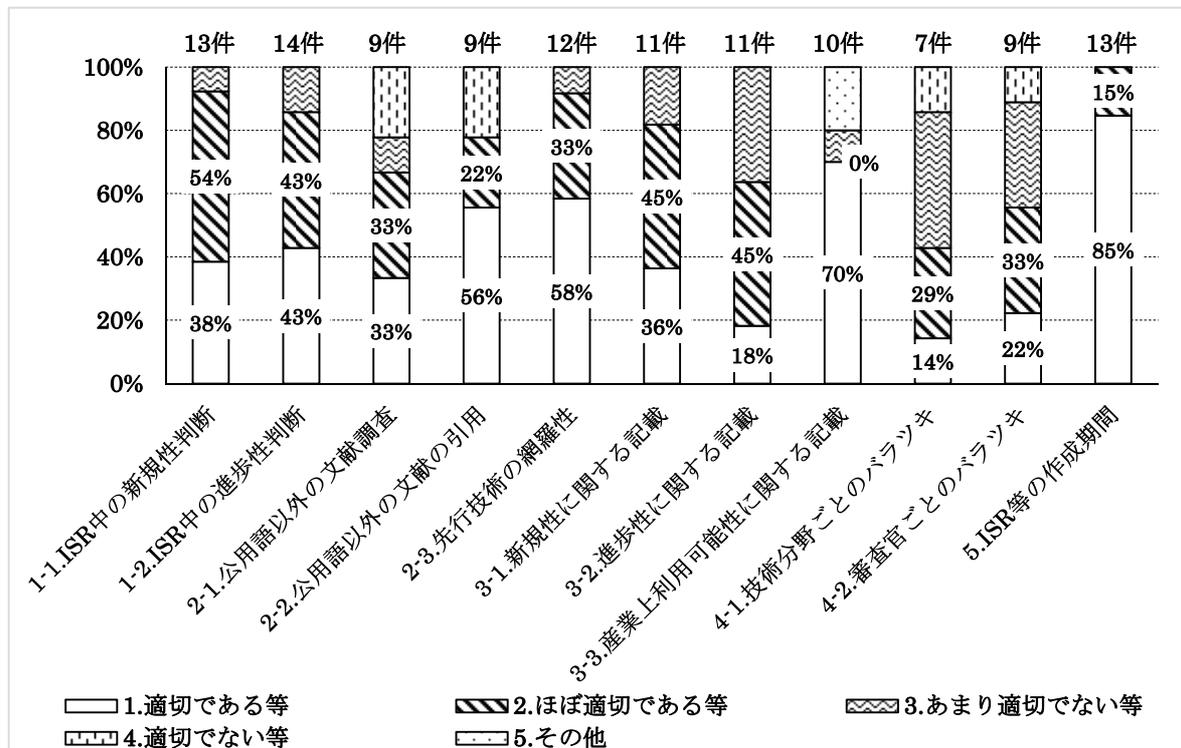
「選択したことがある」と回答した事務所等の割合は 45%で、「選択したことがない」と回答した事務所等は 55%であった。

「選択したことがある」理由として、「費用を気にする出願人が選択」とのコメントがあった。

「選択したことがない」理由としては、「日本国特許庁を ISA として選択可能となったのは最近であるため」（3件）、「PCT 出願が多くないので選択する機会がなかった」とのコメントがあった。

## (2) 日本国特許庁の ISR 及び見解書に対する評価

日本国特許庁の ISR 及び見解書に対する評価について、1-1 (3) (p.41) の評価項目及び評価段階に基づき評価してもらった。



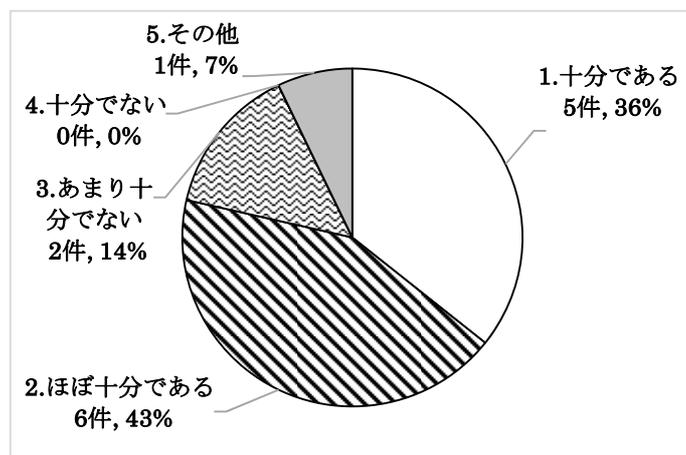
図表 II-2-15 : 日本国特許庁の ISA 及び見解書の評価

肯定的評価 (<評価段階>における「1」及び「2」、以下同様)が多かった項目は、「5.ISR 及び見解書の作成期間 (及び提供までの期間) の適切性」で、「1.適切である」及び「2. ほぼ適切である」の合計の割合が 100%であり、「1.適切である」が 85%であった。次いで、肯定的評価が多かったのは、「1-1.ISR 中の新規性の判断」で「1.適切である」及び「2. ほぼ適切である」の合計の割合が 92%、「2-3.ISR の先行技術の網羅性」で「1.網羅されている」及び「2.ほぼ網羅されている」の合計の割合が 91%であった。

否定的な評価(「3」及び「4」の評価)が最も多かったのは、「4-1. 技術分野ごとの判断のバラツキ」で、次いで「4-2.担当審査官ごとの判断のバラツキ」及び「3-2.進歩性に関する記載の適切性及び明確性」であった。

### (3) 日本国特許庁の ISR 及び見解書の記載の十分性

日本国特許庁の ISR 及び見解書の記載が十分であるかを調査した。

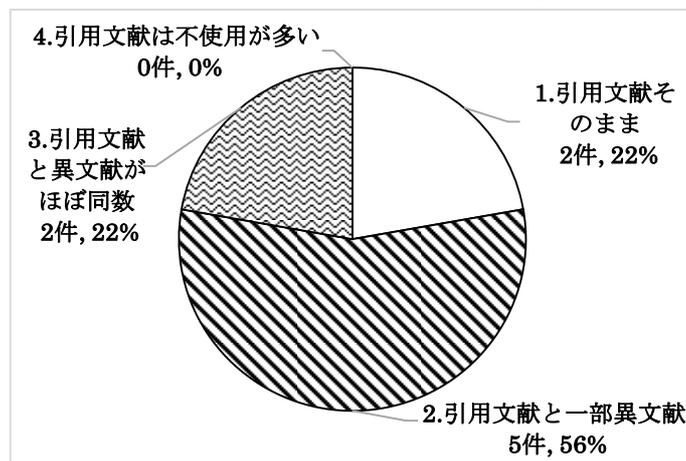


図表 II-2-16 : 日本国特許庁の ISR 及び見解書の記載の十分性

「1.十分である」及び「2.ほぼ十分である」の合計の割合は79%であった。また、「3.あまり十分でない」が14%であった。なお、調査した事務所等のうちの約50%が、日本国特許庁をISAとして使用したことがない又は使用した回数が少ないために判断できないと回答しており、これらの事務所等の数は除いている。

### (4) 日本国特許庁の ISR 及び見解書の中の引用文献の各国審査への影響力

日本国特許庁により作成された ISR 及び見解書で引用された文献が、特許を受けようとする国における審査で活用されているかについて調査した。



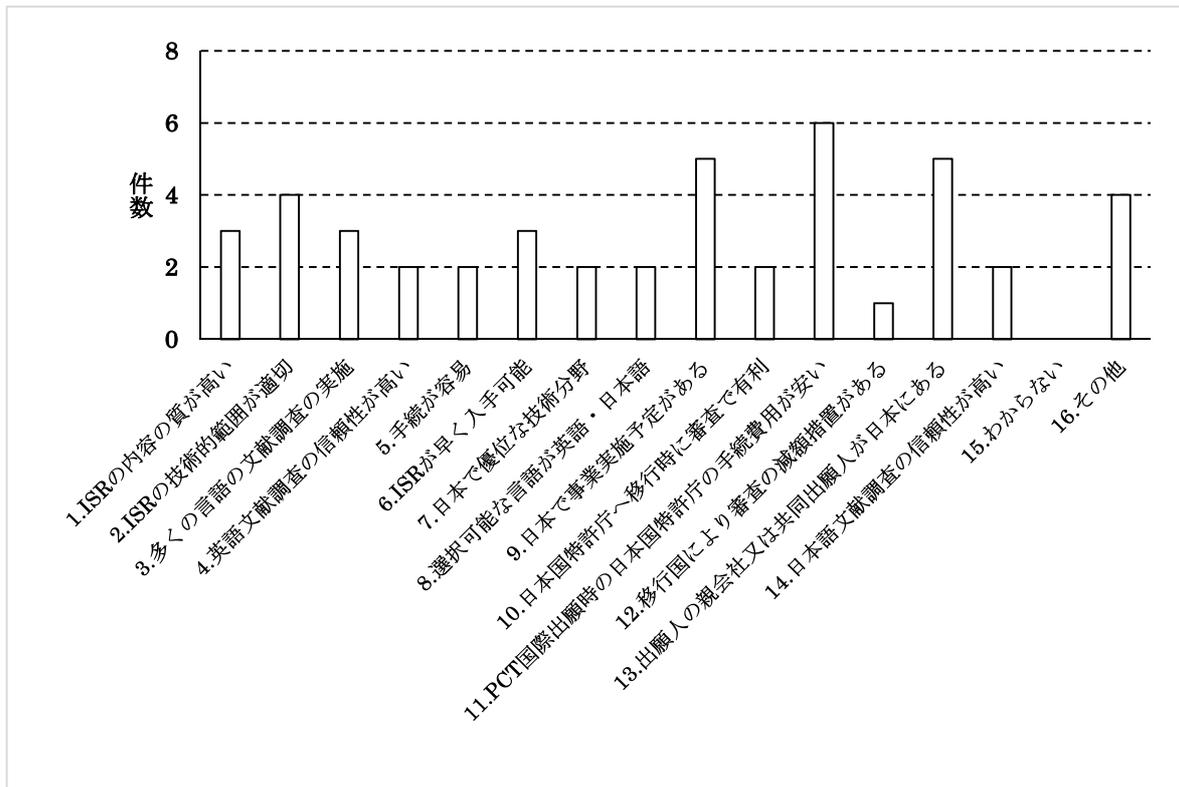
図表 II-2-17 : 日本国特許庁の ISR 等の引用文献の各国審査への影響力

「2.ISR 等で引用された文献がほとんどであるが、一部 ISR 等と異なる文献が使用されている（図表中では [2.引用文献と一部異文献]）」と回答した事務所等が最も多く、56%の事務所等がこれを選択した。これと、「1.ISR 等で引用された文献がそのまま使用されている（図表中では [1.引用文献そのまま]）」との合計は78%であった。「3.ISR 等で引

用された文献と、それとは異なる文献がほぼ同数程度である（図表中では [3.引用文献と異文献がほぼ同数]）」は 22%であった。

### (5) 日本国特許庁を ISA として選択する理由

日本国特許庁を ISA として選択する理由を調査した（複数選択可）。



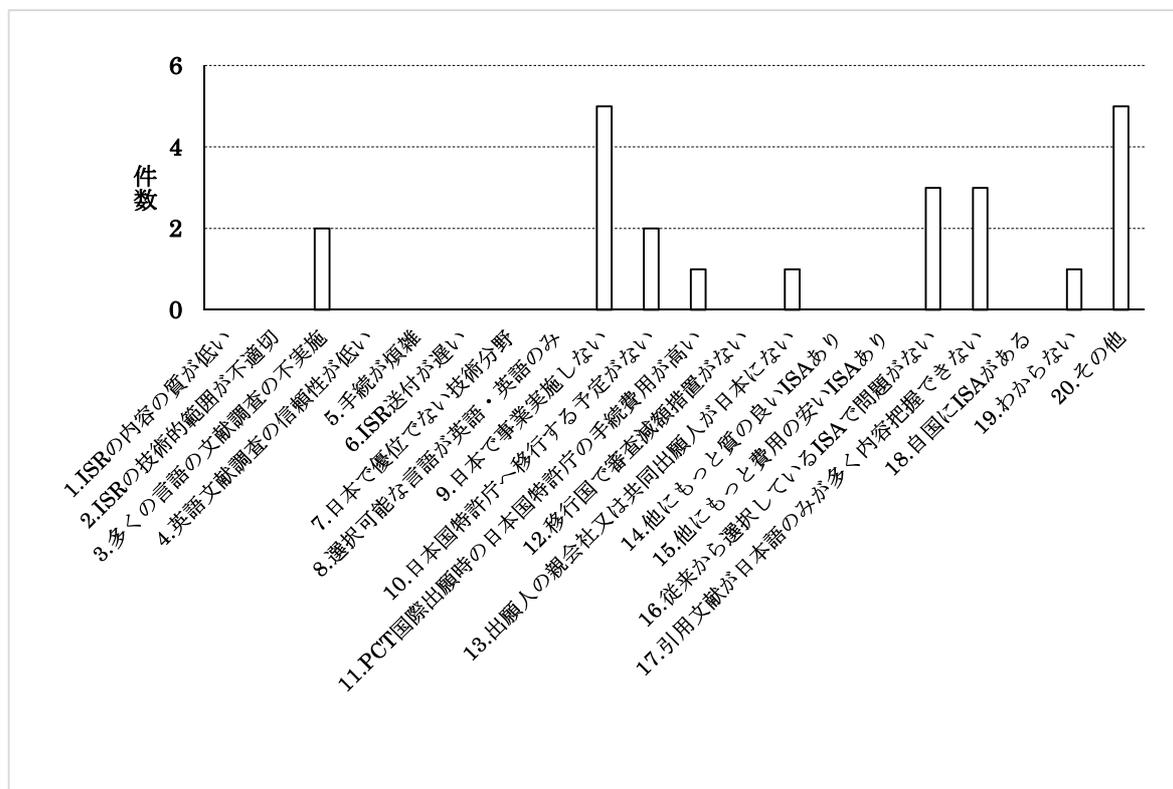
図表 II-2-18 : 日本国特許庁を選択する理由

「11.PCT 国際出願時の日本国特許庁の手続費用が安い」が最も多く、次いで「9.日本で事業実施予定がある」及び「13.出願人の親会社又は共同出願人が日本にある」が多かった。

「16.その他」の理由としては、「出願人から事務所へ日本国特許庁を ISA として選択するように指定された」（3件）との回答があった。また、「日本国特許庁へ出願と同時に早期審査請求をして特許査定を得た後、日本国特許庁を受理官庁として PCT 出願した」という事例があった。

## (6) 日本国特許庁を ISA として選択しない理由

日本国特許庁を ISA として選択しない理由を調査した（複数選択可）。



図表 II-2-19：日本国特許庁を選択しない理由

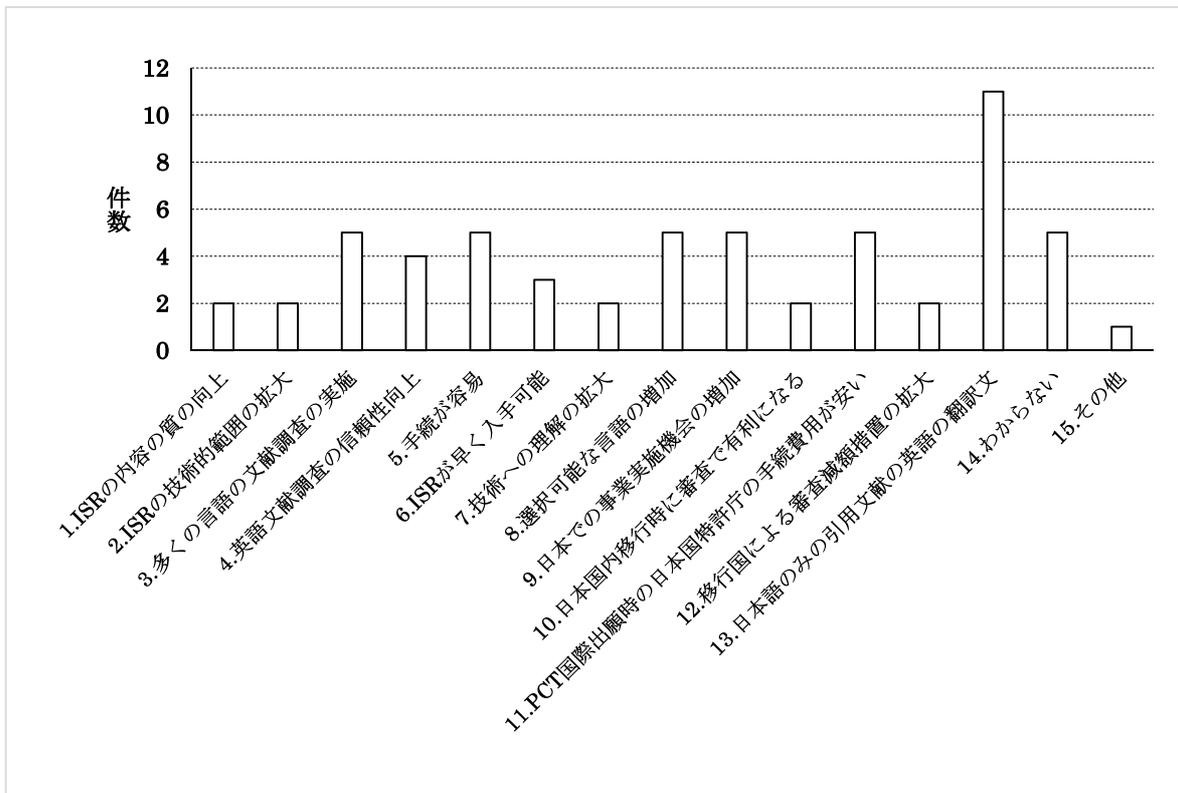
「9.日本で事業を実施しない」が最も多く、次いで、「16.従来から選択しているISAで問題がない」及び「17.引用文献が日本語のみが多く内容把握できない」が多かった。

「20.その他」の理由としては、「出願の時点で日本に移行するかが未確定である」、「PCT出願自体が少なく、かつ日本国特許庁がISAとして選択可能となったのが比較的最近であるためである」、「最近指定されたばかりである」との回答があった。

「3.多くの言語の文献調査の不実施」を選択した理由としては、「日本語のみの引用文献が引用される傾向があり、全世界の先行技術の範囲を十分にカバーしていない可能性がある」という回答があった。

## (7) 日本国特許庁を積極的に ISA として選択するための要件

日本国特許庁を積極的に ISA として選択するには何が必要であるかについて調査した。  
(複数選択可)



図表 II-2-20：日本国特許庁を積極的に選択するための要件

「13.日本語のみの引用文献の英語の翻訳文」が最も多く、約4割の事務所等が挙げている。他では、「3.多くの言語の文献調査の実施」、「5.手続が容易」、「8.選択可能な言語の増加」、「9.日本での事業実施機会の増加」及び「11.PCT 国際出願時の日本国特許庁の手続費用が安い」が多く挙げられた。

「2.ISRの技術的範囲の拡大」及び「3.多くの言語の文献調査の実施」を選択した理由としては、「国内段階でISRの引用文献以外の文献が挙げられることがあったため」との回答があった。

「5.手続が容易」を選択した理由としては、「請求に対する支払は簡単ではない」との回答があり、ヒアリング調査によれば、過去において、「料金の振込先が複数か所あり混乱した経験がある」とのことである。

## (8) 日本国特許庁への改善・要望点

日本国特許庁への改善・要望点を調査した。

以下のような改善・要望点があった。

### <内容>

- ・英語での文献調査の増やしてほしい。
- ・より広範囲な調査をして、より関連する文献を引用してほしい。

### <言語>

- ・古い特許・実用新案文献が引用されることがあったが、スキャンできないので機械翻訳ができない。クレームでなく、引用している部分の翻訳がほしい。場合により全文がほしい。
- ・引用された日本特許の英訳がほしい。

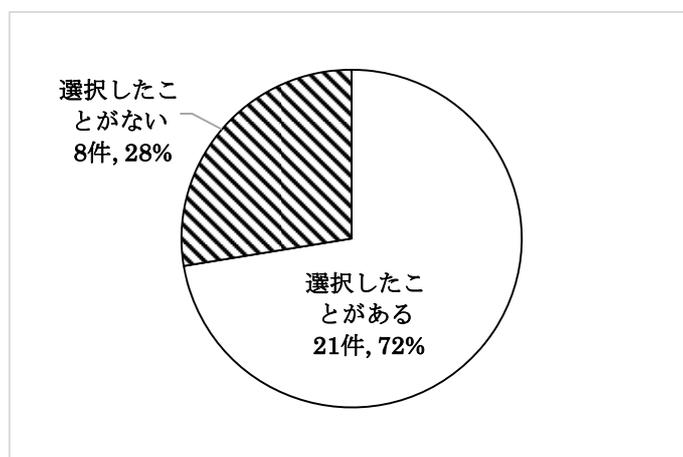
### <その他>

- ・日本国特許庁内で何度も転送され担当者に繋がらなかつたり、英語が理解できないとのことで待たされたり、何度も電話したりした。
- ・日本国特許庁へ電話したときのアクセス性を改善してほしい。時々言語障壁のために電話するのが難しい。
- ・手続の問い合わせのための e-mail のヘルプデスクは助けになっているが、急ぎの問い合わせのときには応答時間を短くしてほしい。
- ・請求に対する支払方法を改善してほしい。

## 2-3. ISA としての欧州特許庁

### (1) ISA としての欧州特許庁の選択

最近3年間に欧州特許庁をISAとして選択したことがあるかについて調査した。

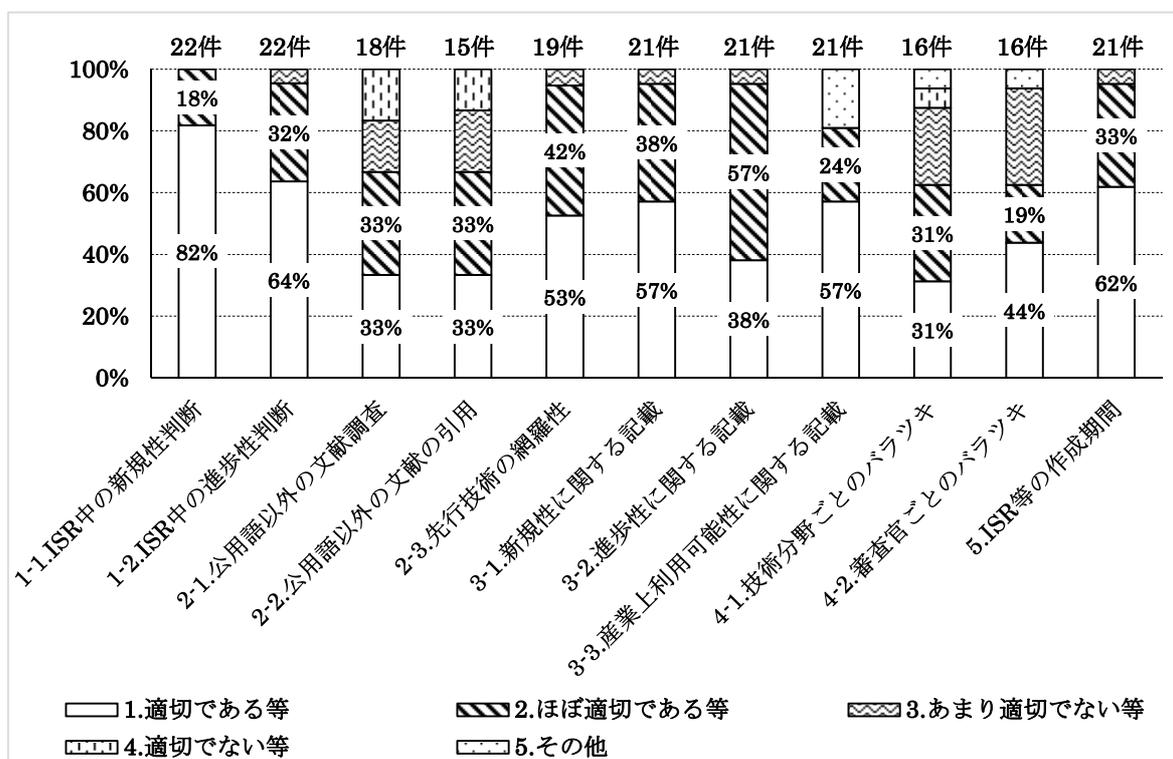


図表 II-2-21 : 欧州特許庁のISAとしての選択

「選択したことがある」と回答した事務所等の割合は72%であった。

### (2) 欧州特許庁のISR及び見解書に対する評価

欧州特許庁のISR及び見解書に対する評価について、1-1(3)(p.41)の評価項目及び評価段階に基づき評価してもらった。



図表 II-2-22 : 欧州特許庁のISR及び見解書の評価

「1.適切である」及び「2.ほぼ適切である」の合計の割合が最も高かった項目は、「1-1.ISR中の新規性の判断」で、これらの合計は100%であった。その他で肯定的な評価（＜評価段階＞における「1」及び「2」）の割合が高いのは、以下の項目であり、「1.適切である等」及び「2.ほぼ適切である等」の合計の割合はいずれも95%以上であった。

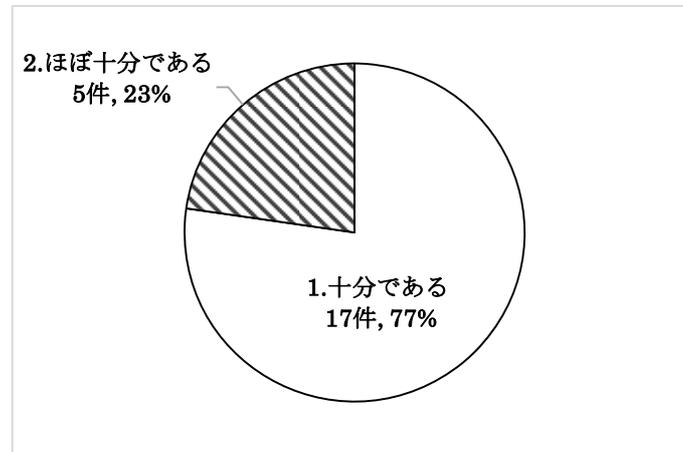
- ・ 1-2.ISR中の進歩性の判断
- ・ 2-3.ISRの先行技術の網羅性
- ・ 3-1.新規性に関する記載の適切性及び明確性
- ・ 3-2.進歩性に関する記載の適切性及び明確性
- ・ 5) ISR及び見解書の作成期間（及び提供までの期間）の適切性

否定的な評価（＜評価段階＞における「3」及び「4」）の合計の割合が30%以上あったのは、以下の項目であった。

- ・ 2-1.ISAの当該ISAのある国の公用語以外の文献調査
- ・ 2-2.ISAの当該ISAのある国の公用語以外の文献の引用
- ・ 4-1.技術分野ごとの判断のバラツキ
- ・ 4-2.担当審査官ごとの判断のバラツキ

### （3）欧州特許庁のISR及び見解書の記載の十分性

欧州特許庁のISR及び見解書の記載が十分にされているかについて調査した。

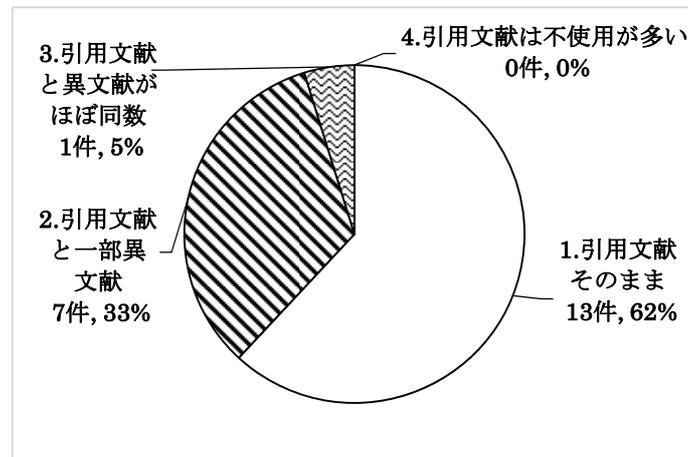


図表 II-2-23：欧州特許庁のISR及び見解書の十分性

すべての事務所等が「1.十分である」又は「2.ほぼ十分である」との回答をした。そのうち77%の事務所等が「1.十分である」と回答した。

#### (4) ISR 及び見解書の中の引用文献の各国審査への影響力

ISR 及び見解書等で引用された文献が、特許を受けようとする国における審査で活用されているかについて調査した。

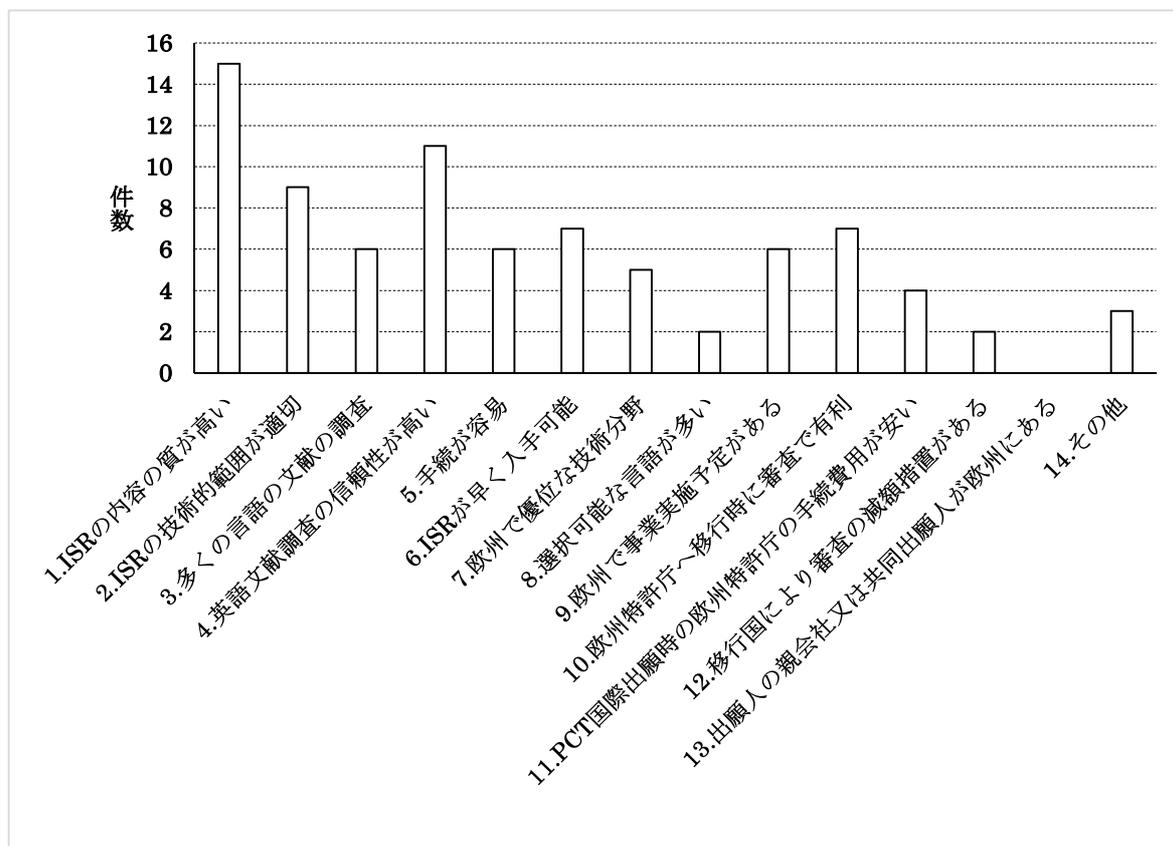


図表 II-2-24 : 欧州特許庁の ISR 等の引用文献の各国審査への影響力

「1.ISR 等で引用された文献がそのまま使用されている（図表中では [1.引用文献そのまま]）」と回答した事務所等が最も多く、62%であった。また、これと、「2.ISR 等で引用された文献がほとんどであるが、一部 ISR 等と異なる文献が使用されている（図表中では [2.引用文献と一部異文献]）」の合計の割合は 95%であった。「3.ISR 等で引用された文献と、それとは異なる文献がほぼ同数程度である（図表中では [3.引用文献と異文献がほぼ同数]）」は 5%で、「4.ISR 等で引用された文献は使用されていないことが多い（図表中では [4.引用文献は不使用が多い]）」は 0%であった。

### (5) 欧州特許庁を ISA として選択する理由

欧州特許庁を選択したことがある事務所等に対して、欧州特許庁を ISA として選択する理由を調査した（複数選択可）。



図表 II-2-25 : 欧州特許庁を ISA として選択する理由

「1.ISR の内容の質が高い」が最も多く、回答した事務所等の約 4 分の 3 が理由として挙げていた。次いで「4.英語文献調査の信頼性が高い」、「2.ISR の技術的範囲が適切」の順に多く、事務所等の半数が挙げていた。

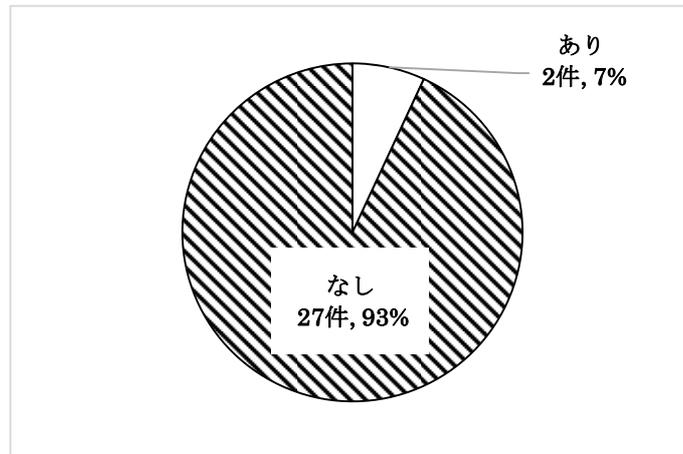
「13.出願人の親会社又は共同出願人が欧州にある」を理由として挙げた事務所等はなく、次いで理由としてあまり挙げられなかったのは「8.選択可能な言語が多い」及び「12.移行国により審査の減額措置がある」であった。

「9.欧州で事業実施予定がある」については、「クライアントが欧州にいる」というコメントがあった。

「11.PCT 国際出願時の欧州特許庁の手続費用が安い」については、「減額措置により調査手数料が最も安くなるため」、「減額があるにもかかわらず、品質は高いままである」、「費用が最も低い」（2 件）というコメントがあった。

## (6) 欧州特許庁への改善・要望点

欧州特許庁への改善・要望点を調査した。



図表 II-2-26 : 欧州特許庁への改善・要望点

欧州特許庁への改善・要望点のあった事務所等は7%であった。

改善・要望点の内容、以下のようなものが挙げられた。

- ・費用を減額してほしい。(減額措置が得られない国の事務所から)
- ・ソフトウェア関連発明の審査に関して基準が不明確である。

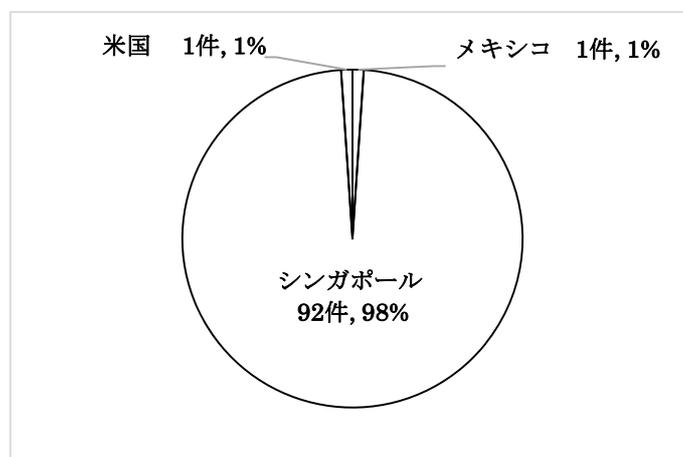
## 2-4. ISA としてのシンガポール知的財産庁

### (1) 現状

シンガポール知的財産庁を ISA として選択することについて調査をした。

今回のアンケート調査及びヒアリング調査を行った時点で、調査対象国のうち、シンガポール知的財産庁を選択可能な国はシンガポールのみであり、その後インドネシア<sup>1</sup>及びベトナム<sup>2</sup>が選択可能となったが、シンガポール知的財産庁を既に ISA として実際に選択した経験がある事務所等はなかった。

シンガポール知的財産庁は 2015 年 9 月から ISA として活動を開始しており、2015 年は 94 件の PCT 国際出願により選択された。ほとんどがシンガポール国内からの出願で、米国及びメキシコをからの出願が各 1 件ずつ出願されている<sup>3</sup>。



図表 II-2-27 : シンガポール知的財産庁を ISA とした出願

なお、日本も 2016 年 4 月 1 日付けでシンガポール知的財産庁を ISA として選択可能となる予定である<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> PCT Applicant's Guide – International Phase – Annex C ID (2016 年 2 月 5 日付け)  
[http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax\\_c\\_id.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_id.pdf) (最終アクセス日: 2016 年 3 月 7 日)

<sup>2</sup> PCT Applicant's Guide – International Phase – Annex C VN (2016 年 3 月 3 日付け)  
[http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax\\_c\\_vn.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_vn.pdf) (最終アクセス日: 2016 年 3 月 7 日)

<sup>3</sup> WIPO IP Statistics Data Center より算出  
<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/?lang=en> (最終アクセス日: 2016 年 2 月 1 日)

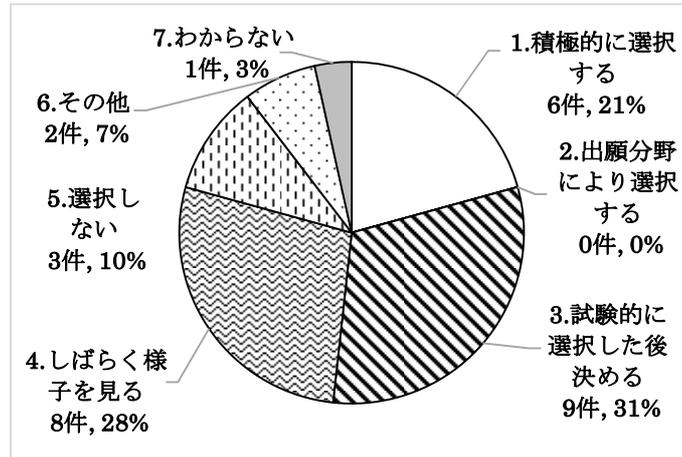
<sup>4</sup> PCT Fee Tables (2016 年 2 月 5 日付け)  
<http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/fees.pdf> (最終アクセス日: 2016 年 2 月 15 日)

## (2) 今後のシンガポール知的財産庁の選択について

今後、シンガポール知的財産庁を ISA として選択できる状況になった場合に選択する可能性があるかについて調査した。

### ①全体の調査

全事務所等からの回答を円グラフで表した。

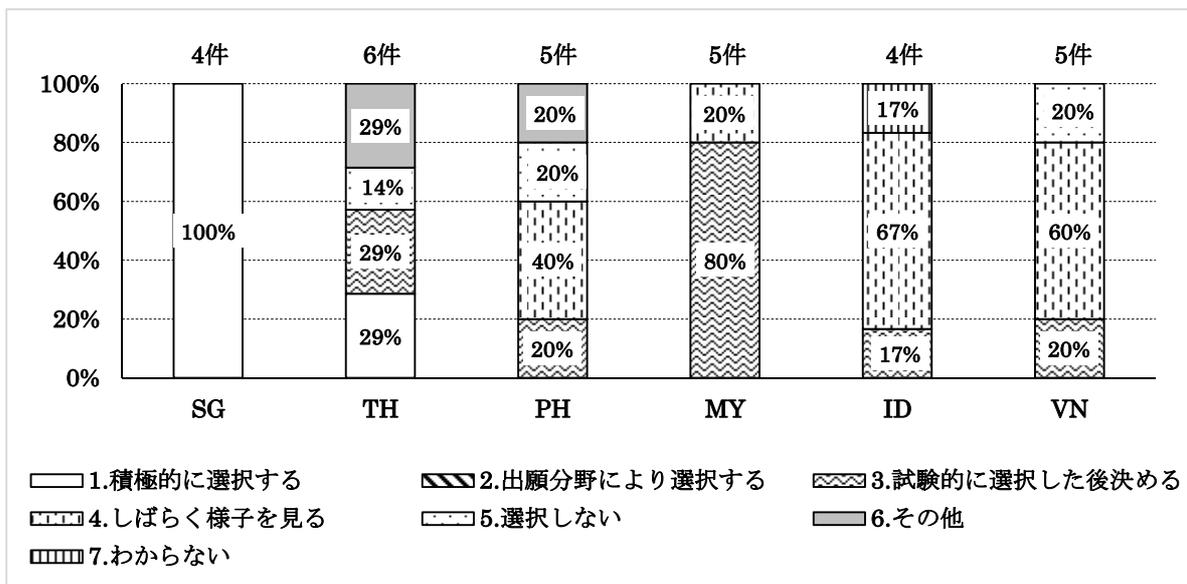


図表 II-2-28：将来、シンガポール知的財産庁を選択の可能性（全体）

「1.積極的に選択する」と回答した事務所等は 21%で、シンガポールにある事務所等はすべてこれを選択した。また、「3.試験的に選択して後日継続的に選択するか決める（図表中では [3.試験的に選択した後決める]）」及び「4.しばらくは選択せずに様子を見る（図表中では [4.しばらく様子を見る]）」はそれぞれ 31%及び 28%であった。「2.出願分野により選択する」といった回答はなかった。

### ②調査対象国別

調査対象国ごとに回答を棒グラフで表した。



図表 II-2-29：将来、シンガポール知的財産庁を選択の可能性（国別）

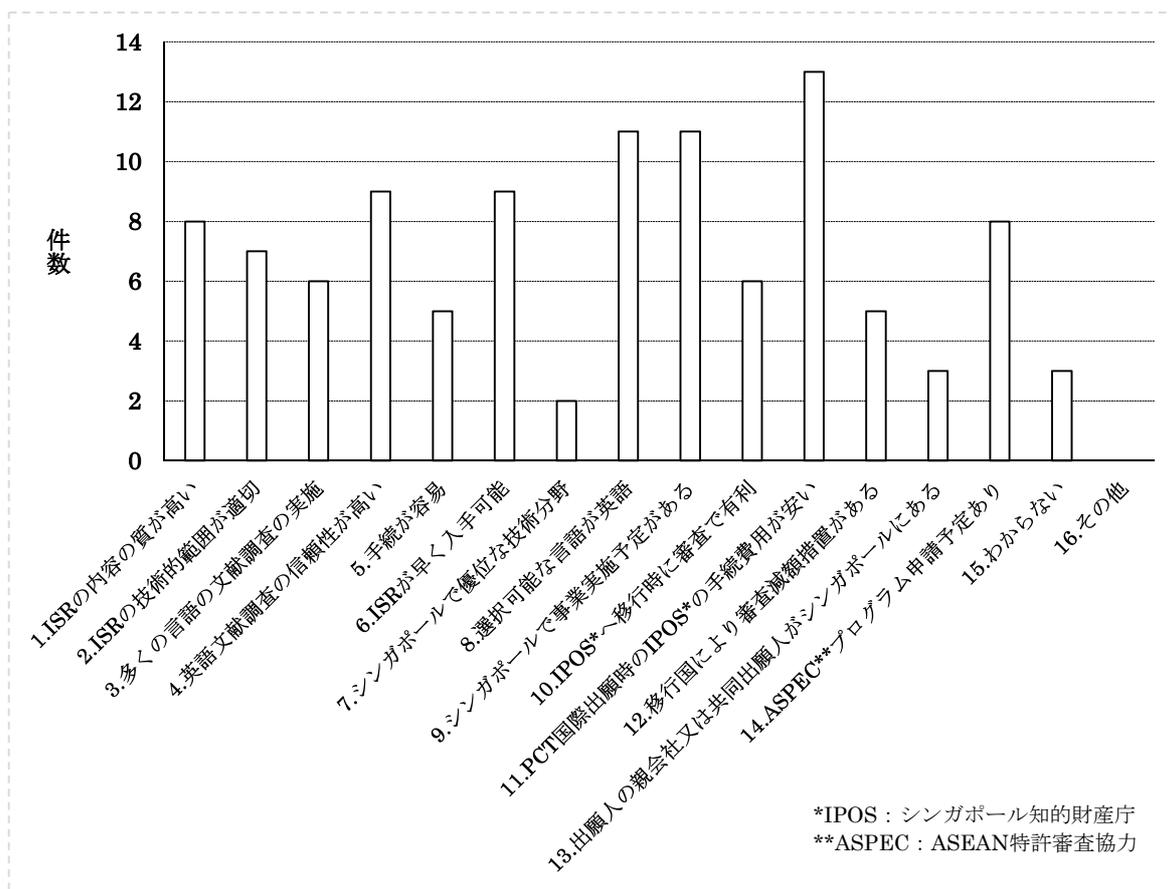
シンガポールの事務所等はすべて「1.積極的に選択する」と回答した。

タイの事務所等は29%が「1.積極的に選択する」と回答し、「3.試験的に選択して後日継続的に選択するか決める（図表中では[3.試験的に選択した後決める]）」と合わせると58%であった。マレーシアの事務所等は80%が「3.試験的に選択した後日継続的に選択するか決める（図表中では[3.試験的に選択した後決める]）」と回答した。

2016年2月でシンガポール知的財産庁を選択可能となっているインドネシア及びベトナムからは、「4.しばらくは選択せずに様子を見る（図表中では[4.しばらく様子を見る]）」が最も多く、いずれも60%以上であった。

### (3) シンガポール知的財産庁をISAとして選択する理由

シンガポール知的財産庁を将来ISAとして選択する可能性がある場合の具体的な理由を調査した。なお、アンケート調査を実施した時点では、実際に活用した経験がある事務所等はなかったため、シンガポール知的財産庁に対するイメージや印象等に基づいての回答を依頼した。



図表 II-2-30：シンガポール知的財産庁を選択する理由

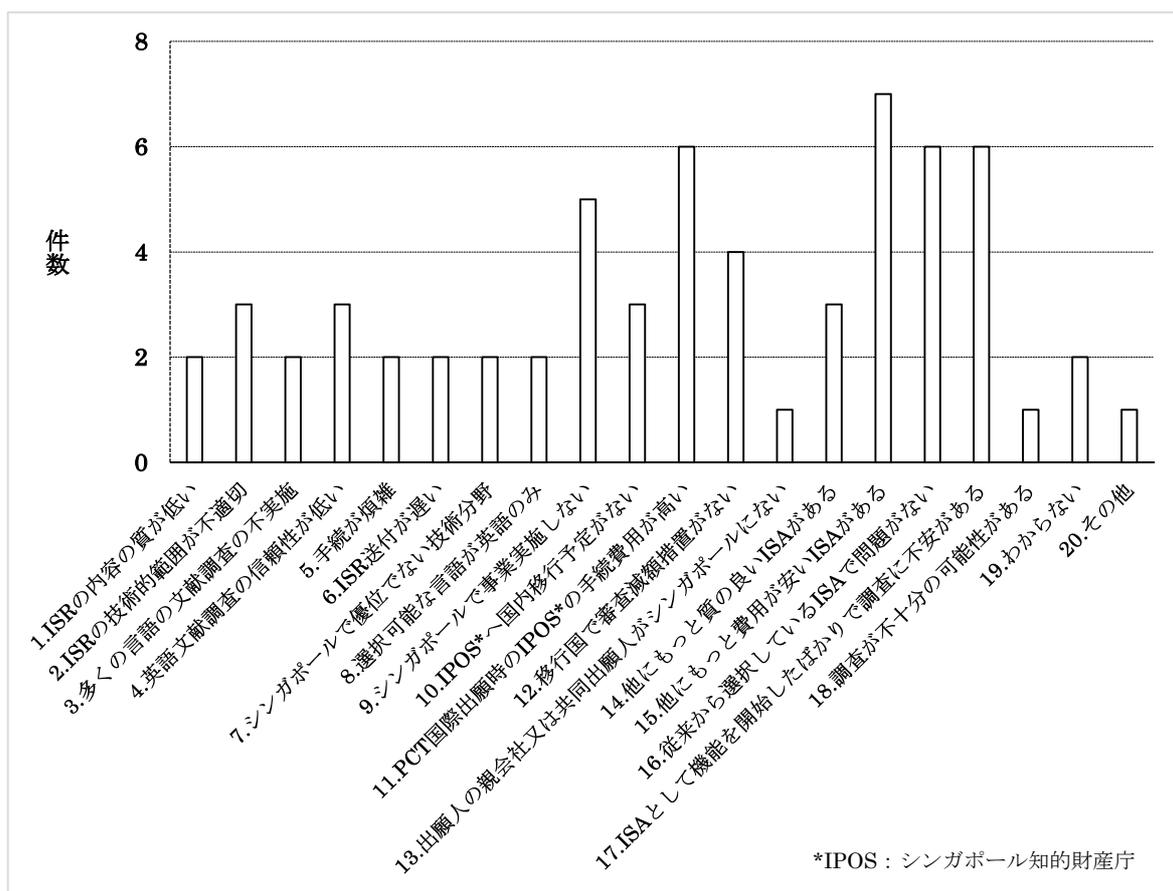
「11.PCT 国際出願時のシンガポール知的財産庁の手続費用が安い」と回答した事務所等が最も多く、次いで「8.選択可能な言語が英語」及び「9.シンガポールで事業実施予定がある」が多かった。

シンガポール知的財産庁について、以下のようなコメントが挙げられた。

- まだ機能したばかりで ISR の状況は不明であるが、過去の国内審査等の結果から判断すると、詳細に説明がされていたので信頼できる。
- 英語の文献だけでなく中国語の文献もカバーしている。（2件）
- 短期間で ISR を提供する傾向がある。ASPEC ルートを経由して審査を早められるかもしれない。（2件）
- シンガポールは、アジア地域で最先端の技術を有しており、電気通信や医薬でハブとしての役割を果たしている。

#### （4）シンガポール知的財産庁を ISA として選択しない理由

シンガポール知的財産庁を将来 ISA として選択しない場合の理由を調査した。なお、調査の段階ではシンガポール以外は、シンガポール知的財産庁を選択できなかったため、シンガポール知的財産庁に対するイメージや印象等に基づいての回答を依頼した。



図表 II-2-31：シンガポール知的財産庁を選択しない理由

「15.他にもっと費用が安いISAがある」が最も多かった。次いで、「11.PCT 国際出願時のシンガポール知的財産庁の手続費用が高い」、「16.従来から選択しているISAで問

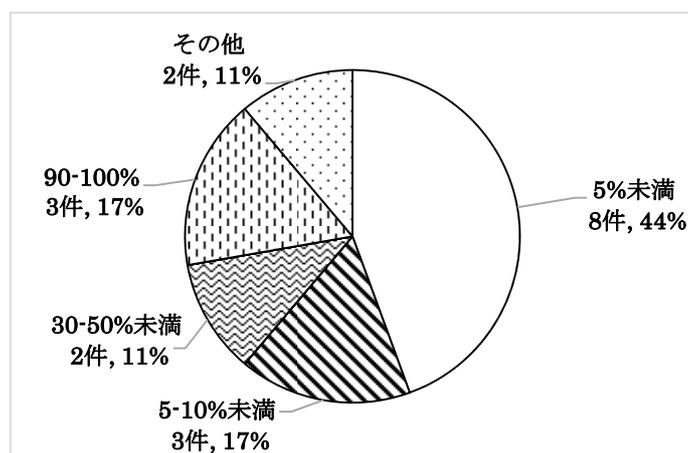
題がない」及び「17.ISA として機能を開始したばかりで調査に不安がある」が多かった。  
その次に「9.シンガポールでは事業を実施しない」が多かった。

## 2-5. PCT 国際出願が少数に留まる点に関する調査

PCT 国際出願件数が少ないタイ、フィリピン、インドネシア及びベトナムの事務所等に対して、外国出願及び PCT 国際出願に関する調査をした。

### (1) 外国出願に占める日本への出願件数について

#### ①外国出願における日本出願の割合

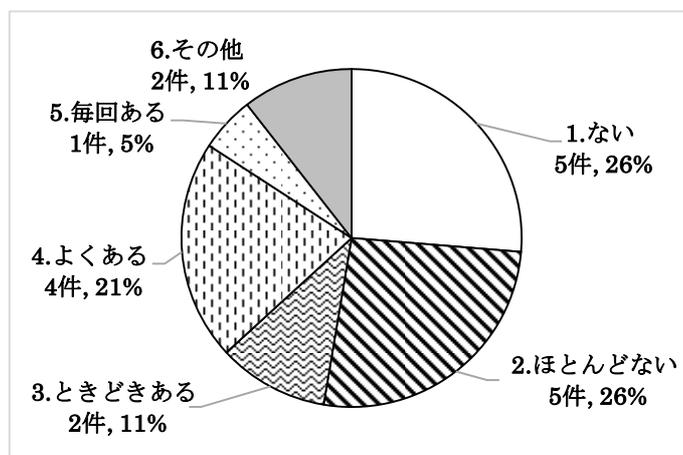


図表 II-2-32：外国出願における日本出願の割合

日本への出願件数の割合が「5%未満 (0%を含む)」及び「5~10%未満」の合計の割合が 61%であった。日本出願の割合が「90~100%」と回答した事務所等は 17%であるが、それらの事務所等は外国出願の件数自体が年間 5 件未満であり、それらすべては PCT 国際出願であり、PCT ルートを経由して日本に移行していた。

一部の事務所等からは、PCT 国際出願をしたばかりであり、「まだ日本への移行を決定していない」、「最近日本へ出願したことがない」との回答があった。

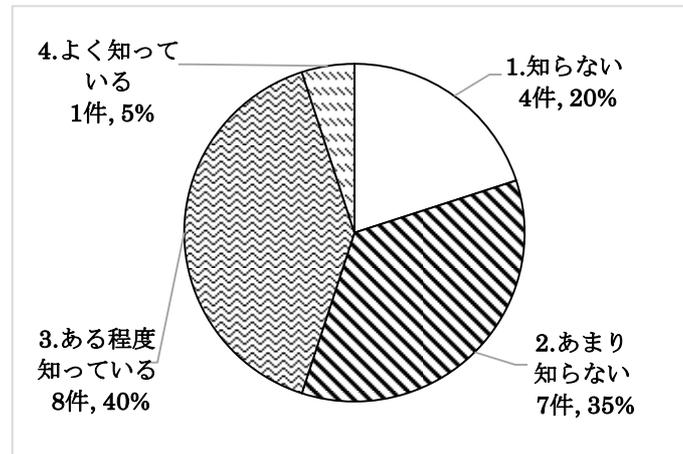
#### ②外国出願における日本出願の頻度



図表 II-2-33：外国出願における日本出願の頻度

「1.ない」及び「2.ほとんどない」の合計の割合が52%であり、「4.よくある」及び「5.毎回ある」の合計の割合は26%であった。「5.毎回ある」と回答した事務所等は5%あったが、外国出願の件数自体が年間5件未満であった。

## (2) 出願人の PCT 国際出願への理解度



図表 II-2-34 : 出願人の PCT 国際出願への理解度

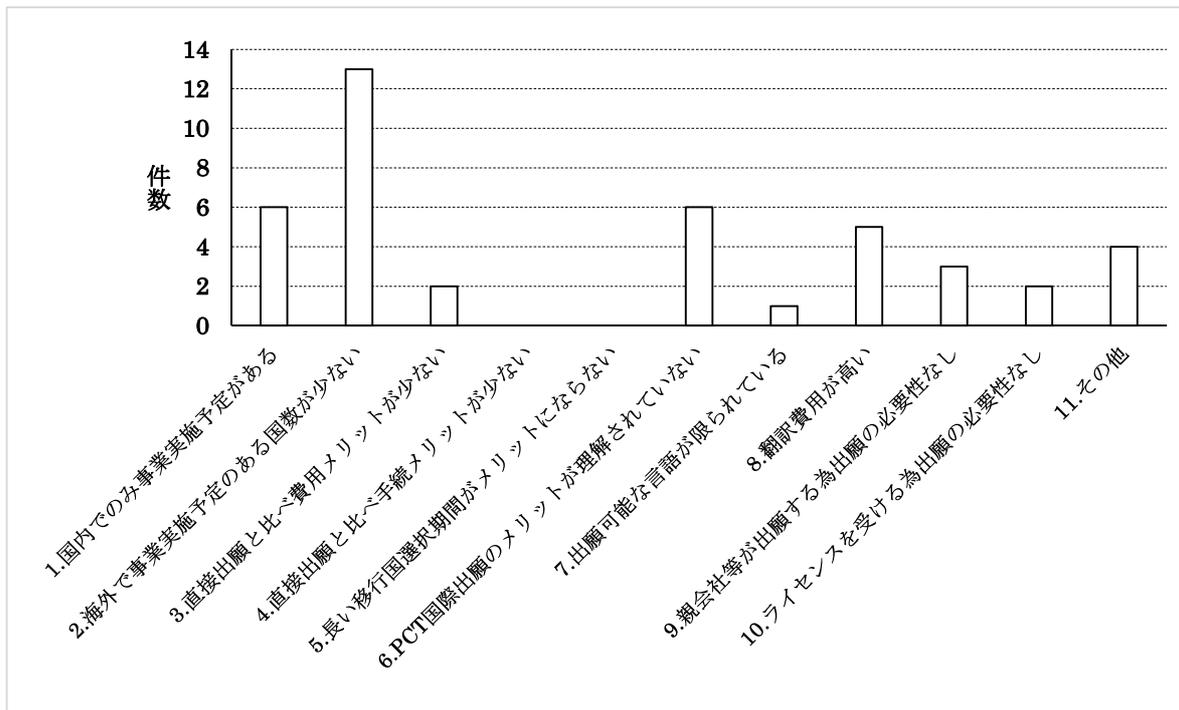
「1.知らない」及び「2.あまり知らない」の合計の割合は55%、「4.よく知っている」及び「3.ある程度は知っている」の合計の割合は45%であった。

タイの3分の2の事務所等は「4.よく知っている」又は「3.ある程度知っている」と回答した。インドネシア及びベトナムの事務所等で「1.知らない」又は「2.あまり知らない」と回答したのはそれぞれ75%及び80%であった。

「1.知らない」又は「2.あまり知らない」と回答した事務所等からは、「出願人は、技術的なことはよく理解しているが、出願方法や法的な対応は事務所等に任せている」とのコメントがあった。

「大企業や大学は比較的良好に知っているが、中小企業はあまりよく知らない」、「事務所から出願人に、外国へ出願する際に PCT 国際出願のプロセスを説明している」というコメントもあった。

### (3) PCT 国際出願が少ない理由（複数回答可）



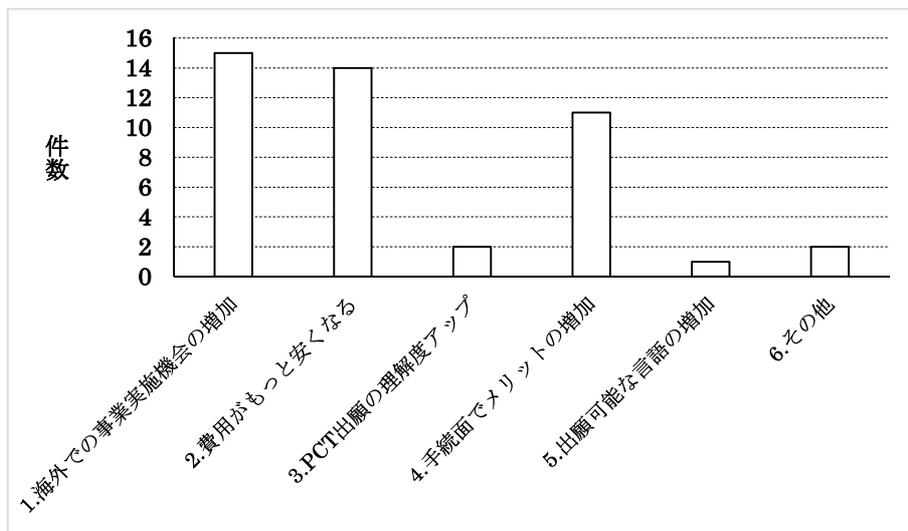
図表 II-2-35 : PCT 国際出願の出願件数が少ない理由

「2.海外で事業実施予定のある国数が少ない」が最も多く、回答した事務所等のうち 60% 以上が理由として挙げていた。次いで「1.国内でのみで事業実施予定がある」及び「6.PCT 国際出願のメリットが理解されていない」が多かった。

「11.その他」の理由としては、「発展途上国であるので出願人・産業・社会が PCT 国際出願をするための十分な事業計画を持っていない」、「業務における知的財産の価値をまだ十分に理解していない」、「技術の程度が低いので、国内企業が海外でビジネスをする機会があまりない、海外出願する価値のある発明がない」というコメントがあった。また、「費用が高い」、「特許に対する高い費用への投資者が少ない」というコメントがあった。

また、「出願人が特許出願するのに興味がある外国の数は限定されているので、パリ・ルートが好ましい」というコメントもあった。

#### (4) PCT 国際出願が増加するために必要な事項（複数選択可）



図表 II-2-36 : PCT 国際出願の増加に必要な事項

「1.海外での事業実施機会の増加」が最も多く、次いで、順に「2.費用がもっと安くなる」、「4.手続面でメリットの増加」が多かった。これら3つは、回答した事務所等の半数以上から挙げられていた。

「海外でのビジネスの機会をもたらす技術レベルの向上」、「国内の知的財産庁のレベルアップ」、「出願人の特許の価値に対する理解度アップ」が必要であるというコメントがあった。



## 第 III 部

### 調査対象国別の調査結果の比較

海外質問票調査及び海外現地ヒアリング調査を行った調査対象国毎に特徴的な調査結果を説明する。

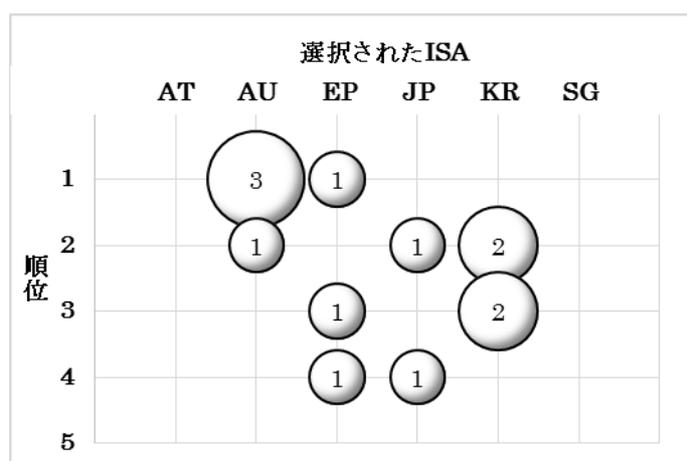


## 1. シンガポール【有効回答数：4】

### (1) 選択可能なISA (2016年2月1日現在)

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
○	○						○		
IL	IN	JP <sup>1</sup>	KR	RU	SE	SG	UA	US	XN
		○	○			○			

### (2) ISAの選択頻度<sup>2</sup> (直近3年間)

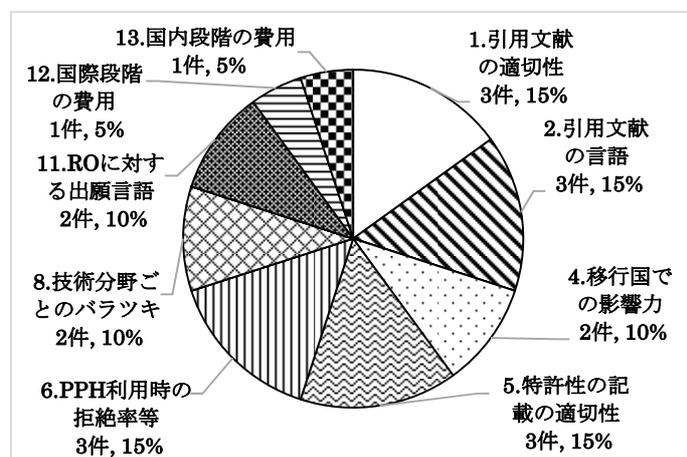


【図表 III-1. 選択されたISA と順位の関係 (シンガポール)】

ISAとしてオーストラリア知的財産庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

シンガポール知的財産庁が機能し始めたのは2015年9月であり、調査をした時点ではシンガポール知的財産庁を選択したことのある事務所等はなかった。

### (3) ISAの選択基準<sup>3</sup>



【図表 III-2. ISAの選択基準 (シンガポール)】

「1. 引用文献の適切性」、「2. 引用文献の言語」、「5. 特許性の記載の適切性」及び「6. PPH利用時の拒絶率等」がいずれも15%、「4. 移行国での影響力」、「8. 技術分野ごとのバラツキ」及び「11. ROに対する出願言語」がいずれも10%であった。

<sup>1</sup> 2012年12月から選択可能。

<sup>2</sup> 調査時点で選択可能であったISAと、それらを各事務所が選択した順位(選択した回数が多いものから1位、2位、・・・とする)との関係を示したものの。バブルの大きさは事務所の数を示す。

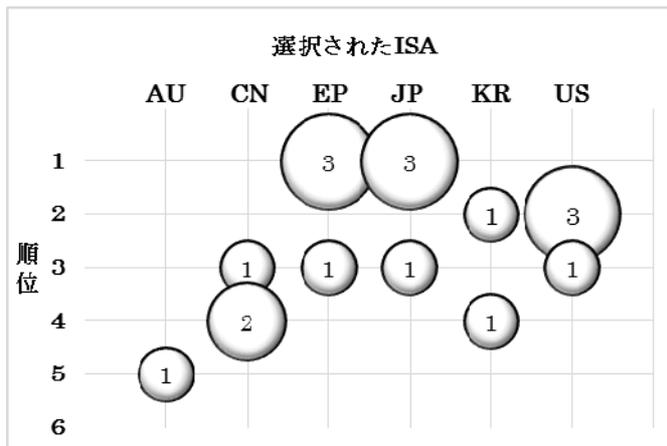
<sup>3</sup> 各回答者がISAを選択する際の優先項目として挙げた項目(最大5項目)を合計し、選択された各項目が占める割合を示したものの。

## 2. タイ【有効回答数：6】

### (1) 選択可能なISA (2016年1月1日現在)

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
	○				○		○		
IL	IN	JP <sup>4</sup>	KR	RU	SE	SG	UA	US	XN
		○	○					○	

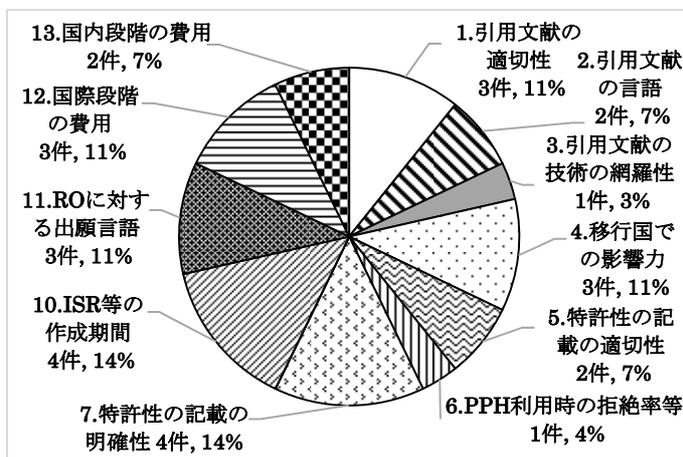
### (2) ISAの選択頻度 (直近3年間)



【図表 III-3. 選択されたISA と順位の関係 (タイ)】

ISAとして日本国特許庁及び欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

### (3) ISAの選択基準



【図表 III-4. ISAの選択基準 (タイ)】

「7.特許性の記載の明確性」及び「10.ISR等の作成期間」がいずれも14%、「1.引用文献の適切性」、「4 移行国での影響力」、「11.ROに対する出願言語」及び「12.国際段階の費用」がいずれも11%であった。

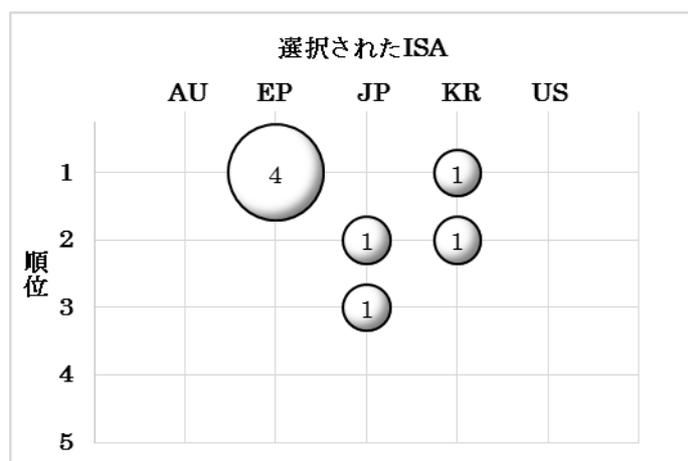
<sup>4</sup> 2010年4月から選択可能。

### 3. フィリピン【有効回答数：5】

#### (1) 選択可能なISA (2016年2月10日現在)

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
	○						○		
IL	IN	JP <sup>5</sup>	KR	RU	SE	SG	UA	US	XN
		○	○					○	

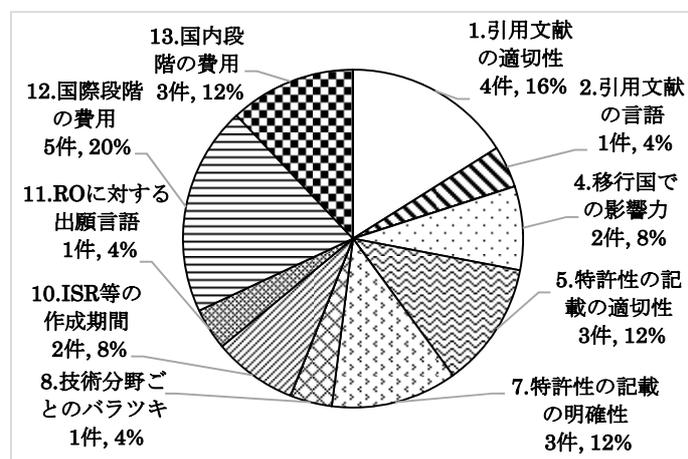
#### (2) ISAの選択頻度 (直近3年間)



【図表 III-5. 選択されたISAと順位の関係 (フィリピン)】

ISAとして欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

#### (3) ISAの選択基準



【図表 III-6. ISAの選択基準 (フィリピン)】

「12.国際段階の費用」が最も割合が高く、20%あった。次いで、「1.引用文献の適切性」が16%、「5.特許性の記載の適切性」、「7.特許性の記載の明確性」及び「13.国内段階の費用」がいずれも12%であった。

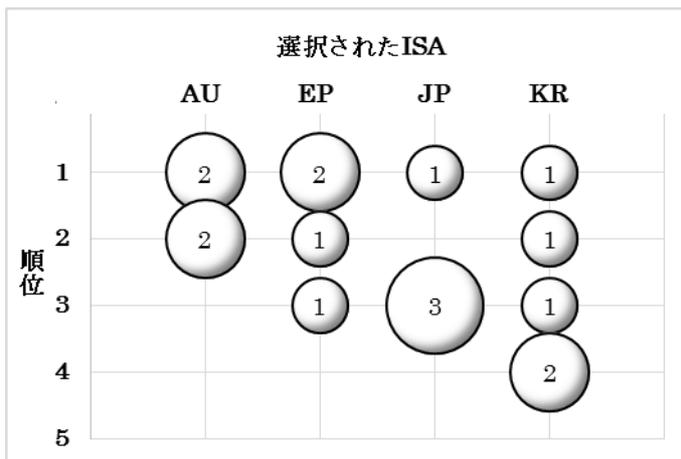
<sup>5</sup> 2002年1月から選択可能。

4. マレーシア【有効回答数：5】

(1) 選択可能なISA (2016年1月1日現在)

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
	○						○		
IL	IN	JP <sup>6</sup>	KR	RU	SE	SG	UA	US	XN
		○	○						

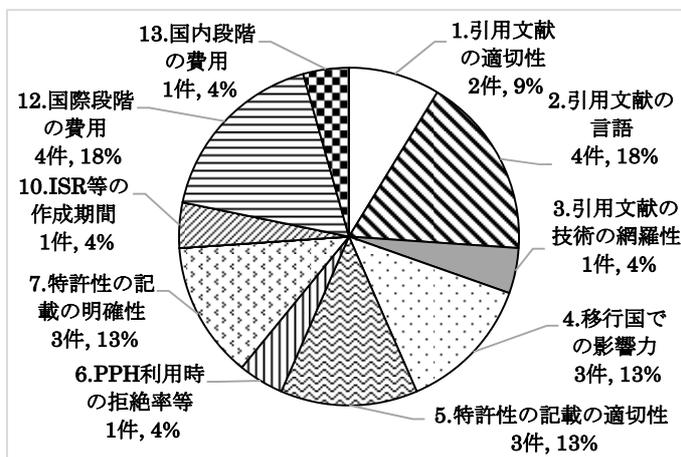
(2) ISAの選択頻度 (直近3年間)



【図表 III-7. 選択されたISA と順位の関係 (マレーシア)】

ISAとしてオーストラリア知的財産庁及び欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。回答のあった事務所等のうち1か所以外は日本国特許庁を選択していた。韓国特許庁はすべての事務所等がISAとして選択していた。

(3) ISAの選択基準



【図表 III-8. ISAの選択基準 (マレーシア)】

「2. 引用文献の言語」及び「12. 国際段階の費用」の割合が最も高く、18%であった。次いで、「4. 移行国での影響力」、「5. 特許性の記載の適切性」及び「7. 特許性の記載の明確性」がいずれも13%であった。

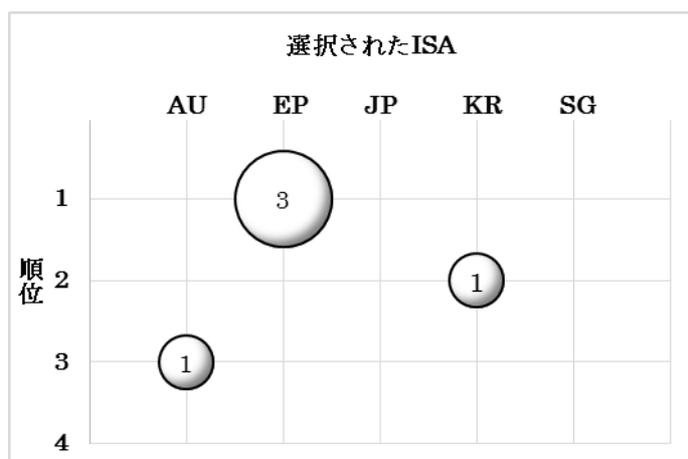
<sup>6</sup> 2013年4月から選択可能。

5. インドネシア【有効回答数：4】

(1) 選択可能なISA (2016年2月10日現在)<sup>7</sup>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
	○						○		
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	UA	US	XN
		○	○	○		○			

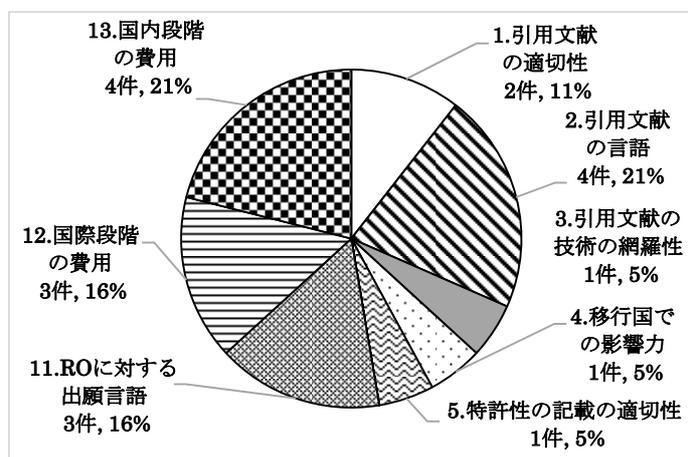
(2) ISAの選択頻度 (直近3年間)



ISAとして欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。日本国特許庁を選択したことがある事務所等はなかった。

【図表 III-9. 選択されたISAと順位の関係 (インドネシア)】

(3) ISAの選択基準



「2. 引用文献の言語」及び「13. 国内段階の費用」が最も高く、いずれも21%であった。次いで、「11. ROに対する出願言語」及び「13. 国際段階の費用」がいずれも16%であった。

【図表 III-10. ISAの選択基準 (インドネシア)】

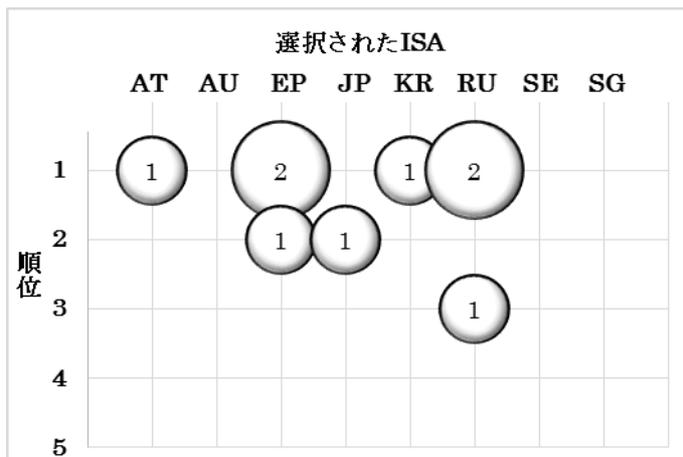
<sup>7</sup> 日本国特許庁について (JP) は、2013年6月から選択可能。シンガポール知的財産庁 (SG) については、調査実施時点では選択不可。

6. ベトナム【有効回答数：5】

(1) 選択可能なISA (2016年2月10日現在)<sup>8</sup>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
○	○						○		
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	UA	US	XN
		○	○	○	○	○			

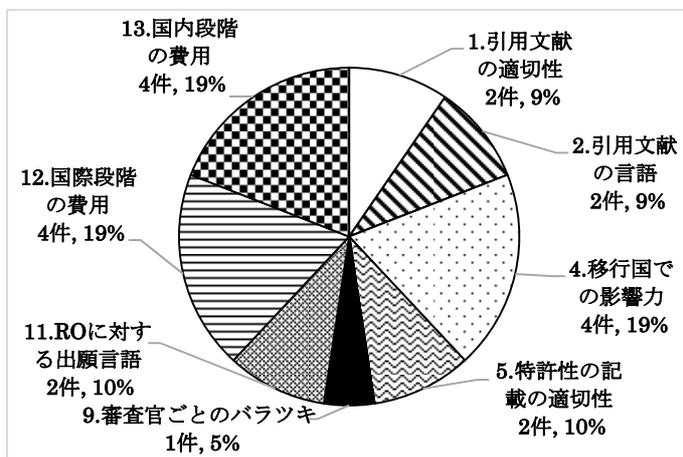
(2) ISAの選択頻度 (直近3年間)



【図表 III-11. 選択されたISAと順位の関係 (ベトナム)】

ISAとして欧州特許庁及びロシア特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。日本国特許庁を選択したことがある事務所等は1か所であった。

(3) ISAの選択基準



【図表 III-12. ISAの選択基準 (ベトナム)】

「4. 移行国での影響力」、「12. 国際段階の費用」及び「13. 国内段階の費用」が最も高く、いずれも19%であった。次いで、「5. 特許性の記載の適切性」及び「11. ROに対する出願言語」がいずれも10%であった。

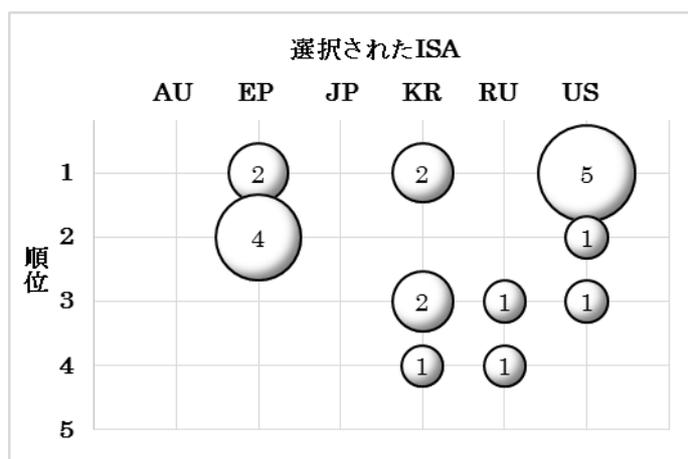
<sup>8</sup> 日本国特許庁 (JP) については、2012年7月から選択可能。シンガポール知的財産庁 (SG) については、調査実施時点では選択不可。

7. 米国【有効回答数：7】

(1) 選択可能なISA (2016年2月10日現在)

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
	○						○		
IL	IN	JP <sup>9</sup>	KR	RU	SE	SG	UA	US	XN
○		○	○	○				○	

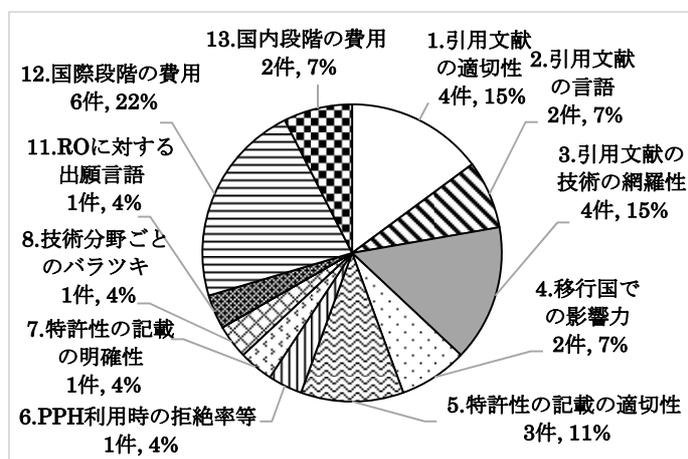
(2) ISAの選択頻度 (直近3年間)



【図表 III-13. 選択されたISAと順位の関係 (米国)】

ISAとして米国特許商標庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

(3) ISAの選択基準



【図表 III-14. ISAの選択基準 (米国)】

「12. 国際段階の費用」が最も高く、22%であった。次いで「1. 引用文献の適切性」及び「3. 引用文献の技術の網羅性」がいずれも15%であった。

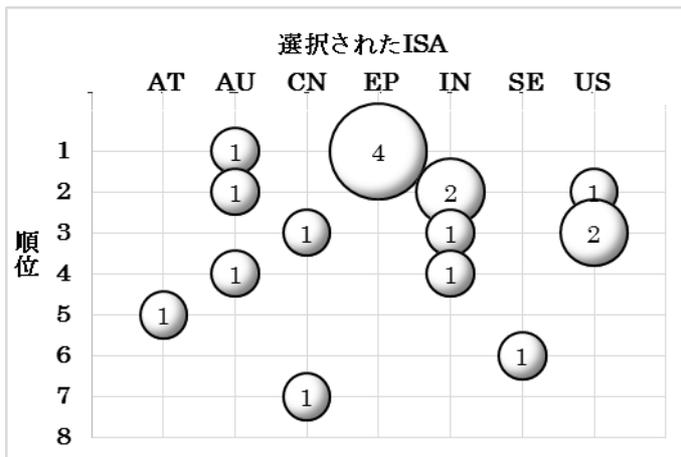
<sup>9</sup> 2015年7月から選択可能。

8. インド【有効回答数：5】

(1) 選択可能なISA (2016年2月10日現在)

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
○	○				○		○		
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	UA	US	XN
	○				○			○	

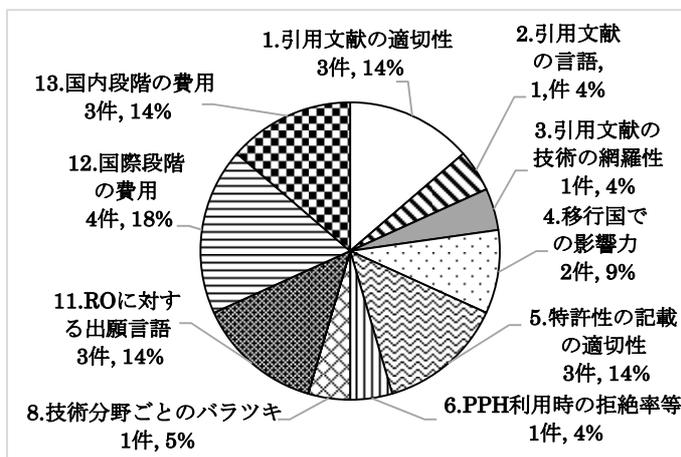
(2) ISAの選択頻度 (直近3年間)



ISAとして欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。インド特許庁を多く選択する事務所等もあった。

【図表 III-15. 選択されたISA と順位の関係 (インド)】

(3) ISAの選択基準



「12.国際段階の費用」が最も高く、18%であった。次いで「1.引用文献の適切性」、「5.特許性の記載の適切性」及び「11.ROに対する出願言語」がいずれも14%であった。

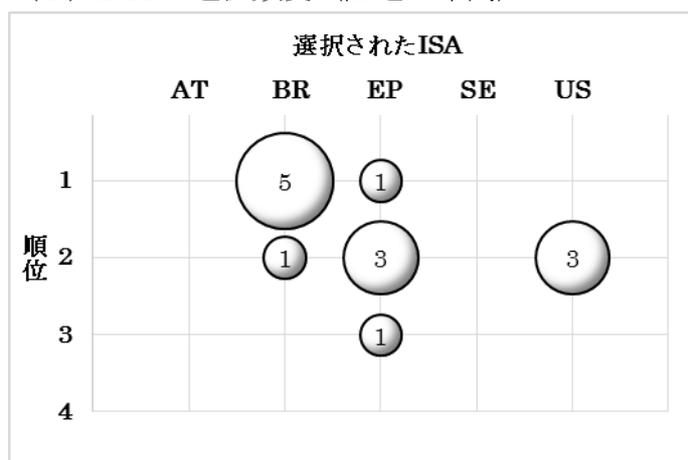
【図表 III-16. ISAの選択基準 (インド)】

9. ブラジル【有効回答数：6】

(1) 選択可能なISA (2016年2月10日現在)

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
○		○					○		
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	UA	US	XN
					○			○	

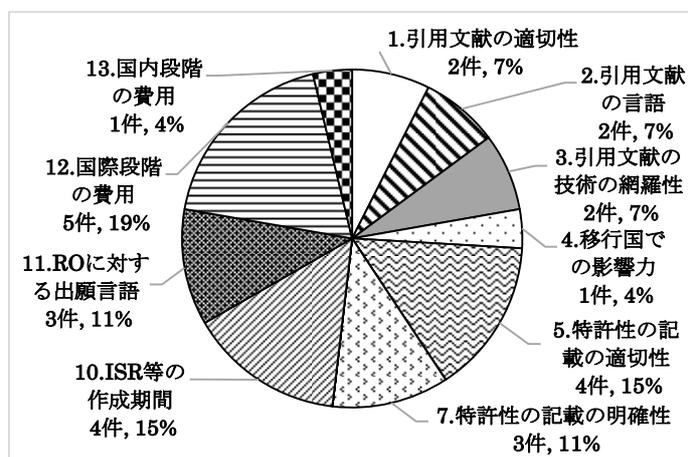
(2) ISAの選択頻度 (直近3年間)



【図表 III-17.選択されたISA と順位の関係 (ブラジル)】

ISAとしてブラジル産業財産権庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

(3) ISAの選択基準



【図表 III-18.ISAの選択基準 (ブラジル)】

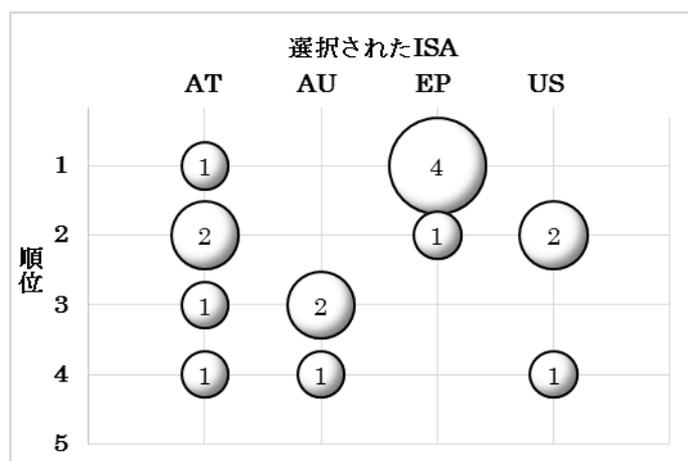
「12.国際段階の費用」が最も高く、19%であった。次いで「5.特許性の記載の適切性」及び「10.ISR等の作成期間」がいずれも15%、「7.特許性の記載の明確性」、及び「11.ROに対する出願言語」がいずれも11%であった。

10. 南アフリカ【有効回答数：5】

(1) 選択可能なISA (2016年2月10日現在)

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
○	○						○		
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	UA	US	XN
								○	

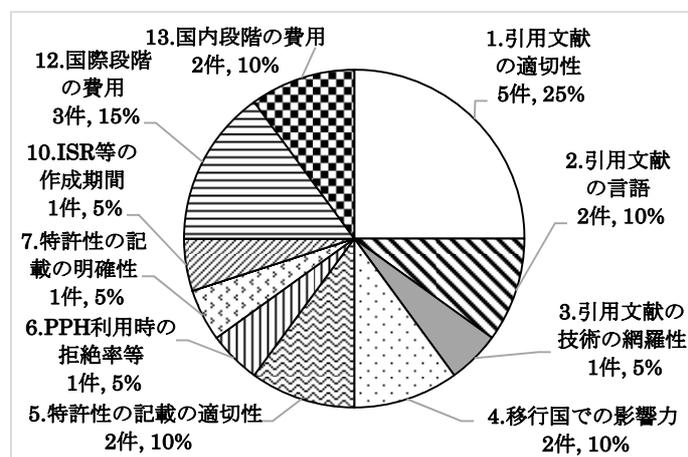
(2) ISAの選択頻度 (直近3年間)



【図表 III-19. 選択されたISA と順位の関係 (南アフリカ)】

ISA として欧州特許庁を最も多く選択している事務所等が多かった。

(3) ISAの選択基準



【図表 III-20. ISAの選択基準 (南アフリカ)】

「1. 引用文献の適切性」が最も高く25%であり、回答したすべての事務所等がこの項目を1位に挙げていた。次いで、「12. 国際段階の費用」が15%であった。

## 参考資料

本調査研究で用いた質問票



## 1. 質問票の質問項目の概要

以下の＜調査対象国ごとの調査項目の概要＞のように、調査対象国ごとに調査内容を変更して質問票を送付した。

- A. 出願状況に関する質問（最近3年間位）
- B. ISR及び見解書に関する質問
- C. ISAに関する質問
- D. 欧州特許庁をISAとして選択することに関する質問
- E. 日本国特許庁をISAとして選択することに関する質問
- F. 外国出願（最近3年間におけるパリルート及びPCTルートでの出願）に関する質問
- G. PCT国際出願への理解度に関する質問
- H. シンガポール知的財産庁に関する質問
- I. 韓国特許庁をISAとして選択することに関する質問
- J. 日本国特許庁をISAとして将来的に選択することに関する質問

＜調査対象国ごとの調査項目の概要＞

○：調査した項目、×：調査しなかった項目

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1.シンガポール	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×
2.タイ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
3.フィリピン	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
4.マレーシア	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
5.インドネシア	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
6.ベトナム	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
7.米国	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○
8.インド	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○
9.ブラジル	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○
10.南アフリカ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○

## 2. 質問票（日本語版）

「PCTにおける各国ユーザーの国際調査報告の評価及び国際調査機関の選択基準」に関する調査研究についてのアンケートのお願い

日本国特許庁は、2015年7月時点で、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、韓国、米国及び日本の合計9か国をISA (International Searching Authorities) として管轄しており、これらの国で日本国特許庁をISAとして選択した出願人が調査の結果であるISR (International Searching Reports) について満足できるよう努力をしています。

その一環として、日本国特許庁は、質の高い先行技術調査結果を提供し、世界各国の出願人が海外で安定した権利を得ることに貢献するため、この調査研究を行っています。このアンケートは、貴国の出願人が日本国特許庁をISAとして信頼して利用できることに役立てることを目的としています。

つきましては、最近3年間に、国際特許出願が公開された法律事務所又は企業に、率直なご意見を頂きたいと考えております。ご多忙のところ誠に申し訳ありませんが、調査目的をご理解いただき、今回のアンケートにご回答いただきたいと思っております。

ご不明な点がございましたら、以下の担当者まで遠慮なくお問い合わせをお願いします。

### 【回答の方法】

以下の回答例を参考にして、回答欄に記載をお願いいたします。「わからない」又は「その他」を選択した場合は、その内容・理由等を記載してください。また、必要に応じて、コメント欄等への記載をお願いします。

なお、質問票の解答欄には、ISAの名称は表1に記載した2文字で表しております。

＜表1：ISAの略称表＞

ISAの略称	ISAの名称
AT	Austria Patent Office
AU	Australian Patent Office
BR	National Institute of Industrial Property (Brazil)
CA	Canadian Intellectual Property Office
CL	National Institute of Industrial Property (Chile)

CN	State Intellectual Property Office of the People's Republic of China
EG	Egyptian Patent Office
EP	European Patent Office (EPO)
ES	Spanish Patent and Trademark Office
FI	Finnish Patent and Registration Office (PRH)
IL	Israel Patent Office
IN	Indian Patent Office
JP	Japan Patent Office
KR	Korean Intellectual Property Office
RU	Federal Service for Intellectual Property (ROSPATENT) (Russian Federation)
SE	Swedish Patent and Registration Office
SG	Intellectual Property Office of Singapore
US	United States Patent and Trademark Office (USPTO)
XN	Nordic Patent Institute

なお、貴国からの PCT 国際出願で選択可能な ISA (2015 年 9 月 1 日現在) は以下の○印を付した ISA です。(シンガポールの例)

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
○	○						○		
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	—
		○	○			○			—

【回答例】

\*例 1

PCT 国際出願をどの程度出願していますか？

< 選択肢 >

1. 5 件未満/年、2. 5~9 件/年、3. 10~29 件/年、4. 30~49 件/年、  
5. 50~99 件/年、6. 100 件以上/年

< 回答欄 >

3

可能であれば、コメント欄に補足説明をお願いします。

コメント：年々増加している。

\*例 2：

ISR において、新規性は適切に判断されていると思いますか？また、理由は何ですか？

< 選択肢 >

1. 適切である、2. ほぼ適切である、3. あまり適切でない、4. 適切でない、5. わからない、6. その他

< 回答欄 >

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
							1		
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	—
		2					5		—

理由：

- EP：ほぼ毎回適切な文献が引用されている。
- JP：医薬分野で時々判断が不適切なときがある。
- US：出願したばかりで ISR をまだ受け取っていないのでわからない。

ご存知の ISA ごとに回答を記載してください。可能であれば理由を記載してください。

**A. 出願状況に関する質問 (最近3年間位)**

1) PCT 国際出願をどの程度出願していますか？

< 選択肢 >

1. 5 件未満／年、2. 5～9 件／年、3. 10～29 件／年、4. 30～49 件／年、  
5. 50～99 件／年、6. 100 件以上／年

< 回答欄 >

コメント：

2) ISA としてどこを選択していますか？ 選択した件数が多い順に番号 1,2,3,... を入れてください。

< 回答欄 >

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
									---

コメント：

3) 現在、PCT 国際出願は ISR のためにどの言語でどの程度の割合 (%) の出願をしていますか？ (複数回答可)

< 回答欄 >

1. 英語 ( ) % (ISA が CL・ES 以外で選択可能)
2. ドイツ語 ( ) % (ISA が AT・EP で選択可能)
3. フランス語 ( ) % (ISA が AT・CA・EP・SE で選択可能)
4. スペイン語 ( ) % (ISA が BR・CL・ES で選択可能)
5. ポルトガル語 ( ) % (ISA が BR で選択可能)
6. 日本語 ( ) % (ISA が JP で選択可能)
7. 中国語 ( ) % (ISA が CN で選択可能)
8. 韓国語 ( ) % (ISA が KR で選択可能)
8. その他 (言語： ) 割合： %

コメント：

**B. ISR 及び見解書に関する質問**

ご存知の ISA について、ISA ごとに回答をお願いします。

1) 引用されている先行技術文献の適切性

1-1) ISR において、新規性は適切に判断されていると思いませんか？ また、理由は何か？

< 選択肢 >

1. 適切である、2. ほぼ適切である、3. あまり適切でない、  
4. 適切でない、5. わからない、6. その他

< 回答欄 >

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
									---

理由：

1-2) ISR において、進歩性は適切に判断されていると思いませんか？ また、理由は何か？

< 選択肢 >

1. 適切である、2. ほぼ適切である、3. あまり適切でない、  
4. 適切でない、5. わからない、6. その他

< 回答欄 >

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
									---

理由：

2) 出願に係る発明の技術分野における先行技術の網羅性

2-1) ISA は、当該 ISA がある国の公用語以外の文献も調査していると思いますか？また、理由は何かですか？

<選択肢>

1. 調査している、2. ほとんどの場合は調査している、  
3. あまり調査していない、4. 調査していない、5. わからない、6. その他

<回答欄>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
理由：									

2-2) ISA は、当該 ISA がある国の公用語以外の文献を引用したことがありますか？可能であれば例を記載してください。

<選択肢>

1. 頻繁に引用している、2. ときどき引用している、3. あまり引用していない、  
4. 引用していない、5. わからない、6. その他

<回答欄>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
例：									

2-3) ISR には、適切な技術範囲の先行技術が網羅されていると思いますか？また、理由は何かですか？

<選択肢>

1. 網羅されている、2. だいたい網羅されている、3. あまり網羅されていない  
4. 網羅されていない、5. わからない、6. その他

<回答欄>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---

理由：

- 3) ISR 及び見解書等の各国審査への影響力  
3-1) ISR 又は見解書で引用された文献は、特許を受けようとする国における審査で活用されますか？引用文献が追加されることがよくある場合、可能であればどのような文献が追加されているかを記載してください。

<選択肢>

1. ISR 等で引用された文献がそのまま使用されている、  
2. ISR 等で引用された文献がほとんどであるが、一部 ISR 等と違う文献が使用されている  
3. ISR 等で引用された文献と、それらとは異なる文献とがほぼ同数程度である  
4. ISR 等で引用された文献は使用されていないことが多い、  
5. わからない、6. その他

<回答欄>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
追加された文献：									

- 4) 新規性、進歩性、産業上利用可能性等について記載内容の適切性及び明確性  
4-1) 見解書に記載された新規性に関する記載内容は適切かつ明確だと思いますか？また、理由は何かですか？

<選択肢>

1. 適切かつ明確である、2. ほぼ“適切かつ明確”である、  
3. あまり“適切かつ明確”ではない、4. “適切かつ明確”ではない、  
5. わからない、6. その他

<回答欄>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
理由：									

4-2) 見解書に記載された進歩性に関する記載内容は適切かつ明確だと思えますか？また、理由は何かですか？

< 選択肢 >

1. 適切かつ明確である、2. ほぼ“適切かつ明確”である、  
 3. あまり“適切かつ明確”ではない、4. “適切かつ明確”ではない、  
 5. わからない、6. その他

< 回答欄 >

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
理由：									

4-3) 見解書に記載された産業上利用可能性に関する内容は適切かつ明確だと思えますか？また、理由は何かですか？

< 選択肢 >

1. 適切かつ明確である、2. ほぼ“適切かつ明確”である、  
 3. あまり“適切かつ明確”ではない、4. “適切かつ明確”ではない、  
 5. わからない、6. その他

< 回答欄 >

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
理由：									

5) 判断のパラツキについて

5-1) 同一の ISA から提出された ISR 及び見解書において、技術分野ごとに新規性、進歩性等の判断のパラツキがあると思えますか？理由は何かですか？

< 選択肢 >

1. かなりバラついている、2. ときどきバラついている、  
 3. あまりバラついている、4. バラついていない、5. わからない、6. その他

< 回答欄 >

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
理由：									

5-2) 同一 ISA から提出された ISR 及び見解書において、担当審査官ごとの判断のパラツキがあると思えますか？また、理由は何かですか？

< 選択肢 >

1. かなりバラついている、2. ときどきバラついている、  
 3. あまりバラついている、4. バラついていない、5. わからない、6. その他

< 回答欄 >

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
理由：									

6) 作成期間・提供の適時性

6-1) ISR 及び見解書等の作成期間（及び提供までの期間）は適切だと思えますか？適切でない場合はその例を挙げてください。

< 選択肢 >

1. 適切である、2. ほぼ適切である、3. あまり適切でない、  
 4. 適切でない、5. わからない、6. その他

< 回答欄 >

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	---
例：									

7) その他

7-1) ISR 又は見解書等について不満に思う点・改善要望点はありませんか？ ありますか？ ありましたら記載をお願いします。

< 選択肢 >

1. なし、2. あり

< 回答欄 >

内容：

C. ISA に関する質問に関する質問

1) ISA の選択方法

1-1) ISA は誰が選択していますか？（複数選択可）可能であれば例を記載してください。

< 選択肢 >

1. 出願人があらかじめ指定した ISA を選択する、
2. 法律事務所が指定した ISA を選択する、
3. 法律事務所が出願人に提案して、出願人の同意を受けてから、選択する、
4. 案件ごと法律事務所及び出願人との協議して選択する、
5. 出願人と事務所との間で以前から決まっており、いつも同じ ISA を選択する
6. わからない、7. その他

< 回答欄 >

例：

1-2) 共同出願の場合、ISA はどのように決定しますか？（複数選択可）可能であれば例を記載してください。

< 選択肢 >

1. 出願人同士で協議して選択する、
2. 法律事務所が指定した ISA を選択する、
3. 一方の出願人（親会社を含む）から指定された ISA を選択する、
4. 法律事務所が出願人に提案して、出願人の同意を受けてから、選択する、
5. 案件ごと法律事務所及び両方の出願人との協議して選択する、
6. わからない、7. その他

< 回答欄 >

例：

1-3) 従来使用していた ISA を、別の ISA に変更したことがありますか？ 変更した場合は、変更前後の ISA 名、変更の時期及び理由を記載してください。

< 選択肢 >

1. 変更したことはない、2. 過去に ISA を変更したことがある

< 回答欄 >

--

2 を選択した場合  
 ・変更した ISA：変更前 ( ) → 変更後 ( )  
 ・変更時期：  
 ・理由：

1-4) 2 か所以上の ISA を利用していますか？ (最近 3 年間)

< 選択肢 >

1. はい、2. いいえ

< 回答欄 >

1-5) 2 か所以上の ISA を利用している場合回答してください。

2 か所以上の ISA を利用している場合、どのような観点で ISA の利用を区別していますか？ (複数選択可)  
 可能であれば、具体例を挙げてください。(記載例→回答欄：「2. (言語)」、具体例：英語で出願するときは欧州特許庁、日本語で出願するときは日本国特許庁)

< 選択肢 >

1. 技術分野、2. 言語、3. 事業を実施する地域、4. 出願人、5. わからない、6. その他

< 回答欄 >

具体例：

2) ISA 選択の際に考慮する事項

2-1) ISA を選択する際に以下の点はどの程度考慮していますか？また、理由はありますか？

< 選択肢 >

1. 必ず考慮する、2. ほとんどの場合は考慮する、3. ある程度は考慮する、4. あまり考慮しない、5. 考慮しない、6. わからない、7. その他

< 回答欄 >

【1】 ISR 中に引用されている先行文献の適切性

回答：理由：

【2】 ISR 中に引用されている先行技術文献の言語

回答：理由：

【3】 ISR における先行文献の技術範囲の網羅性

回答：理由：

【4】 ISR 及び見解書等に記載された引用文献の、特許を受けようとする国における審査への影響力

回答：理由：

【5】 見解書に記載された特許性に関する記載の適切性

回答：理由：

【6】 PCT-PPH を利用した場合、移行国での拒絶率又は登録率

回答：理由：

【7】 見解書に記載された特許性に関する記載の明確性

回答：理由：

【8】 技術分野ごとの新規性等の判断のバラツキ

回答：理由：

【9】 担当審査官ごとの判断のバラツキ

回答：理由：

【10】 ISR 及び見解書等の作成期間 (及び提供までの期間)

回答：理由：

【11】 受理官庁に対する出願言語

回答：理由：

【12】 国際段階で支払う費用

回答：理由：

【13】 国内段階で支払う費用

回答：理由：

2-2) ISA を選択する際、何を優先的に考慮しますか？以下の【1】～【13】(先の質問の見出しと同一) 及び【0】の中から、優先順位の高いものを1位から5位まで順に記載してください(【0】を選択した場合は具体的内容を記載してください)。また、理由を記載してください。

<選択肢>

- 【1】 ISR 中に引用されている先行文献の適切性
- 【2】 ISR 中に引用されている先行文献の言語
- 【3】 ISR における先行文献の技術範囲の網羅性
- 【4】 ISR 及び見解書等に記載された引用文献の、特許を受けようとする国における審査への影響力
- 【5】 見解書に記載された特許性に関する記載の適切性
- 【6】 PCT-PPH を利用した場合、移行国での拒絶率又は登録率
- 【7】 見解書に記載された特許性に関する記載の明確性
- 【8】 技術分野ごとの新規性等の判断のパラメータ
- 【9】 担当審査官ごとの判断のパラメータ
- 【10】 ISR 及び見解書等の作成期間 (及び提供までの期間)
- 【11】 受理官庁に対する出願言語
- 【12】 国際段階で支払う費用
- 【13】 国内段階で支払う費用
- 【0】 上記以外

<回答欄>

1位：	2位：	3位：	4位：	5位：
-----	-----	-----	-----	-----

理由：

「0」を選択した場合の内容：

2-3) ISA を選択する際に、どの費用をどの程度考慮しますか？また、理由を記載してください。

<選択肢>

- 1. 必ず考慮する、2. ほとんどの場合は考慮する、3. ある程度は考慮する
- 4. あまり考慮しない、5. 考慮しない、6. わからない、7. その他

<回答欄>

【1】 国際願書時に支払う調査手数料 (ISA により異なる)

回答：理由：

【2】 国際願書時に支払う送付手数料 (受理官庁により異なる)

回答：	理由：
-----	-----

【3】 国内移行時に支払う調査料 (移行国により異なる)

回答：	理由：
-----	-----

↓1～4 を選択した場合

移行国によっては、選択した ISA により減額措置がありますが、どの程度考慮しますか？

回答：	理由：
-----	-----

【4】 国内移行後に各国で支払う審査料 (移行国により異なる)

回答：	理由：
-----	-----

↓1～4 を選択した場合

移行国によっては、選択した ISA により減額措置がありますが、どの程度考慮しますか？

回答：	理由：
-----	-----

【5】 その他

回答：	内容：
理由：	

3) 今後の ISA に関する質問

3-1) 今後選択したい ISA はどこですか？変更する予定があれば、その変更予定前後の ISA、変更の時期及び理由を記載してください。

<選択肢>

- 1. 現在のところ、今までどおりであり、変更の予定はない、
- 2. 現在のところ、ISA を追加・減少など変更することを検討中である、
- 3. 現在のところ、ISA を追加・減少など変更する予定が具体的にある、
- 4. わからない、5. その他

<回答欄>

変更予定の ISA：変更前 ( ) → 変更後 ( )
変更時期：
理由：

3-2) ISAが増加していることについてどう思いますか？また、理由はありますか？

<選択肢>

1. 好ましいので、もっと増えた方が良い、
2. 現在の20か所程度で十分である、
3. 数は適切であるが、ISAとしての能力のチェックをすべきである、
4. 多すぎるので減らすべきである、
5. 特に気にしていない、
6. わからない、7. その他

<回答欄>

理由：

3-3) ISAについて不満に思う点・改善要望点がありますか？ありましたら記載をお願いします。

<選択肢>

1. なし、2. あり

<回答欄>

2を選択した場合  
・内容：

#### D. 欧州特許庁をISAとして選択することに関する質問

1) 欧州特許庁をISAとして選択したことはありますか？選択したことがある場合、選択したPCT国際出願の件数はどれくらいですか？

<選択肢>

1. ない、2. 1~4件、3. 5~9件、4. 10~19件、5. 20~29件、6. 30件以上、
5. わからない、6. その他

<回答欄>

コメント：

2) 欧州特許庁をISAとして選択したことがある場合のみ回答してください。  
欧州特許庁をISAとして選択する理由は何ですか？

<選択肢>

1. ISRの内容の質が高い、
2. 国際調査の技術的な範囲が広い、
3. 様々な言語の文献を調査している、
4. 英語文献サーチの信頼性が高い、
5. 手続きが容易、
6. ISRが早く入手可能、
7. 欧州で優位な技術分野である、
8. 選択可能な言語が多い、
9. 欧州で事業を実施する予定がある、
10. 欧州特許庁へ出願を国内移行した際に審査で有利である、
11. PCT国際出願時の欧州特許庁に対する手続き費用が安い、
12. 移行する国によっては審査の減額措置がある、
13. 出願人の親会社又は共同出願人が欧州にある会社である、
14. わからない、15. その他

<回答欄>

コメント：

3) 欧州特許庁の ISR 又は見解書の記載は十分であると思いますか？

<選択肢>

1. 十分である、2. ほぼ十分である、3. あまり十分でない、4. 十分でない、  
5. 見たことがないのでわからない、6. わからない、7. その他

<回答欄>

コメント：

4) ISA としての欧州特許庁に対して要望したい点がありますか？ありましたら、  
記載をお願いします。

<回答欄>

--

### E. 日本国特許庁を ISA として選択することに関する質問

1) 日本国特許庁を ISA として選択したことはありますか？選択したことがある  
場合、選択した PCT 国際出願の件数はどれくらいですか？

<選択肢>

1. ない、2. 1~4 件、3. 5~9 件、4. 10~19 件、5. 20~29 件、6. 30 件以上、  
5. わからない、6. その他

<回答欄>

コメント：

2) 日本国特許庁を ISA として選択したことがある場合は回答してください。  
日本国特許庁を ISA として選択した PCT 国際出願のうち、日本企業（現地法人  
及び子会社を含む）からの出願はどのくらいの割合を占めていますか？

<選択肢>

1. 5%未満、2. 5~10%未満、3. 10~30%未満、4. 30~50%未満  
5. 50~70%未満、6. 70~90%未満、7. 90~100%、8. その他

<回答欄>

コメント：

3) 日本国特許庁を ISA として選択したことがある場合は回答してください。  
日本国特許庁を ISA として選択した理由は何か？（複数回答可）

<選択肢>

1. ISR の内容の質が高い、  
2. 国際調査の技術的な範囲が適切である、  
3. 様々な言語の文献を調査している、  
4. 英語文献サーチの信頼性が高い、  
5. 手続きが容易、  
6. ISR が早く入手可能、  
7. 日本で優位な技術分野である、  
8. 選択可能な言語が英語及び日本語である、  
9. 日本で事業を実施する予定がある、  
10. 日本へ出願を国内移行した際に審査で有利である、  
11. PCT 国際出願時の日本国特許庁に対する手続き費用が安い、

5) 日本国特許庁の **ISR** 又は見解書の記載は十分であると思えますか？

<選択肢>

1. 十分である、2. ほぼ十分である、3. あまり十分でない、4. 十分でない、  
5. 見たことがないのでわからない、6. わからない、7. その他

<回答欄>

コメント：

6) 何が行われたら、日本国特許庁を **ISA** として積極的に選択したいと思いますか？（複数選択可）

<選択肢>

1. **ISR** の内容の質の向上、
2. 国際調査の技術的な範囲の拡大、
3. 様々な言語の文献を調査する
4. 英語文献サーチの信頼性の向上、
5. 手続きを容易にする、
6. **ISR** の送付を早くする、
7. 技術分野への理解を広げる、
8. 選択可能な言語を増やす、
9. 日本で事業を実施する機会の増加、
10. 日本へ出願を国内移行した際に審査でもっと有利にする、
11. **PCT** 国際出願時の日本国特許庁に対する手続き費用がもっと安くなる、
12. 移行する国による審査の減額措置の範囲の拡大、
13. 引用文献が日本語のみで開示された文献の英語の翻訳文、
14. わからない、
15. その他

<回答欄>

コメント：

7) **ISA** としての日本国特許庁に対して要望したい点はありますか？ありましたら、記載をお願いします。

<回答欄>

コメント：

12. 移行する国によっては審査の減額措置がある、

13. 出願人の親会社又は共同出願人が日本の会社である、

14. 日本語文献サーチの信頼性が高い、

15. わからない、

16. その他

<回答欄>

コメント：

4) 日本国特許庁を **ISA** として選択したことがない場合は回答してください。

日本国特許庁を **ISA** として選択しない理由は何ですか？（複数回答可）

<選択肢>

1. **ISR** の内容の質が低い、
2. 国際調査の技術的な範囲が不適切である、
3. 多くの言語の文献を調査していない、
4. 英語文献サーチの信頼性が低い、
5. 手続きが煩雑、
6. **ISR** の送付が遅い、
7. 日本で優位ではない技術分野である、
8. 選択可能な言語が英語及び日本語のみで少ない、
9. 日本では事業を実施しない、
10. 日本へ出願を国内移行する予定がない、
11. **PCT** 国際出願時の日本国特許庁に対する手続き費用が高い、
12. 移行する国で審査の減額措置が受けられない、
13. 出願人の親会社又は共同出願人の本拠地が日本以外にある、
14. 引用文献が日本語のみで開示された文献が多くて内容が把握できない、
15. 自国に **ISA** がある、
16. 他にもっと質の高い **ISA** がある、
17. 他にもっと費用が安くなる **ISA** がある、
18. 従来から選択している **ISA** で特に問題がない
19. わからない、
20. その他

<回答欄>

コメント：

**F. 外国出願（最近3年間に於けるパリルート及びPCTルートでの出願）に関する質問**

1) 外国出願の件数は何件くらいですか？

<選択肢>

- 1. 5件未満/年、2. 5～9件/年、3. 10～19件/年、4. 20～29件/年
- 5. 30～39件/年、6. 40～49件/年、7. 50～99件/年、8. 100件以上/年
- 9. その他

<回答欄>

コメント:
-------

2) 外国出願のうち、PCT国際出願はどのくらいの割合を占めていますか？

<選択肢>

- 1. 5%未満、2. 5～10%未満、3. 10～30%未満、4. 30～50%未満
- 5. 50～70%未満、6. 70～90%未満、7. 90～100%、8. その他

<回答欄>

コメント:
-------

3) 外国出願のうち、日本への出願はどれくらいの割合を占めていますか？PCTルートで出願をしている場合は、日本を指定国とする出願及び指定国とする予定の出願も含めてください。

<選択肢>

- 1. 5%未満、2. 5～10%未満、3. 10～30%未満、4. 30～50%未満
- 5. 50～70%未満、6. 70～90%未満、7. 90～100%、8. その他

<回答欄>

コメント:
-------

4) 外国へ出願をする際、日本への出願はどれくらいの頻度でありますか？PCTルートで出願をしている場合は、日本を指定国とする出願及び指定国とする予定の出願も含めてください。

<選択肢>

- 1. ない、2. ほとんどない、3. ときどきある、4. よくある、
- 5. 毎回ある、6. その他

<回答欄>

コメント:
-------

### G. PCT 国際出願への理解度に関する質問

1) 出願人は PCT 国際出願についてのどの程度知っていますか？

<選択肢>

- 1. 知らない、
- 2. あまり知らない、
- 3. ある程度は知っている、
- 4. よく知っている、
- 5. わからない、
- 6. その他

<回答欄>

コメント：

2) 貴国からの PCT 国際出願が少ない理由は何だと思えますか？（複数回答可）

<選択肢>

- 1. 国内でのみ事業を実施予定がある、
- 2. 海外で事業を実施する予定国の数が少ない、
- 3. 各国へ直接出願する場合と比べて費用面でメリットがあまりない、
- 4. 各国へ直接出願する場合と比べて手続き面でメリットがあまりない、
- 5. 移行国の選択期限（出願から約 30 か月）が長いことがメリットにならない、
- 6. PCT 国際出願のメリットが理解されていない、
- 7. 出願可能な言語が限られている、
- 8. 翻訳費用が高い、
- 9. 親会社や関連会社が出願するので出願の必要性がない、
- 10. 他者からライセンスを受けるので出願の必要性がない、
- 11. わからない、
- 12. その他

<回答欄>

コメント：

3) どうすれば、貴国の PCT 国際出願が増えると思えますか？可能であれば例を記載してください。（複数選択可）

<選択肢>

- 1. 海外での事業の実施の機会の増加、
- 2. 費用がもつと安くなる、
- 3. 手続き面でもつとメリットがある（地域で指定ができる等）、
- 4. PCT 国際出願について出願人の理解度のアップ、

- 5. 出願可能な言語の増加、
- 6. わからない、
- 7. その他

<回答欄>

コメント：

## H. シンガポール知的財産庁に関する質問

1) 2015年9月から、シンガポール知的財産庁がISAになりました。今後シンガポール知的財産庁が選択できる状況になった場合、シンガポール知的財産庁を選択しますか？また、理由は何かですか？

<選択肢>

1. 積極的に選択する、
2. 出願の分野によっては選択する、
3. 試験的に出願して、後日継続的に選択するか決める、
4. しばらくは出願せずに様子を見る、
5. 選択しない、
6. わからない
7. その他

<回答欄>

コメント:

2) シンガポール知的財産庁をISAとして選択する可能性がある場合は回答してください。

シンガポール知的財産庁をISAとして選択する理由は何ですか？まだ実績はありませんが、シンガポール知的財産庁に対するイメージや印象などに基づいて回答してください。(複数回答可)

<選択肢>

1. ISRの内容の質が高い、
2. 国際調査の技術的な範囲が適切である、
3. 様々な言語の文献を調査している、
4. 英語文献サーチの信頼性が高い、
5. 手続が容易、
6. ISRが早く入手可能、
7. シンガポールで優位な技術分野である、
8. 選択可能な言語が英語である、
9. シンガポールで事業を実施する予定がある、
10. シンガポールへ出願を国内移行した際に審査で有利である、
11. PCT国際出願時のシンガポール知的財産庁に対する手続き費用が安い、
12. 移行する国によっては審査の減額措置がある、
13. 出願人の親会社又は共同出願人がシンガポールの会社である、
14. ASPECプログラム申請の予定がある、
15. わからない、
16. その他

<回答欄>

コメント:

3) シンガポール知的財産庁をISAとして選択する可能性がない場合は回答してください。

シンガポール知的財産庁をISAとして選択しない理由は何ですか？まだ実績はありませんが、シンガポール知的財産庁に対するイメージや印象などに基づいて回答してください。(複数回答可)

<選択肢>

1. ISRの内容の質が低い、
2. 国際調査の技術的な範囲が不適切である、
3. 多くの言語の文献を調査していない、
4. 英語文献サーチの信頼性が低い、
5. 手続が煩雑、
6. ISRの送付が遅い、
7. シンガポールで優位ではない技術分野である、
8. 選択可能な言語が英語のみで少ない、
9. シンガポールでは事業を実施しない、
10. シンガポールへ出願を国内移行する予定がない、
11. PCT国際出願時のシンガポール知的財産庁に対する手続き費用が高い、
11. 移行する国で審査の減額措置が受けられない、
13. 出願人の親会社又は共同出願人の本拠地がシンガポール以外にある、
14. 他にもっと質の高いISAがある、
15. 他にもっと費用が安いISAがある、
16. 従来から選択しているISAで特に問題ない
17. ISAとして機能し始めたばかりで調査がきちんと実施されるか不安がある、
18. これまでの審査実績状況から判断して調査が不十分である可能性がある、
19. わからない、
20. その他

<回答欄>

コメント:

4) ISAとしてのシンガポール知的財産庁に対して要望したい点はありますか？ありましたら、記載をお願いします。

<回答欄>

コメント:

## I. 韓国特許庁を ISA として選択することに関する質問

1) 韓国特許庁を ISA として選択していますか？

< 選択肢 >

1. 積極的に選択している、
2. ときどき選択している、
3. 何回か選択したことがある、
4. 選択したことはない
5. わからない、
6. その他

< 回答欄 >

コメント：

2) 現在、韓国特許庁を ISA として選択している場合に回答をお願いします。  
韓国特許庁を選択する理由は何ですか？（複数回答可）

< 選択肢 >

1. ISR の内容の質が高い、
2. 国際調査の技術的な範囲が適切である、
3. 様々な言語の文献を調査している
4. 英語文献サーチの信頼性が高い、
5. 手続きが容易、
6. ISR が早く入手可能、
7. 韓国で優位な技術分野である、
8. 選択可能な言語が英語及び韓国語である、
9. 韓国で事業を実施する予定がある、
10. 韓国へ出願を国内移行した際に審査で有利である、
11. PCT 国際出願時の韓国特許庁に対する手続き費用が安い、
12. 移行する国によっては審査の減額措置がある、
13. 出願人の親会社又は共同出願人が韓国の会社である、
13. 日本語文献サーチの信頼性が高い、
14. 韓国語文献サーチの信頼性が高い、
15. わからない、
16. その他

< 回答欄 >

コメント：

3) 韓国特許庁を ISA として選択したことがない又は現在選択していない場合に回答をお願いします。韓国特許庁を選択しない理由は何ですか？（複数回答可）

< 選択肢 >

1. ISR の内容の質が低い、
2. 国際調査の技術的な範囲が不適切である、
3. 多くの言語の文献を調査していない
4. 英語文献サーチの信頼性が低い、
5. 手続きが煩雑、
6. ISR の送付が遅い、
7. 韓国で優位ではない技術分野である、
8. 選択可能な言語が英語及び韓国語のみで少ない、
9. 韓国では事業を実施しない、
10. 韓国へ出願を国内移行する予定がない、
11. PCT 国際出願時の韓国特許庁に対する手続き費用が高い、
12. 移行する国で審査の減額措置が受けられない、
13. 出願人の親会社又は共同出願人の本拠地が韓国以外にある、
14. 引用文献が韓国語のみで開示された文献が多くて内容が把握できない
15. 自国に ISA がある、
16. 他にもっと質の高い ISA がある、
17. 他にもっと費用が安い ISA がある、
18. 従来から選択している ISA で特に問題が無い 19. わからない、20. その他

< 回答欄 >

コメント：

### J. 日本国特許庁をISAとして将来的に選択することに関する質問

1) 貴国が日本国特許庁のISAの管轄国になった場合、日本国特許庁をISAとして選択しますか？

<選択肢>

1. 積極的に選択する、
2. 出願の分野によっては選択する、
3. 試験的に出願して、後日継続的に選択するか決める、
4. しばらくは出願せずに様子をみる、
5. 選択しない、
6. わからない
7. その他

<回答欄>

コメント:

2) 日本国特許庁をISAとして選択する可能性がある場合は回答してください。日本国特許庁をISAとして選択する理由は何ですか？まだ実績はありませんが、日本国特許庁に対するイメージや印象などに基づいて回答してください。(複数回答可)

<選択肢>

1. ISRの内容の質が高い、
2. 国際調査の技術的な範囲が適切である、
3. 様々な言語の文献を調査している、
4. 英語文献サーチの信頼性が高い、
5. 手続きが容易、
6. ISRが早く入手可能、
7. 日本で優位な技術分野である、
8. 選択可能な言語が英語及び日本語である、
9. 日本で事業を実施する予定がある、
10. 日本へ出願を国内移行した際に審査で有利である、
11. PCT国際出願時の日本国特許庁に対する手続き費用が安い、
12. 移行する国によっては審査の減額措置がある、
13. 出願人の親会社又は共同出願人が日本の会社である、
14. 日本語文献サーチの信頼性が高い
15. わからない、
16. その他

<回答欄>

コメント:

3) 日本国特許庁をISAとして選択する可能性がない場合は回答して下さい。日本国特許庁をISAとして選択しない理由は何ですか？まだ実績はありませんが、日本国特許庁に対するイメージや印象などに基づいて回答してください。(複数回答可)

<選択肢>

1. ISRの内容の質が低い、
2. 国際調査の技術的な範囲が不適切である、
3. 多くの言語の文献を調査していない、
4. 英語文献サーチの信頼性が低い、
5. 手続きが煩雑、
6. ISRの送付が遅い、
7. 日本で優位ではない技術分野である、
8. 選択可能な言語が英語及び日本語のみで少ない、
9. 日本では事業を実施しない、
10. 日本へ出願を国内移行する予定がない、
11. PCT国際出願時の日本国特許庁に対する手続き費用が高い、
12. 移行する国で審査の減額措置が受けられない、
13. 出願人の親会社又は共同出願人の本拠地が日本以外にある、
14. 引用文献が日本語のみで開示された文献が多くて内容が把握できない
15. 自国にISAがある、
16. 他にもっと質の高いISAがある、
17. 他にもっと費用が安くなるISAがある、
18. 従来から選択しているISAで特に問題がない
19. わからない、
20. その他

<回答欄>

コメント:

4) 何が行われたら、日本国特許庁をISAとして積極的に選択したいと思えますか？(複数選択可)

<選択肢>

1. ISRの内容の質の向上、
2. 国際調査の技術的な範囲の拡大、
3. 様々な言語の文献を調査する、
4. 英語文献サーチの信頼性の向上、
5. 手続きを容易にする、
6. ISRの送付を早くする、

### 3. 質問票 (英語版)

#### Request for Cooperation to Questionnaire Survey on "User Evaluation of International Search Reports and Criteria for Selecting International Search Authorities in PCT Contracting States"

In July 2015, the Japan Patent Office (JPO) started to act as an International Searching Authority (ISA) for nine countries: Philippines, Thailand, Vietnam, Singapore, Malaysia, Indonesia, South Korea, the United States and Japan. When selected as an ISA for any of these countries, the JPO strives to provide the applicant with a satisfactory International Search Report (ISR) by conducting an international search.

As part of an effort to provide high quality prior art search results and to help applicants around the world obtain stable IP rights outside their countries, the JPO is conducting this questionnaire survey. The survey results will be used to further enhance the JPO's reliability as an ISA for applicants in your country.

We would like to seek honest opinions from law firms and companies who have had their international patent applications laid open in the past three years. We would greatly appreciate it if you could make time in your busy schedule to answer this questionnaire.

If you have any questions, please don't hesitate to contact us.

#### **【How to answer this questionnaire】**

We hope the sample answers below will be helpful when you answer the questions. If you select "Don't know" or "Other" from <Answer options>, please explain the reason etc. When necessary, you can use the "Comments" field. In the answer sections, ISAs are shown as two-letter symbols as in Table 1:

<Table 1: Symbols for ISAs>

Symbol	Names of ISAs	Languages accepted for international search
AT	Austria Patent Office	English, French, German, Hungarian, Russian
AU	Australian Patent Office	English

- 7. 技術分野への理解を広げる、
- 8. 選択可能な言語を増やす、
- 9. 日本で事業を実施する機会の増加、
- 10. 日本へ出願を国内移行した際に審査でもっと有利にする、
- 11. PCT 国際出願時の日本国特許庁に対する手続き費用をもっと安くする、
- 12. 移行する国による審査の減額措置の範囲の拡大、
- 13. 日本語のみで開示された引用文献についての英語の翻訳文、
- 14. わからない、
- 15. その他

<回答欄>

コメント:

BR	National Institute of Industrial Property (Brazil)	English, Portuguese & Spanish <sup>1</sup>
CA	Canadian Intellectual Property Office	English, French
CL	National Institute of Industrial Property (Chili)	Spanish
CN	State Intellectual Property Office of the People's Republic China	Chinese, English
EG	Egyptian Patent Office	Arabic <sup>2</sup> , English <sup>2,3</sup>
EP	European Patent Office (EPO)	English, French, German, etc. <sup>4</sup>
ES	Spanish Patent and Trademark Office	Spanish
FI	Finnish Patent and Registration Office (PRH)	English, Finnish, Swedish
IL	Israel Patent Office	English
IN	Indian Patent Office	English
JP	Japan Patent Office (JPO)	English, Japanese
KR	Korean Intellectual Property Office (KIPO)	English, Korean
RU	Federal Service for Intellectual Property (ROSPATENT) (Russian Federation)	English, Russian
SE	Swedish Patent and Registration Office	Danish, English, Finnish, French <sup>5</sup> , Norwegian & Swedish
SG	Intellectual Property Office of Singapore	English
US	United States Patent and Trademark Office (USPTO)	English
XN	Nordic Patent Institute	Danish, English, Icelandic, Norwegian & Swedish

<sup>1</sup> For PCT international applications filed with the National Institute of Industrial Property (Brazil) acting as Receiving Office or with the Receiving Office of the Latin American & Caribbean regions.

<sup>2</sup> For PCT international applications filed with the Receiving Office of, or acting for, any member of the League of Arab States.

<sup>3</sup> For PCT international applications filed with any Receiving Office other than the Receiving Office of, or acting for, any member of the League of Arab States.

<sup>4</sup> And where the PCT international application is filed with the Patent Offices of Belgium or the Netherlands, Dutch.

<sup>5</sup> Only for PCT international applications filed with the Receiving Offices of, or acting for, developing countries.

ISAs that PCT applicants of your country can select as of September 1, 2015 are marked with a tick (✓).

< Republic of Singapore >

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
✓	✓						✓		
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	----
		✓	✓			✓			----

### 【Sample answers】

#### #Example 1

How many PCT international applications do you file?

<Answer options>

1. Less than 5 / yr. 2. 5 - 9 / yr. 3. 10 - 29 / yr. 4. 30 - 49 / yr. 5. 50 - 99 / yr.

6. More than 100 / yr.

<Answer>

3

Give additional comments, if any, in this field.

Comments: The number is increasing year after year.

#### #Example 2

Do you think novelty is assessed adequately in the ISRs? Why do you think so?

<Answer options>

1. Adequate 2. More or less adequate 3. Not very adequate 4. Not adequate

5. Don't know 6. Other

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
							1		
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	----
		2					5		----

Answer on each ISA you know. If possible, explain the reasons for your answers.

Reason:

•EP: Cited references are adequate almost every time.

•JP: On pharmaceuticals, sometimes their assessment is not adequate.

•US: We've just filed an application and not yet received an ISR, so we don't know.

**A. Questions about applications filed (in the past three years)**

1) How many PCT international applications do you file?

<Answer options>

1. Less than 5 / yr.   2. 5 - 9 / yr.   3. 10 - 29 / yr.   4. 30 - 49 / yr.   5. 50 - 99 / yr.  
6. More than 100 / yr.

<Answer>

Comments:

2) Which ISAs do you use? Rank them from 1 to ... based on how many times you used.

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	
Comments:									

3) In relation to the ISRs, what is the percentage of each language you use in PCT international applications?

<Answer>

1. English (   ) %	(selectable except at CL and ES)
2. German (   ) %	(selectable at AT and EP)
3. French (   ) %	(selectable at AT, CA, EP and SE)
4. Spanish (   ) %	(selectable at BR, CL and ES)
5. Portuguese (   ) %	(selectable at BR)
6. Japanese (   ) %	(selectable at JP)
7. Chinese (   ) %	(selectable at CN)
8. Korean (   ) %	(selectable at KR)
9. Other language (   ) %	
Comments:	

**B. Questions about ISRs and written opinions**

Select an answer option on each of the ISAs you know.

1) Adequacy of prior art references

1-1) Do you think novelty is assessed adequately in the ISRs? Why do you think so?

<Answer options>

1. Adequate   2. More or less adequate   3. Not very adequate   4. Not adequate  
5. Don't know   6. Other

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	
Reason:									

1-2) Do you think inventive step is assessed adequately in the ISRs? Why do you think so?

<Answer options>

1. Adequate   2. More or less adequate   3. Not very adequate  
4. Not adequate   5. Don't know   6. Other

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	
Reason:									

2. Coverage of prior art in technical field of claimed invention

2-1) To the best of your knowledge, do the ISAs search documents in other languages than the official languages of the countries where the ISAs are located? How did you find that?

<Answer options>

1. Yes, always.   2. In most cases.   3. In few cases.   4. No.   5. Don't know.  
6. Other

<Answer options>  
 1. Almost all of the references cited in ISRs are used.  
 2. Most of the references are the same as in ISRs but some different references are added.  
 3. About a half of the references are from ISRs and about the same number of references are added.  
 4. References cited in ISRs are not used in many cases.  
 5. Don't know.  
 6. Others

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	

Additional references:

4) Adequacy and clarity in relation to novelty, inventive step, industrial applicability, etc.  
 4-1) Do you think that the written opinions discuss novelty adequately and clearly? Why do you think so?

<Answer options>  
 1. Adequate and clear. 2. More or less adequate and clear.  
 3. Not very adequate or clear. 4. Not adequate or clear. 5. Don't know. 6. Other.

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	

Reason:

4-2) Do you think that the written opinions discuss inventive step adequately and clearly? Why do you think so?

<Answer options>  
 1. Adequate and clear. 2. More or less adequate and clear.  
 3. Not very adequate or clear. 4. Not adequate or clear. 5. Don't know. 6. Other.

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	

Reason:

2-2) According to your experience, do the ISAs cite references in other languages than the official languages of the countries where the ISAs are located? Give an example, if possible.

<Answer options>  
 1. Yes, frequently. 2. Sometimes. 3. Rarely. 4. No. 5. Don't know. 6. Other.

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	

Example:

2-3) Do you think ISRs cover an adequate technical scope of prior art? Why do you think so?

<Answer options>  
 1. Adequate 2. More or less adequate 3. Not very adequate 4. Not adequate  
 5. Don't know 6. Other

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	

Reason:

3) Effect of ISRs and written opinions on examination in designated countries  
 3-1) Are the references cited in ISRs and written opinions also used in examination in designated countries? If different references are often added subsequently, what references are added?

5-2) When you look at ISRs and written opinions made by the same ISA, do you find any variability in assessment between examiners in charge of searches? Why do you think so?

<Answer options>

1. Yes, frequently. 2. Sometimes. 3. Rarely. 4. No. 5. Don't know. 6. Other.

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	
Reason:									

6) Time taken to prepare and deliver ISR and written opinion

6-1) Do you think that time taken to prepare (and deliver) an ISR or a written opinion is adequate? If you don't think so, give a specific example.

<Answer options>

1. Adequate 2. More or less adequate 3. Not very adequate 4. Not adequate  
5. Don't know 6. Other

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	
Example:									

7) In relation to ISRs or written opinions, do you find something unsatisfactory or something that needs improvement? If "yes," please specify.

<Answer options>

1. No. 2. Yes.

<Answer>

--

If you select "2":

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	
Reason:									

4-3) Do you think that the written opinions discuss industrial applicability adequately and clearly? Why do you think so?

<Answer options>

1. Adequate and clear. 2. More or less adequate and clear.  
3. Not very adequate or clear. 4. Not adequate or clear. 5. Don't know. 6. Other.

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	
Reason:									

5) Variability in assessment

5-1) When you look at ISRs and written opinions made by the same ISA, do you find any variability (i.e. slight inconsistency or difference) in assessment of novelty, inventive step etc. between different technical fields? Why do you think so?

<Answer options>

1. Yes, frequently. 2. Sometimes. 3. Rarely. 4. No. 5. Don't know. 6. Other.

<Answer>

AT	AU	BR	CA	CL	CN	EG	EP	ES	FI
IL	IN	JP	KR	RU	SE	SG	US	XN	
Reason:									

**C. Questions about ISAs**

1) Selection of ISAs

1-1) What is the process for selection of an ISA in your case? (Select all that apply.) If possible, give a specific example.

<Answer options>

- 1. Use an ISA that is designated by the applicant in advance.
- 2. Use an ISA that is designated by the law firm.
- 3. Use an ISA that is recommended by the law firm and agreed by the applicant.
- 4. Select an ISA for each application through consultation between the applicant and the law firm.
- 5. Always use the same ISA that has been agreed on between the applicant and the law firm.
- 6. Don't know.
- 7. Other.

<Answer>

Example:

1-2) When filing a joint application, what is the process for selection of an ISA? (Select all that apply.) If possible, give a specific example.

<Answer options>

- 1. Select an ISA through consultation between the co-applicants.
- 2. Use an ISA that is designated by the law firm.
- 3. Use an ISA that is designated by one of the co-applicants (including the parent company).
- 4. Use an ISA that is recommended by the law firm and agreed by the co-applicants.
- 5. Select an ISA for each application through consultation between the co-applicants and the law firm.
- 6. Don't know.
- 7. Other.

<Answer>

Example:

1-3) Have you ever switched from one ISA to another? If yes, identify the previous and subsequent ISAs, and explain when and why you did so.

<Answer options>

- 1. No.
- 2. Yes.

<Answer>

• If you select "2": previous ISA ( ) → subsequent ISA ( )

• When?:

• Reason:

1-4) Do you use more than one ISA? (in the past three years)

<Answer options>

- 1. Yes.
- 2. No.

<Answer>

1-5) If you use two or more ISAs, on what basis do you select an ISA in each case? (Select all that apply.) If possible, give a specific example to explain it. (e.g. You select "2. Languages." because you select the EPO when filing an application in English, and use the JPO when filing an application in Japanese.)

<Answer options>

- 1. Technical fields.
- 2. Languages.
- 3. Regions in which to conduct business.
- 4. Applicants
- 5. Don't know.
- 6. Other

<Answer>

Example:

2) Important factors in selecting ISA

2-1) Do you take the following points into consideration when selecting an ISA? Select an answer on each of them and explain the reason.

<Answer options>

1. Yes, always. 2. In most cases. 3. In some cases. 4. In few cases. 5. No.  
6. Don't know. 7. Other

<Points to be taken into consideration>

[1] Adequacy of prior art references cited in ISRs

Answer:	Reason:
---------	---------

[2] Language of prior art references cited in ISRs

Answer:	Reason:
---------	---------

[3] Coverage of technical scope by prior art references in ISRs

Answer:	Reason:
---------	---------

[4] Effect of references cited in ISRs or in written opinions on examination in designated countries.

Answer:	Reason:
---------	---------

[5] Adequacy of discussion on patentability in written opinions

Answer:	Reason:
---------	---------

[6] The rate of rejection and successful registration in designated countries when PCT-PPH is used

Answer:	Reason:
---------	---------

[7] Clarity of discussion on patentability in written opinions

Answer:	Reason:
---------	---------

[8] Variability in assessment of novelty, etc. between different technical fields

Answer:	Reason:
---------	---------

[9] Variability in assessment between examiners in charge of searches

Answer:	Reason:
---------	---------

[10] Time taken to prepare an ISR or written opinion (and to deliver it to the applicant)

Answer:	Reason:
---------	---------

[11] Languages used at the Receiving Office

Answer:	Reason:
---------	---------

[12] Cost incurred in the international phase

Answer:	Reason:
---------	---------

[13] Cost incurred in the national phase

Answer:	Reason:
---------	---------

2-2) Which of the points above are most important when selecting an ISA? Select five and rank them from 1 to 5, and explain the reason. If you select [0], please specify. –

<Answer options>

[1] Adequacy of prior art references cited in ISRs

[2] Language of prior art references cited in ISRs

[3] Coverage of technical scope by prior art references in ISRs

[4] Effect of references cited in ISRs or in written opinions on examination in designated countries

[5] Adequacy of discussion on patentability in written opinions

[6] The rate of rejection and successful registration in designated countries when PCT-PPH is used

[7] Clarity of discussion on patentability in written opinions

[8] Variability in assessment of novelty, etc. between different technical fields

[9] Variability in assessment between examiners in charge of searches

[10] Time taken to prepare an ISR or written opinion (and to deliver it to the applicant)

[11] Languages used at the Receiving Office

[12] Cost incurred in the international phase

[13] Cost incurred in the national phase

[0] None of the above

<Answer>

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

Reason:

If you select [0], please specify:

2-3) Do you take the following fees into consideration when selecting an ISA? Select an answer on each of them and explain the reason.

<Answer options>

1. Yes, always.
2. In most cases.
3. In some cases.
4. In few cases.
5. No.
6. Don't know.
7. Other

<Types of fees>

[1] Search fee to be paid at the time of PCT international application (the amount varies depending on ISAs).

Answer:

Reason:

[2] Transmittal fee to be paid at the time of PCT international application (the amount varies depending on Receiving Offices)

Answer:

Reason:

[3] Search fee to be paid at the time of entry into national phase (the amount varies depending on designated countries)

Answer:

Reason:

↓ If you select one of the answer options 1 to 4:

In some designated countries, this fee will be reduced when you select a certain ISA. Do you take such a reduction into consideration?

Answer:

Reason:

[4] Examination fee to be paid after entry into national phase (the amount varies depending on designated countries)

Answer:

Reason:

↓ If you select one of the answer options 1 to 4:

In some designated countries, this fee will be reduced when you select a certain ISA. Do you take such a reduction into consideration?

Answer:

Reason:

[5] Other fees

Answer:

What fee?:

Reason:

3) Questions about selection of ISAs in the future

3-1) Is there a specific ISA you hope to select in the future? If you are planning to switch from one ISA to another, identify the existing and prospective ISAs.

<Answer options>

1. No plan for change to a different ISA at the present.
2. Planning to additionally select / stop using some ISAs in the future.
3. Planning to additionally select / stop using specific ISAs at the present.
4. Don't know.
5. Other

<Answer>

· If you select "3": existing ISA ( ) → prospective ISA ( )

· When?:

· Reason:

3-2) What do you think about the fact that there are an increasing number of ISAs, and why do you think so?

<Answer options>

1. It's preferable that there will be more ISAs.
2. There are currently approx. 20 and that's enough.
3. The number is adequate, but their capabilities as ISAs need to be checked.
4. They are already too many and the number of ISAs should be decreased.

- 5. Not concerned about it.
- 6. Don't know.
- 7. Other.

<Answer>

Reason:

3-3) In relation to the ISAs, do you find something unsatisfactory or something that needs improvement? If "yes," please specify.

<Answer options>

- 1. No.
- 2. Yes.

<Answer>

If you select "2":

**D. Questions about use of the EPO as an ISA**

1) Have you ever selected the European Patent Office (EPO) as an ISA? If yes, for how many PCT international applications did you use the EPO?

<Answer options>

- 1. None.
- 2. 1 - 4.
- 3. 5 - 9.
- 4. 10 - 19.
- 5. 20 - 29.
- 6. Over 30.
- 7. Don't know
- 8. Other

<Answer>

Reason:

2) If you have ever selected the EPO:  
For what reason do you select the EPO as an ISA? (Select all that apply.)

<Answer options>

- 1. Their ISRs are of high quality.
- 2. They cover an adequate technical scope of prior art in their international searches.
- 3. They search documents in various languages.
- 4. Their search of documents in English is highly reliable.
- 5. The procedure is simple.
- 6. They are quick to deliver ISRs.
- 7. Europe has an edge in the relevant technical field.
- 8. Many languages are selectable.
- 9. You/The applicants are planning to conduct business in Europe.
- 10. It is advantageous at the time of examination when entered into the national phase at the EPO.
- 11. Lower cost for the procedure when filing a PCT international application with the EPO.
- 12. Examination fees are reduced when entered into the national phase in certain countries.
- 13. Your/The applicant's parent company or co-applicant is a European company.
- 14. Don't know.
- 15. Other.

<Answer>

Comments:

3) Do you think information in the EPO's ISRs and/or written opinions is sufficient (adequate)?

<Answer options>

1. Sufficient. 2. More or less sufficient. 3. Not very sufficient. 4. Not sufficient.  
5. Never seen one. 6. Don't know. 7. Other.

<Answer>

Comments:

4) In relation to the EPO as an ISA, do you find something that needs improvement? If "yes," please specify.

<Answer>

Comments:

### E. Questions about use of the JPO as an ISA

1) Have you ever selected the Japan Patent Office (JPO) as an ISA? If yes, for how many PCT international applications did you use the JPO?

<Answer options>

1. None. 2. 1 - 4. 3. 5 - 9. 4. 10 - 19. 5. 20 - 29. 6. Over 30.  
7. Don't know 8. Other

<Answer>

Comments:

2) If you have ever selected the JPO as an ISA:  
What percentage of your PCT international applications (where you selected the JPO as an ISA) were filed by your Japanese company (such as your branch and subsidiary incorporated in Japan)?

<Answer options>

1. Less than 5% 2. 5% to less than 10% 3. 10% to less than 30%  
4. 30% to less than 50% 5. 50% to less than 70% 6. 70% to less than 90%  
7. 90% to 100 % 8. Other

<Answer>

Comments:

3) If you have ever selected the JPO as an ISA:  
For what reason do you select the JPO as an ISA? (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Their ISRs are of high quality.  
2. They cover an adequate technical scope of prior art in their international searches.  
3. They search documents in various languages.  
4. Their search of documents in English is highly reliable.  
5. The procedure is simple.  
6. They are quick to deliver ISRs.  
7. Japan has an edge in the relevant technical field.  
8. Both English and Japanese are selectable.

9. You/The applicants are planning to conduct business in Japan.  
 10. It is advantageous at the time of examination when entered into the national phase in Japan.  
 11. Lower cost for the procedure when filing a PCT international application with the JPO.  
 12. Examination fees are reduced when entered into the national phase in certain countries.  
 13. Your/The applicant's parent company or co-applicant is a Japanese company.  
 14. Their search of documents in Japanese is highly reliable.  
 15. Don't know.  
 16. Other.

<Answer>

Comments:

- 4) If you have never selected the JPO as an ISA:  
 For what reason don't you select the JPO as an ISA? (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Their ISRs are of low quality.
2. They do not cover an adequate technical scope of prior art in their international searches.
3. They do not search documents in many languages.
4. Their search of documents in English is not reliable.
5. The procedure is complicated.
6. They are slow to deliver ISRs.
7. Japan does not have an edge in the relevant technical field.
8. Only English and Japanese are selectable.
9. You/The applicants do not conduct business in Japan.
10. Your PCT international applications will not enter the national phase in Japan.
11. The procedure is costly when filing a PCT international application with the JPO.
12. Examination fees are not reduced when entered into the national phase in certain countries.
13. Your/The applicant's parent company or the co-applicant is located outside Japan.
14. Many prior art references are disclosed in Japanese only and it is difficult to understand the report.
15. Your home country has an ISA.
16. You know an ISA of better quality.
17. You know a less expensive ISA.

18. No problem with the ISAs you have been using.  
 19. Don't know.  
 20. Other.

<Answer>

Comments:

- 5) Do you think information in the JPO's ISRs and/or written opinions is sufficient (adequate)?

<Answer options>

1. Sufficient.
2. More or less sufficient.
3. Not very sufficient.
4. Not sufficient.
5. Never seen one.
6. Don't know.
7. Other.

<Answer>

Comments:

- 6) What change would make you willing to select the JPO as an ISA? (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Improvement in the quality of their ISRs.
2. Increase in the technical scope of prior art in their international searches.
3. Support (readiness) for many languages in their international searches.
4. Increase in the reliability of their search of documents in English.
5. Simplification of the procedure.
6. Quicker delivery of ISRs.
7. Extension of their knowledge to a wider range of technical fields.
8. Increase in the number of selectable languages.
9. Increase of business opportunities in Japan.
10. Increase in advantage offered at the time of examination when entered into the national phase in Japan.
11. Decrease in cost for the procedure when filing a PCT international application with the JPO.
12. Increase of countries where examination fees are reduced when entered into the national phase.
13. Provision of English translation when a prior art reference is disclosed in Japanese

**F. Questions about foreign applications (under Paris Convention and PCT in the past three years)**

1) How many foreign patent applications do you file?

- <Answer options>  
 1. Less than 5 / yr.   2. 5 - 9 / yr.   3. 10 - 19 / yr.   4. 20 - 29 / yr.   5. 30 - 39 / yr.  
 6. 40 - 49 / yr.   7. 50 - 99 / yr.   8. More than 100 / yr.   9. Other  
 <Answer>

Comments:

2) What percentage of your foreign applications are PCT international applications?

- <Answer options>  
 1. Less than 5%   2. 5% to less than 10%   3. 10% to less than 30%  
 4. 30% to less than 50%   5. 50% to less than 70%   6. 70% to less than 90%  
 7. 90% to 100 %   8. Other  
 <Answer>

Comments:

3) What percentage of your foreign applications are destined for Japan? If you use the PCT route to file applications abroad, count in those applications which enter, or will enter, Japan.

- <Answer options>  
 1. Less than 5%   2. 5% to less than 10%   3. 10% to less than 30%  
 4. 30% to less than 50%   5. 50% to less than 70%   6. 70% to less than 90%  
 7. 90% to 100 %   8. Other  
 <Answer>

Comments:

- only.  
 14. Don't know.  
 15. Other.  
 <Answer>

Comments:

7) In relation to the JPO as an ISA, do you find something that needs improvement? If "yes," please specify.

Comments:

4) How often are your foreign applications destined for Japan? If you use the PCT route to file applications abroad, count in those applications which entered, or will enter, Japan.

<Answer options>

1. Never. 2. Rarely. 3. Sometimes. 4. Frequently. 5. Every time. 6. Other

<Answer>

Comments:

### G. Degree of understanding of PCT international application

1) How well do the applicants understand the system for international patent application filing under the PCT?

<Answer options>

1. Not at all. 2. Not very well. 3. Fairly well. 4. Very well. 5. Don't know.

6. Other.

<Answer>

Comments:

2) In your opinion, why are only a small number of PCT international applications filed from your country? (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Many companies plan to conduct business only within their country.
2. Companies do not have a plan to conduct business in many foreign countries.
3. No so advantageous in terms of cost, as compared to a foreign application directly submitted to each country.
4. No so advantageous in terms of procedure, as compared to a foreign application directly submitted to each country.
5. No advantage from the long period for selection of countries to enter (approx. 30 months from the filing).
6. Advantages of the PCT international application are not well known.
7. Only a limited number of languages are available for use in applications.
8. High cost for translation.
9. No need to file patent applications, because the applications are filed by their parent companies or affiliates.
10. No need to file patent applications, because they get licenses from other entities.
11. Don't know.
12. Other.

<Answer>

Comments:

3) In your opinion, what change would increase the number of PCT international applications in your country. (Select all that apply.) If possible, give a specific example.

<Answer options>

1. Increase of business opportunities in foreign countries.
2. Lower cost.
3. More advantages in terms of procedure (e.g. the possibility to designate a region as a whole).
4. Improvement of the applicants' understanding of the system for PCT international applications.
5. Increase in the number of languages available for use in applications.
6. Don't know.
7. Other.

<Answer>

Comments:

### H. Questions about the IPOS

1) In September 2015, the Intellectual Property Office of Singapore (IPOS) started to act as an ISA. If the IPOS becomes selectable as an ISA, will you select it? Why do you think so?

<Answer options>

1. Yes, willing to do so.
2. Depending on the technical field.
3. On a trial basis at first, then decide whether to use it continuously.
4. Wait to see how it works for the time being.
5. No.
6. Don't know.
7. Other.

<Answer>

Reason:

2) If it is likely that you will select the IPOS as an ISA in the future:

For what reason would you select the IPOS as an ISA? Although you may not have actual experience in using the IPOS as an ISA, we hope you can answer this question based on your impression of the IPOS. (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Their ISRs are of high quality.
2. They cover an adequate technical scope of prior art in their international searches.
3. They search documents in various languages.
4. Their search of documents in English is highly reliable.
5. The procedure is simple.
6. They are quick to deliver ISRs.
7. Singapore has an edge in the relevant technical field.
8. English is selectable.
9. You/The applicants are planning to conduct business in Singapore.
10. It is advantageous at the time of examination when entered into the national phase in Singapore.
11. Lower cost for the procedure when filing a PCT international application with the IPOS.
12. Examination fees are reduced when entered into the national phase in certain countries.
13. Your/The applicant's parent company or co-applicant is a Singaporean company.
14. You are planning to use the ASPEC program.
15. Don't know.

16. Other.

<Answer>

Comments:

3) If it is unlikely that you will select the IPOS as an ISA in the future:

For what reason don't you select the IPOS as an ISA? Although you may not have actual experience in using the IPOS as an ISA, we hope you can answer this question based on your impression of the IPOS. (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Their ISRs are of low quality.
2. They do not cover an adequate technical scope of prior art in their international searches.
3. They do not search documents in many languages.
4. Their search of documents in English is not reliable.
5. The procedure is complicated.
6. They are slow to deliver ISRs.
7. Singapore does not have an edge in the relevant technical field.
8. Only English is selectable.
9. You/The applicants do not conduct business in Singapore.
10. Your PCT international applications will not enter the national phase in Singapore.
11. The procedure is costly when filing a PCT international application with the IPOS.
12. Examination fees are not reduced when entered into the national phase in certain countries.
13. Your/The applicant's parent company or the co-applicant is located outside Singapore.
14. You know an ISA of better quality.
15. You know a less expensive ISA.
16. No problem with the ISAs you have been using.
17. You are uncertain about their ability to conduct a search adequately because they have just started as an ISA.
18. According to your evaluation of their examination results in the past, you are uncertain about their ability to conduct a search adequately.
19. Don't know.
20. Other.

<Answer>

Comments:

4) In relation to the IPOS as an ISA, do you find something that needs improvement? If "yes," please specify.

<Answer>

Comments:

**I. Questions about use of the KIPO as an ISA**

1) Do you select (or have you ever selected) the Korean Intellectual Property Office (KIPO) as an ISA?

<Answer options>

1. Yes, willing to do so. 2. Sometimes. 3. A few times in the past. 4. Never.  
5. Don't know. 6. Other.

<Answer>

Comments:

2) If you have ever selected the KIPO as an ISA:

For what reason do you select the KIPO as an ISA? (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Their ISRs are of high quality.  
2. They cover an adequate technical scope of prior art in their international searches.  
3. They search documents in various languages.  
4. Their search of documents in English is highly reliable.  
5. The procedure is simple.  
6. They are quick to deliver ISRs.  
7. South Korea has an edge in the relevant technical field.  
8. Both English and Korean are selectable.  
9. You/The applicants are planning to conduct business in South Korea.  
10. It is advantageous at the time of examination when entered into the national phase in South Korea.  
11. Lower cost for the procedure when filing a PCT international application with the KIPO.  
12. Examination fees are reduced when entered into the national phase in certain countries.  
13. Your/The applicant's parent company or co-applicant is a South Korean company.  
14. Their search of documents in Japanese is highly reliable.  
15. Their search of documents in Korean is highly reliable.  
16. Don't know.  
17. Other.

<Answer>

--

Comments:

3) If you have never selected the KIPO as an ISA:  
For what reason don't you select the KIPO as an ISA? (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Their ISRs are of low quality.  
2. They do not cover an adequate technical scope of prior art in their international searches.  
3. They do not search documents in many languages.  
4. Their search of documents in English is not reliable.  
5. The procedure is complicated.  
6. They are slow to deliver ISRs.  
7. South Korea does not have an edge in the relevant technical field.  
8. Only English and Korean are selectable.  
9. You/The applicants do not conduct business in South Korea.  
10. Your PCT international applications will not enter the national phase in South Korea.  
11. The procedure is costly when filing a PCT international application with the KIPO.  
12. Examination fees are not reduced when entered into the national phase in certain countries.  
13. Your/The applicant's parent company or the co-applicant is located outside South Korea.  
14. Many prior art references are disclosed in Korean only and it is difficult to understand the report.  
15. Your home country has an ISA.  
16. You know an ISA of better quality.  
17. You know a less expensive ISA.  
18. No problem with the ISAs you have been using.  
19. Don't know.  
20. Other.

<Answer>

Comments:

**J. Questions about possible use of the JPO as an ISA in the future**

1) If the Japan Patent Office (JPO) becomes available as an ISA for your country in the future, will you select the JPO as an ISA?

<Answer options>

1. Yes, willing to do so.
2. Depending on the technical field.
3. On a trial basis at first, then decide whether to use it continuously.
4. Wait to see how it works for the time being.
5. No.
6. Don't know.
7. Other.

<Answer>

Comments:

2) If it is likely that you will select the JPO as an ISA in the future:

For what reason would you select the JPO as an ISA? Although you may not have actual experience in using the JPO as an ISA, we hope you can answer this question based on your impression of the JPO. (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Their ISRs are of high quality.
2. They cover an adequate technical scope of prior art in their international searches.
3. They search documents in various languages.
4. Their search of documents in English is highly reliable.
5. The procedure is simple.
6. They are quick to deliver ISRs.
7. Japan has an edge in the relevant technical field.
8. Both English and Japanese are selectable.
9. You/The applicants are planning to conduct business in Japan.
10. It is advantageous at the time of examination when entered into the national phase in Japan.
11. Lower cost for the procedure when filing a PCT international application with the JPO.
12. Examination fees are reduced when entered into the national phase in certain countries.
13. Your/The applicant's parent company or co-applicant is a Japanese company.
14. Their search of documents in Japanese is highly reliable.
15. Don't know.
16. Other.

<Answer>

Comments:

3) If it is unlikely that you will select the JPO as an ISA in the future:

For what reason don't you select the JPO as an ISA? Although you may not have actual experience in using the JPO as an ISA, we hope you can answer this question based on your impression of the JPO. (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Their ISRs are of low quality.
2. They do not cover an adequate technical scope of prior art in their international searches.
3. They do not search documents in many languages.
4. Their search of documents in English is not reliable.
5. The procedure is complicated.
6. They are slow to deliver ISRs.
7. Japan does not have an edge in the relevant technical field.
8. Only English and Japanese are selectable.
9. You/The applicants do not conduct business in Japan.
10. Your PCT international applications will not enter the national phase in Japan.
11. The procedure is costly when filing a PCT international application with the JPO.
12. Examination fees are not reduced when entered into the national phase in certain countries.
13. Your/The applicant's parent company or the co-applicant is located outside Japan.
14. Many prior art references are disclosed in Japanese only and it is difficult to understand the report.
15. Your home country has an ISA.
16. You know an ISA of better quality.
17. You know a less expensive ISA.
18. No problem with the ISAs you have been using.
19. Don't know.
20. Other.

<Answer>

Comments:

4) What change would make you willing to select the JPO as an ISA? (Select all that apply.)

<Answer options>

1. Improvement in the quality of their ISRs.
2. Increase in the technical scope of prior art in their international searches.
3. Support (readiness) for many languages in their international searches.
4. Increase in the reliability of their search of documents in English.
5. Simplification of the procedure.
6. Quicker delivery of ISRs.
7. Extension of their knowledge to a wider range of technical fields.
8. Increase in the number of selectable languages.
9. Increase of business opportunities in Japan.
10. Increase in advantage offered at the time of examination when entered into the national phase in Japan.
11. Decrease in cost for the procedure when filing a PCT international application with the JPO.
12. Increase of countries where examination fees are reduced when entered into the national phase.
13. Provision of English translation when a prior art reference is disclosed in Japanese only.
14. Don't know.
15. Other.

<Answer>

Comments:

平成 28 年 3 月

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

PCT における各国ユーザーの国際調査報告の評価及び  
国際調査機関の選択基準に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>